

高等学校学習指導要領解説

家庭編

平成22年1月

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 家庭編

目 次

第1部 各学科に共通する教科「家庭」	1
第1章 総説	1
第1節 改訂の趣旨	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の趣旨	2
3 改訂の要点	3
第2節 教科の目標	5
第3節 教科の科目編成	7
第2章 各科目	8
第1節 家庭基礎	8
1 科目の性格と目標	8
2 内容とその取扱い	10
第2節 家庭総合	18
1 科目の性格と目標	18
2 内容とその取扱い	19
第3節 生活デザイン	33
1 科目の性格と目標	33
2 内容とその取扱い	34
第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	48
1 科目の履修に当たっての配慮事項	48
2 指導計画の作成に当たっての配慮事項	48
3 内容の取扱いに当たっての配慮事項	49
4 総則関連事項	50
第2部 主として専門学科において開設される教科「家庭」	54
第1章 総説	54
第1節 改訂の趣旨	54
1 改訂の趣旨	54
2 改訂の要点	56
第2節 教科の目標	58
第3節 教科の科目編成	60
1 科目の編成	60
2 内容の改善を図った科目	60

第2章 各科目	62
第1節 生活産業基礎	62
第1 目 標	62
第2 内容とその取扱い	62
1 内容の構成及び取扱い	62
2 内容	62
第2節 課題研究	67
第1 目 標	67
第2 内容とその取扱い	67
1 内容の構成及び取扱い	67
2 内容	68
第3節 生活産業情報	70
第1 目 標	70
第2 内容とその取扱い	70
1 内容の構成及び取扱い	70
2 内容	70
第4節 消費生活	74
第1 目 標	74
第2 内容とその取扱い	74
1 内容の構成及び取扱い	74
2 内容	75
第5節 子どもの発達と保育	79
第1 目 標	79
第2 内容とその取扱い	79
1 内容の構成及び取扱い	79
2 内容	80
第6節 子ども文化	85
第1 目 標	85
第2 内容とその取扱い	85
1 内容の構成及び取扱い	85
2 内容	85
第7節 生活と福祉	89
第1 目 標	89
第2 内容とその取扱い	89
1 内容の構成及び取扱い	89
2 内容	89

第8節	リビングデザイン	93
第1	目 標	93
第2	内容とその取扱い	93
1	内容の構成及び取扱い	93
2	内容	93
第9節	服飾文化	99
第1	目 標	99
第2	内容とその取扱い	99
1	内容の構成及び取扱い	99
2	内容	99
第10節	ファッション造形基礎	101
第1	目 標	101
第2	内容とその取扱い	101
1	内容の構成及び取扱い	101
2	内容	101
第11節	ファッション造形	105
第1	目 標	105
第2	内容とその取扱い	105
1	内容の構成及び取扱い	105
2	内容	105
第12節	ファッションデザイン	109
第1	目 標	109
第2	内容とその取扱い	109
1	内容の構成及び取扱い	109
2	内容	109
第13節	服飾手芸	113
第1	目 標	113
第2	内容とその取扱い	113
1	内容の構成及び取扱い	113
2	内容	113
第14節	フードデザイン	115
第1	目 標	115
第2	内容とその取扱い	115
1	内容の構成及び取扱い	115
2	内容	115
第15節	食文化	120
第1	目 標	120
第2	内容とその取扱い	120
1	内容の構成及び取扱い	120
2	内容	120

第16節	調理	123
第1	目 標	123
第2	内容とその取扱い	123
1	内容の構成及び取扱い	123
2	内容	124
第17節	栄養	128
第1	目 標	128
第2	内容とその取扱い	128
1	内容の構成及び取扱い	128
2	内容	128
第18節	食品	132
第1	目 標	132
第2	内容とその取扱い	132
1	内容の構成及び取扱い	132
2	内容	132
第19節	食品衛生	136
第1	目 標	136
第2	内容とその取扱い	136
1	内容の構成及び取扱い	136
2	内容	136
第20節	公衆衛生	140
第1	目 標	140
第2	内容とその取扱い	140
1	内容の構成及び取扱い	140
2	内容	140
第3章	教育課程の編成と指導計画の作成	144
第1節	教育課程の編成	144
1	教育課程編成の一般方針	144
2	各教科・科目及び単位数等	145
3	各教科・科目の履修等	147
4	各教科・科目等の授業時数等	149
5	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	150
第2節	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	154
1	指導計画の作成に当たっての配慮事項	154
2	各科目の指導に当たっての配慮事項	155
3	実験・実習の実施に当たっての配慮事項	155

第 1 部

各学科に共通する教科「家庭」

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な

力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのにつき、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒しして実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校各学科に共通する教科（以下、「共通教科」という）「家庭」の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科、高等学校の家庭科の改善については、次のように示された。

(i) 改善の基本方針

○ 家庭科、技術・家庭科については、その課題を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を通して、家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する観点から、その内容の改善を図る。

その際、他教科等との連携を図り、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する。

(ア) 家庭科、技術・家庭科家庭分野については、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する観点から、子どもたちの発達段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。

○ 社会の変化に対応し、次のような改善を図る。

(ア) 少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。

心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ観点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。

○ 体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するた

めに、自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。

- 家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

5 (ii) 改善の具体的事項

(高等学校：家庭)

- 人間の発達と生涯を見通した生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活を創造する能力と主体的に実践する態度を育てることを重視し、次のような改善を図る。

10 (ア) 家庭を築くことの重要性、食育の推進、子育て理解や高齢者の肯定的な理解や支援する行動力の育成など少子高齢社会への対応、日本の生活文化にかかわる内容を重視する。

(イ) 高校生の発達課題と生涯生活設計、キャリアプランニングなどの学習を通して、次世代を担うことや生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実する。

15 その際、生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境とのかわりなどを科学的に理解させるとともに、社会の一員として生活を創造する意思決定能力を習得させることを明確にする。

(ウ) 家庭科の学習を実際の生活と結び付け、課題解決学習を行うホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動については一層充実させる。

20 (エ) 「家庭基礎」においては、青年期の課題である自立と共生の能力をはぐくみ、生活設計の学習を通して、衣食住の科学的な理解を深め、家庭や地域の生活を主体的に創造する能力や態度を育てることを重視する。

25 (オ) 「家庭総合」においては、生命の誕生から死までの生涯を見通し、親の役割や子育て支援、人間の尊厳や高齢者の肯定的理解、介護、衣食住生活と生活文化や消費生活と資源・環境などについて総合的に扱い、実験・実習を通して科学的に理解を深めるとともに、主体的に家庭や地域の生活をマネジメントする力を育てることを重視する。

30 (カ) 「生活デザイン」においては、実験・実習を通して生活の技術的、文化的な意味や価値への理解を深め、将来の生活を設計し創造する力を育てるとともに、食育を推進するための実践力を高めることを重視した上で、一部の項目については選択して履修できるように構成する。

共通教科「家庭」については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、小学校家庭科及び中学校技術・家庭科との一貫性を重視して改善された。

35 3 改訂の要点

(1) 教科目標の改善

自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもってよりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成するために、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」とした。

45 「人間の生涯にわたる発達」とは、人間が生まれてから死ぬまでの間、身体的、精神的に変化し続け、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の考え方を重視することを示している。人の一生を時間軸としてとらえるとともに、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動にかかわる事柄を空間軸としてとらえ、各ライフステージの課題と関連付けて理解させることが重要であることを示している。

また、生活に必要な知識と技術の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭や地域の生活を創造することができるようにすることを重視している。

5 (2) 科目編成の改善

共通教科としての家庭科においては、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて選択して履修させることを重視し、「家庭基礎」(2単位)、「家庭総合」(4単位)及び「生活デザイン」(4単位)の3科目を設けた。これらの3科目のうちいずれか1科目を必修科目として履修することとしている。各学校においては、各科目の改訂の趣旨を踏まえ、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。

(3) 各科目の内容の改善

- ① 家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させることができるように内容の充実を図った。
- ② 少子化の進展に対応して、子どもの育つ環境づくりや子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割、子どもを生み育てることの意義や、子どもと適切にかかわりコミュニケーション能力を高めることなどに関する内容の充実を図った。
- ③ 高齢化の進展に対応して、高齢期を人の一生を見通す中でとらえ、高齢者の自立生活を支えるために個人や家族、社会が果たす役割や、高齢者と積極的にかかわり肯定的に理解することなどに関する内容の充実を図った。
- ④ 衣食住については、「家庭基礎」では、自立した生活を営むために必要な基礎的・基本的な内容に重点を置き、「家庭総合」では、生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させることに重点を置き、「生活デザイン」では、生活の質を高め、豊かな生活を楽しみ味わいつくる上で必要な実践力を育成することに重点を置くとともに、生徒の興味・関心に応じて内容を選択して学習を深めることができるようにした。また、「家庭総合」及び「生活デザイン」では、衣食住の文化の継承にかかわる内容の充実を図った。
- ⑤ 食育の推進を図る視点から、栄養、食品、調理及び食品衛生について科学的に理解させ、生涯を通して健康で安全な食生活を営むための知識と技術を調理実習等を通して身に付けさせることを重視して内容の充実を図った。
- ⑥ 消費者教育と環境教育を推進するために、消費者としての適切な意思決定に基づいて責任をもって行動できる力を育成することや、生活と経済にかかわる内容、持続可能な社会の構築を目指したライフスタイルを確立するために必要な内容の充実を図った。特に、「家庭総合」では、衣食住生活と環境とのかかわりを科学的に理解させ、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルを確立するために必要な内容の充実を図った。
- ⑦ 生涯を見通した経済の計画を立てるために、生活と経済のつながりや主体的な資金管理の在り方、リスク管理など不測の事態への対応などにかかわる内容を重視し、すべての科目に「生涯の生活設計」の内容を加えた。
- ⑧ 学習した知識と技術を生かして、自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせることを一層重視した。また、「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のいずれの科目においても、「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を履修させ、その充実を図ることとした。

第2節 教科の目標

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂においては、「生きる力」の理念を具現化させるために、消費者教育や環境教育、食育の推進、少子高齢化等への対応を重視し、家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中で総合的にとらえ、生活を主体的に営む能力と実践的な態度を育てること、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力を育てることなどを目指して、共通教科としての家庭科の目標を示した。

共通教科としての家庭科では、人々が互いにかかわり合いながら共に生きる社会の一員としての自覚の下で、男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任をもたせ、生活に必要な知識と技術を身に付けて、主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

すなわち、家族・家庭についての理解、共に生きる生活観の育成、家庭生活の様々な事象の原理・原則についての科学的理解、理解したことを実際の生活の場で活用するための技術の習得、生活を総合的に認識し、適切に判断する意思決定能力、課題を解決する問題解決能力など、生涯を見通して主体的に生きる力を育成し、家庭や地域の生活を創造できるようにすることを目指している。

「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ」とは、人間が生まれてから死ぬまでの間、身体的、精神的に変化し続け、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の考えに立ち、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、人の一生という時間の経過の中で、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動にかかわる事柄を、相互に関連させて理解することを示している。

家庭や地域の生活は、個人、家族、社会及び環境との相互関係によって成り立っており、多面的、総合的であるといえる。社会の変化に対応しつつ主体的に生活を営む力を身に付けるためには、生活上の知識や技術を断片的に習得させるだけでなく、生活資源や生活活動などを生涯の生活設計やキャリアプランニングなどと関連付けて取り扱うことが重要である。このような取扱いをすることによって、生徒自身が現在及び将来の生活を自立的に営み、男女が共に協力して家庭を築いていくという実践的な態度を育てることができる。

「家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させる」とは、生命をはぐくんだり生活をしたりする基盤としての家族・家庭の意義を理解させるとともに、家族・家庭が社会とのかかわりの中で機能していることについて理解させることを示している。

家庭の機能、家族構成や家族規模、ライフスタイルなどが大きく変化する中でも、特に、生命をはぐくみ生活能力や生活文化を伝える環境として、情緒面の充足と安定をもたらし人格の形成を図る、家族・家庭の意義を認識させるようにする。その上で、家庭生活は家族自身の主体性により営まれてはじめてその機能を発揮することを認識させ、互いに協力して生活を創造しようとする意欲へとつなげることが重要である。また、婚姻、夫婦、親子、福祉、消費などに関する法律や制度によって社会の秩序が保たれ、個人が保護されていることを認識し、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるようにする。

このように、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させることにより、性別や世代を超えて、男女が家族や社会の中で平等な関係を築き、共に生きる社会の一員として役割と責任を果たし、家庭や地域の生活を主体的に創造していくことが重要であることを認識させることを重視している。

「生活に必要な知識と技術を習得させ」とは、生活を営むために必要な、衣食住、家族、保育、消費、環境などに関する知識と技術を実践的・体験的な学習を通して習得させることを示している。

家庭科においては、衣食住生活、消費生活など生活の自立を図ることや生活の充実向上を目指した問題解決能力を育成することをねらいとしている。高等学校段階では、小学校、中学校における学習の上に立ち、生活にかかわる経済的な視点や生活文化の伝承と創造の視点を踏まえて、持続可能な社会の構築に向けて、科学的な根拠に基づいた実践力を身に付けることが重要である。すなわち、家庭科のねらいは、理解させるだけでなく、健康や環境に配慮した生活の実践力の育成と持続可能な社会を目指す上で必要なライフスタイルを確立できるようにすることであり、学習方法としては、生活の中で活用する視点を明確にした実践的・体験的な学習を中心としている。

「男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」とは、男女共同参画社会の推進を踏まえて、これまで示した家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭を築いていくことを認識させ、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることを示している。実践的な態度とは、学習で得たものを実際の生活に活用する態度であり、生活の各場面で課題を見だし、その解決を図りながら、家庭生活や地域の生活の充実向上を果たす態度である。このように家庭科では、知識・技術の習得のみではなく、意思決定や問題解決をも含めた能力の育成を目指している。

以上のように、高等学校家庭科では、自己及び家族の発達と生活の営みに必要な知識と技術を、小学校家庭科、中学校技術・家庭科の上に積み重ねて習得させ、生活をよりよくするために主体的に実践できる能力と態度を育成することを目指している。小学校では家族の一員としての視点、中学校では自己の生活の自立を図る視点が重視されているが、高等学校では、社会とのかかわりの中で営まれる家庭生活や地域の生活への関心を高め、生涯を見通して生活を創造する主体としての視点が重要となる。持続可能な社会の構築を目指し、グローバルな視点に立って生活の現状を見つめ、なぜそうするのか、どうしたらよいかという課題意識をもつとともに、実践的・体験的な学習を通して衣食住、家族、保育、消費、環境など家庭生活の様々な事象の原理・原則を科学的に理解すること、及び、それらにかかわる知識と技術を実際の生活上の意思決定や問題解決に生かし、男女が協力して、家庭や地域の生活を主体的に創造する能力の育成を図ることをねらいとしている。

第3節 教科の科目編成

共通教科としての家庭科の科目編成は以下のとおりである。

平成21年告示		平成11年告示	
科目名	標準単位数	科目名	標準単位数
家庭基礎	2単位	家庭基礎	2単位
家庭総合	4単位	家庭総合	4単位
生活デザイン	4単位	生活技術	4単位

共通教科としての家庭科においては、「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）及び「生活デザイン」（4単位）の3科目を設け、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて必履修科目として1科目を選択的に履修させる。

「家庭基礎」は、標準単位数が2単位の科目である。従前の「家庭基礎」から、人の一生を見通しながら自立して生活する能力と異なる世代とかわり共に生きる力を育てることを重視して改善を図った。特に、家族・家庭及び福祉、衣食住、消費にかかわる基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生涯を見通して生活を設計する力を身に付けさせるようにした。

「家庭総合」は、標準単位数が4単位の科目である。従前の「家庭総合」に比べ、家庭や生活の営みを人の一生とのかかわりの中で総合的にとらえることを重視している。また、生涯を見通し生活を設計し創造する力、様々な人とつながり共に生きる力、生涯を通して健康で文化的な生活をつくり営む実践力、生活課題を見つけ自ら解決する力など、この科目で身に付けさせる能力を明確にするよう大項目(1)から(6)を構成し、その内容を示している。

「生活デザイン」は標準単位数が4単位の科目である。実験・実習等の体験学習を重視し、衣食住の生活文化に関心をもたせるとともに、生涯を通して健康や環境に配慮した生活を主体的に営むことができるように内容を構成した。この科目は、従前の「生活技術」を改編したものであるが、生活を改善し、豊かな生活を設計するという意味でデザインという言葉を使用している。デザインとは、設計する、企画する、目標をもつ、志すという意味があり、人がよりよい価値に向かって行動するために計画し、考えるという積極的な意味を含んでいる。すなわち、「生活デザイン」においては、生活の価値や質を高め、豊かな生活を楽しみ味わいつくる上で必要な実践力を育成することを重視している。また、一部の項目については、生徒の興味・関心等に応じて適宜選択して履修できるようにした。

また、各学校においては、学校で特定の科目に決めてしまうのではなく、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれる。

第2章 各 科 目

第1節 家庭基礎

5 1 科目の性格と目標

(1) 科目の性格

この科目は、少子高齢化への対応や持続可能な社会の構築、食育の推進、男女共同参画社会の推進等を踏まえて、自立して生活する能力と異なる世代とかかわり共に生きる力を育てることを重視している。

従前の「家庭基礎」の内容を再構成し、人の一生を見通し、衣食住生活についての科学的な理解を深めるとともに、生涯の生活設計の学習を通して、生涯にわたってこれらの能力を活用して課題を解決できるよう改善を図った。

15 (2) 目 標

人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

「家庭基礎」は、家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉、生活の自立と健康のための衣食住、消費生活と環境などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることをねらいとしている。そのためには、生活をする上での様々な課題を主体的に解決する能力の育成を目指して、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動を充実することが重要である。

今回の改訂においては、人の一生を時間軸としてとらえるとともに、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動にかかわる事柄を人の一生とのかかわりの中で空間軸としてとらえ、家庭科の学習を生徒自身の問題として考えさせることを一層重視している。すなわち、人の一生を見通しながら生活資源や生活活動について学習することを通して、青年期を起点として自分の生き方を考えさせ、子どもや高齢者などの異なる世代とかかわり共に生きる力、持続可能な社会の構築を目指して健康や環境に配慮しながら自立して生活する能力を育成し、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度の育成を目指している。

「人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する」とは、この科目で育成する資質や能力である「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度」を育てるために必要な内容を例示したものである。具体的には、「人の一生と家族・家庭及び福祉」、「生活の自立及び消費と環境」、「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の内容で構成している。

「基礎的・基本的な知識と技術を習得させ」とは、この科目は基礎的・基本的な学習内容から構成されており、内容の(1)から(3)に示した事項の学習を通じて、基礎的・基本的な知識と技術を確実に身に付けさせることを示している。指導に当たっては、内容の取扱いに示す「(1)内容の構成及び取扱い」と「(2)内容の範囲や程度」に基づき、基礎的・基本的な事項を明確に把握する必要がある。

「家庭や地域の生活課題を主体的に解決する」とは、家庭や地域のよりよい生活を工夫するためには、家庭や地域の生活の中で生じる課題を生活活動や生活資源とかかわらせながら、主体的に解決する能力が必要であることを示している。

また、家庭生活は、家族員の健康や生活など様々な事情で変化したり、不測の事態に遭遇したり

するものである。家庭科においては、原理・原則に関する学習を生かして、各自が生活課題を解決できるように問題解決的な学習を一層重視していることを示している。

5 「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」とは、この科目が目標としているのは、「生活の充実向上を図る能力」とそれらを実際の生活の場で活用できる「実践的な態度」を育てることであることを示している。これは、学んだ知識と技術を生かして、各自の家庭生活や地域の生活を見つめ、主体的に課題を見だし、これを改善充実しようとする積極的な態度を育てることをねらいとしていることを示している。そのために、(1)から(3)までの内容で構成している。特に「(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」については、内容の(1)及び(2)の学習の中で見いだした課題を解決するなど、生徒が主体的に取り組む問題解決的な学習を充実することが重要である。

10

2 内容とその取扱い

この科目は、「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「(2) 生活の自立及び消費と環境」、「(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の3つの大項目で構成し、標準単位数は2単位である。これらの内容については、実践的・体験的な学習活動を中心として指導するとともに、相互に有機的な関連を図り展開できるよう配慮する。

(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉

人の一生を生涯発達の視点でとらえ、各ライフステージの特徴と課題について理解させるとともに、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考えさせ、共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(1)のイ及びウについては、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

ここでは、人は各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の視点で自分自身の一生をとらえさせるとともに、青年期、壮年期、高齢期という時間軸に沿って各ライフステージの特徴と課題を理解させる。特に、青年期は自立の視点、壮年期は次世代を生き育てる世代としての視点、高齢期は高齢者とかかわる視点や自分が迎えるライフステージとしての視点に立って扱う。

また、自立した生活を営むための意思決定、子どもや高齢者の生活と福祉などの学習を通して、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことや、生活課題を主体的に解決して家庭や地域の生活をつくるとともに、共に支え合う社会の重要性についても認識させる。

その際、子どもの福祉や高齢者の福祉については、その基本的な理念を中心に扱う。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所、高齢者施設等を訪問し、触れ合いや交流などの体験的な学習活動を取り入れるようにする。

ア 青年期の自立と家族・家庭

生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。

生涯発達の視点で青年期、壮年期、高齢期のライフステージの特徴と課題を見通し、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。また、男女が協力して家庭を築くことの意義や、歴史的、文化的、社会的変化との関連で現代の家族・家庭の特徴を理解させる。

特に、自立した生活を営むためには、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。

(ア) 青年期の自立

青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の平等と相互の協力などを取り上げ、生涯を見通した中で青年期をどのように生きるかについて具体的に考えさせる。

その際、歴史的、文化的、社会的制度としての家族について理解させるとともに、固定的な性別

役割分業意識を見直し、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭をつくることの意義や重要性を認識させる。

(イ) 生活と意思決定

- 5 自立した生活を営むためには、生涯を見通して、生活課題に対応した意思決定をし、責任をもって行動することが重要であることを理解させる。ここでは、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律、家族が社会制度として存在することの意味などとも関連させて考えさせる。

イ 子どもの発達と保育

乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生き育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させる。

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のイについては、子どもの発達を支えるための親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。イからエについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

乳幼児の心身の発達の特徴、乳幼児の遊びや生活習慣の形成などの乳幼児の生活、それを支える親や家族、家庭生活の役割について理解させ、子どもの発達のためには、第一義的に親が責任をもつ必要があることなど、親や家族の保育責任について理解させる。また、子どもを生き育てることの意義について考えさせ、子どもの健やかな成長のための家族や社会の果たす役割について認識させる。

先行する世代の者は次の世代を担う子どもを健やかに育てる責任があり、そのためには、子どもと適切にかかわり、子どもとのコミュニケーション能力を高めることが重要であることを理解させる。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親が子どもとかかわる姿を観察したりするなど、実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

(エ) 子どもの生活と家族・家庭

乳幼児期は、人間の発達段階において重要な時期であることを理解させ、子どもは生活の中で人とのかかわりを通して育つことから、最も身近な存在である親や家族が子どもとどのようにかかわったらよいかなどの保育の在り方について考えさせるとともに、親や家族、家庭生活が果たす役割について認識させる。

また、乳幼児の健やかな発達のためには発達段階や個性に応じた適切な保育が重要であることに気付かせるとともに、乳幼児の生活について、遊び、生活習慣の形成、食事、健康管理と安全などについての概要を理解させる。

子どもは自分の意思を十分に表現できないので、周囲の者が子どもの気持ちに寄り添うことが保育には欠かせないことに気付かせる。また、親に愛され大切にされることを経験して愛着が形成され、このことが後の人間関係の基礎となることを理解させ、親の保育態度についても考えさせる。

なお、この時期には、基本的な生活習慣の形成が重要であることを理解させるとともに、社会的自立のためには、子どもの発達に応じて社会的な規範を身に付けさせることが親や家族の重要な役割であることを認識させる。さらに、子育てを通じて親自身も人間的に成長することに気付かせ、子どもを生き育てることの意義について考えさせる。

(イ) 子どもの育つ環境

少子化によるきょうだいの数の減少、自然と触れ合う経験の不足、生活時間の乱れなど、現代の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の問題について理解させる。また、保育の場としての家庭や幼稚園、保育所等を取り上げ、それぞれの保育環境の特徴や役割について理解させる。保育に対するニーズが多様化していることにも触れ、子どもの育つ環境にどのような課題があるかを考えさせる。さらに、この課題の解決のためには、「児童憲章」、「児童福祉法」、「児童の権利に関する条約」などに示された児童福祉の理念が重要であることを理解させる。

ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

人の一生を見通す中で高齢期をとらえ、加齢に伴う心身の変化や特徴を理解させる。また、高齢期になっても、だれもが安心して自立的な生活を送ることができる高齢社会を築くために、個人や家族、地域及び社会の果たす役割について考えさせる。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、実際に地域の高齢者を訪問したり、学校に招いたり、福祉施設等を訪問したりするなどして、高齢者との触れ合いや交流などの実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

(ア) 高齢期の特徴と生活

高齢期における身体的特徴と心理的特徴について、加齢に伴う一般的な変化の概要を取り上げて理解させる。その際、人の一生を見通しながら人生の一時期として高齢期をとらえさせるとともに、高齢期にはすべての機能が衰えるわけではないことや、個人差があることなどについても理解させる。

また、高齢期の生活の実際については、生活実態調査資料などを基に、高齢期の状況を把握したり、祖父母や身近な高齢者から生きがい、社会参加、健康問題と介護、生計の維持などについて聞き取ったりするなどの活動を通して具体的に考えさせる。

(イ) 高齢社会を生きる

我が国がかつてない超高齢社会を迎えていることについて、その高齢化の現状と今後の解決すべき課題について理解させる。また、長寿化、少子化等の人口の高齢化の背景や高齢社会の特徴を理解させ、高齢化は社会を構成するどの世代にもかかわる課題であることを認識させる。

エ 共生社会と福祉

生涯を通して 家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家庭や地域の生活課題を主体的に解決し、よりよい生活を創造するためには、各ライフステージにどのような福祉や社会的支援が必要かについて理解させる。また、共に支え合って生きる社会を成立させるための課題について考えさせる。特に、乳幼児を育てるための子育て支援や、高齢期の個人や家族を支える高齢者福祉の現状と課題について理解させる。さらに、だれもが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくることの重要性を認識させ、多様なニーズをもった人々がそれぞれの特徴を生かしながら支え合って生活する社会をつくるために個人や集団がどのようにつながり助け合ったらよいかを、具体的な事例を通して考えさせる。

その際、子どもの福祉や高齢者の福祉など生涯にわたって生活を支える福祉については、その基本的な理念を中心に扱う。

(7) 家族・家庭と社会的支援

5 乳幼児期から青年期、壮年期、高齢期までの生活を外部から支える様々な社会的支援の概要を理解させる。特に、子育てについては、少子社会における子育て支援策とかかわらせて考えさせ、社会全体で子どもを育てる環境を整備し、支援していくことが必要であることを理解させる。

10 高齢期については、個人及びその家族を支える在宅福祉や施設福祉など高齢者福祉の概要を理解させる。これらの学習を通して、生涯を通してだれもが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくるために、どのような社会的支援やシステムが必要かなどについても考えさせる。

(イ) 共生とコミュニティ

15 多様なニーズをもった人々が、年齢や障害等の有無にかかわらず、それぞれのもてる力を生かし、共に支え合いながら安心して充実した生活を創造できる社会、すなわちノーマライゼーションの理念を土台とした社会をつくることが重要であることを理解させる。また、共に支え合う社会を実現するために、個人や集団が互いにどのような役割を果たし、つながっていけばよいかについて考えさせる。

20 指導に当たっては、生徒の居住する地域で実際に行われている取組について、具体的な事例を通して検討させるとともに、生徒自身が家庭や地域及び社会の一員として共に支え合って生活することの重要性を認識して、何ができるかを考えさせる。

(2) 生活の自立及び消費と環境

25 自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようにする。

(内容の構成及び取扱い)

30 イ 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。アについては、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。
また、カについては、(1)及び(2)のアからオまでの内容との関連を図って、「家庭基礎」の学習のまとめとして扱うこと。

35 ここでは、自立した生活を営むために必要な衣食住生活について、基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。食生活については実験・実習を中心とした学習活動を取り入れ、食事と健康のかかわりを中心に生涯を通して健康で安全な食生活を営むために必要な知識と技術を習得させる。衣生活については、健康で快適な衣生活を目指し、被服管理及び目的に応じた着装を工夫する知識と技術を習得させる。住生活については環境に配慮した住生活を目指し、住居の機能、住居と地域社会とのかかわりに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。また、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルと生涯を見通した生活設計を考えさせる。

ア 食事と健康

45 健康で安全な食生活を営むために必要な栄養、食品、調理及び食品衛生などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生涯を見通した食生活を営むことができるようにする。

栄養と食事，食品と調理などに関する基礎的・基本的な知識と技術を実験・実習を中心とした学習活動を通して習得させ，生涯を通して健康で安全な食生活を営むことができるようにする。

ここでは，食事作りを中心とし，栄養，食品，調理の学習を相互に関連付けながら，食にかかわる情報を適切に判断し，健康で安全な食生活を営むことができるようにする。

5

(7) 栄養と食事

食事の役割や栄養素の種類と機能についての中学校での学習を踏まえ，青年期と家族の各ライフステージの栄養的な特徴について理解させる。また，青年期における毎日の食事の重要性について理解させ，食事摂取基準や食品群別摂取量の目安などを理解させる。さらに，それを活用して毎日の

10

の食事を考え，調理実習を通して生活の中で実践できるようにする。
栄養の過多・過少，食事の規則性など個人の食生活の問題や食料自給率の低下や加工食品，外食や中食への依存など，社会的な問題ともかかわる現代の食生活の問題点を理解させる。その際，自分の食生活の自立に向けた課題について考えさせる。

15

(イ) 食品と調理

日常用いられている主な食品を取り上げ，食品の栄養的特質と調理上の性質について理解させる。また，調理による色，味，テクスチャーなどの変化を食品成分の変化とかかわらせて科学的に理解させるとともに，調理法の要点を踏まえ，目的を明確にした調理実習を通して調理技術を習得させる。

20

食生活の安全や衛生については，調理実習とかかわらせて理解させ，配膳や食事マナーについても触れる。

題材については，高校生の食生活の自立につながる日常食とし，様式や調理法，食品が重ならないようにするとともに，学校及び生徒の実態に応じて調理技術の定着を図り，実践への意欲を高めるよう配慮して設定する。

25

イ 被服管理と着装

被服管理に必要な被服材料，被服構成などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ，目的に応じて着装を工夫し，健康で快適な衣生活を営むことができるようにする。

30

被服の機能と着装，及び被服の管理に関する知識と技術を習得させ，生涯を見通した衣生活を管理し，自分の衣生活を主体的に営むことができるようにする。

指導に当たっては，高校生の着装に対する関心と衣生活の実態に即した扱いに留意する。

35

(7) 被服の機能と着装

被服の機能について，中学校までの学習内容を踏まえ，高校生がこれから迎える社会生活を念頭におき，特に，社会的慣習への適応などの社会的機能を理解させるとともに，被服の機能は，被服材料の性能や被服の構成とのかかわりが深いことを理解させる。

また，社会的慣習に適応し，自己を表現する着装の工夫について考えさせるとともに，着用目的に応じて健康で快適な被服の選択と着装ができるようにする。

40

(イ) 被服の管理と計画

被服の入手，洗濯，保管など，衣生活を自ら管理する知識と技術を習得させる。被服の入手では，購入を中心として被服材料，被服の構成，サイズの適切な選択ができるようにする。また，洗剤の働きと汚れが落ちる仕組み，湿式洗濯（ランドリー）と乾式洗濯（ドライクリーニング）の特徴を科学的に理解させ，組成表示，家庭用品品質表示，取扱絵表示などに基づき，被服材料の性能や被服の構成に適した洗濯ができるようにする。

45

また，資源の有効利用の観点から購入，活用，手入れ，保管，再利用，廃棄までを考えた被服計画の必要性についても理解させる。

ウ 住居と住環境

住居の機能、住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。

5

家族が安全で快適、かつ健康な生活を行う場としての住居について、防火、防犯、耐震などの安全性や日照、採光、換気、遮音、温熱・空気環境や障害者、高齢者などへの配慮に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。

10 (7) 住居と家族の生活

生活の場としての住居の条件について考えさせ、家族の生活に応じた適切な住居の計画や選択ができるようにする。また、家族の生活と各ライフステージに応じた住居の条件についても考えさせる。

15 (イ) 安全で環境に配慮した住生活

安全で健康かつ快適な住居や、地球環境に配慮し、耐久性の高い住居を選択するために必要な住居の機能について科学的に理解させる。また、高齢者や障害者などに配慮したバリアフリー住宅や、地域の住環境などにも関心をもたせる。さらに、地域施設との関係や集まって住むためのルールなど、地域コミュニティと共生できる住居の在り方などについても考えさせる。

20

エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

25

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のエについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。オについては、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。

30

家庭経済の現状、社会の変化に伴う消費構造の変化や消費行動の多様化などの現状や課題について認識させるとともに、様々な消費者問題について理解させる。また、消費者の権利や責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにする。その際、特に契約や消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようにする。

35

生涯を見通した経済の管理や計画については、家計の構造、家計における収支バランスや計画性にとどまらず、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた貯蓄や保険などの資金計画についても関心をもたせる。

40 (7) 消費者問題と消費者の権利

グローバル化、情報化などの社会変化や、それに伴う販売や流通の多様化、消費者と事業者の情報量の格差など、消費者問題発生の社会的背景について考えさせる。その際、「消費者基本法」を基に消費者の権利とその実現の在り方、消費者保護に関する施策について理解させる。さらに、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定や消費行動によって意見を表明し、行動することなどが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを認識させる。

45

指導に当たっては、契約や消費者信用、多重債務問題など、現代社会における課題を中心に引き上げ、消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について理解させる。

(イ) 生涯の経済計画とリスク管理

生活の基盤としての家計管理の重要性や家計と経済のかかわりなどについて理解させ、経済計画とリスク管理の必要性について考えさせる。今日の家計は、クレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化しており、情報が氾濫する中で慎重な意思決定が求められていることを具体的な事例を通して理解させる。

また、生涯を見通した経済の計画を立てる場合には、事故や病気、失業などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し、生涯賃金や働き方なども含め、リスクにどのように対応したらよいかについて考えさせる。

オ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

経済発展や大量生産・大量消費・大量廃棄の生活により、様々な環境問題が生じていることに気付かせ、消費生活と環境とのかかわりについて理解させる。また、環境保全のためには、消費者一人一人の生活意識やライフスタイルを改めることが必要であることを認識させる。

指導に当たっては、具体的な事例を通して、環境負荷の少ない生活について考えさせ、自らの生活意識やライフスタイルを見直すことができるようにする。

(フ) 消費生活と環境とのかかわり

経済発展や便利で快適な生活を優先してきた結果、環境問題や資源・エネルギー問題が生じていることを理解させ、各自の消費行動と家族や地域社会における消費総量の問題との関連について、具体的な事例を通して考えさせる。また、自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルを実践できるようにする。

(イ) 環境負荷の少ない生活への取組

身近な生活の中から、地球温暖化など環境問題に配慮する製品の選択、購入、使用方法や生活の仕方などを点検させ、どこに問題があるのか、どう改めたらよいかなど、環境負荷の少ない生活の工夫について考えさせる。

また、個人や家庭だけではなく、地域や企業、行政、国際的な取組など社会全体が一体となった取組や、社会経済システムの見直しなどが必要であり、現在、環境配慮型製品の開発やグリーン購入の推進など様々な取組が進められていることを理解させ、実践への意欲をもたせるようにする。さらに、安全・安心を確保し環境負荷を低減するために、国際標準化機構（ISO）による品質管理や環境管理などに関するマネジメントシステムについても理解させ、企業の取組などを意識して購入できるようにする。

カ 生涯の生活設計

生涯を見通した自己の生活について考えさせるとともに、主体的に生活を設計できるようにする。

将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を認識させ、学習した内容とかわらせて自分の目指すライフスタイルを実現するために生活を設計できるようにする。

生活には、様々な社会的条件が大きく影響することにも触れ、生活設計を通して社会の動きを見つめ、不測の事態にも柔軟に対応する必要性や、広い視野をもって生活を創造していくことの重要性について認識させる。

(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

5 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。

(内容の構成及び取扱い)

10 ウ 内容の(3)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)及び(2)の学習の発展として扱うこと。

ここでは、高等学校家庭科の特色である「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の意義と実施方法について理解させる。

15 ホームプロジェクトは、内容の(1)及び(2)までの学習を進める中で、各自の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。ホームプロジェクトを実践することによって、内容の(1)及び(2)の学習で習得した知識と技術を一層定着し、総合化することができ、問題解決能力と実践的態度を育てることができる。

20 学校家庭クラブ活動は、ホームルーム単位又は家庭科の講座単位、さらに学校としてまとまって、学校や地域の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して、グループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。学校家庭クラブ活動を実践することによって、内容の(1)及び(2)の学習で習得した知識と技術を、学校生活や地域の生活の場に生かすことができ、問題解決能力と実践的態度の育成はもとより、ボランティア活動などの社会参画や勤労への意欲を高めることができる。

25 ホームプロジェクトの指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 内容の(1)及び(2)の指導に当たっては、学習内容を各自の家庭生活と結び付けて考えさせ、常に課題意識をもたせるようにして題目を選択させること。
 - ② 課題の解決に当たっては、まず、目標を明確にして綿密な実施計画を作成させる。次に生徒の主体的な活動を重視し、教師が適切な指導・助言を行うこと。
 - ③ 学習活動は、計画、実行、反省・評価の流れに基づいて行い、実施過程を記録させること。
 - ④ 実施後は、反省・評価をして次の課題へとつなげるとともに、成果の発表会を行うこと。
- 学校家庭クラブ活動の指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① ホームプロジェクトを発展させ、学校生活や地域の生活を充実向上させる意義を十分理解させること。
- ② 家庭科の授業の一環として、計画、立案、参加させること。
- ③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、「総合的な学習の時間」など学校全体の教育活動との関連を図るようにすること。
- ④ ボランティア活動については、地域の社会福祉協議会などとの連携を図るように工夫すること。

40 特に、「家庭基礎」においては、単位数が少ないので効果的な指導を図るように工夫する。

第2節 家庭総合

1 科目の性格と目標

(1) 科目の性格

この科目は、少子高齢化への対応や持続可能な社会の構築，食育の推進，男女共同参画社会の推進等を踏まえて，家族や家庭の生活の営みを人の一生とのかかわりの中で総合的にとらえ，家庭や地域の生活をマネジメントする能力を育てることを重視している。

従前の「家庭総合」を基に，生活の科学と環境，子どもや高齢者とのかかわりと福祉，生活における経済の計画と消費などの内容の充実を図った。

(2) 目標

人の一生と家族・家庭，子どもや高齢者とのかかわりと福祉，消費生活，衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ，家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに，生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

「家庭総合」は，家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ，人の一生と家族・家庭，子どもや高齢者とのかかわりと福祉，生活における経済の計画と消費，生活の科学と環境，生涯の生活設計などに関する知識と技術を，断片的に習得させるのではなく，生涯を見通しながら，実際の生活の場で生きて働く力となるよう総合的に習得させ，男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることをねらいとしている。特に，生活をする上での様々な課題を主体的に解決できる能力の育成を目指して，ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動を充実させることが重要である。

今回の改訂においては，人の一生を時間軸としてとらえるとともに，生活の営みに必要な金銭，生活時間，人間関係などの生活資源や，衣食住，保育，消費などの生活活動にかかわる事柄を，人の一生とのかかわりの中で空間軸としてとらえ，家庭科の学習を生徒自身の問題としてとらえさせることを一層重視している。すなわち，人の一生を見通しながら生活資源や生活活動について学習することを通して，青年期を起点に自分の生き方を考えさせ，社会を構成する様々な人々との共生を図る能力を身に付け，自己のライフスタイルを見直し，持続可能な社会の構築を目指して健康や環境に配慮しながら衣食住，消費などの生活を創造する能力と実践的な態度の育成を目指している。

また，大項目「(1) 人の一生と家族・家庭」及び「(5) 生涯の生活設計」では，生涯を見通して生活を設計し創造する力を，「(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉」では，様々な人とつながり共に生きる力を，「(3) 生活における経済の計画と消費」及び「(4) 生活の科学と環境」では，生涯を通して健康で文化的な生活をつくり営む力を，「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」では，生活課題を見つけ自ら解決する力を身に付けることをねらいとして構成している。

「人の一生と家族・家庭，子どもや高齢者とのかかわりと福祉，消費生活，衣食住などに関する知識と技術」とは，この科目で育成する資質や能力である「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度」を育てるために必要な内容を例示したものである。具体的には，「人の一生と家族・家庭」，「子どもや高齢者とのかかわりと福祉」，「生活における経済の計画と消費」，「生活の科学と環境」，「生涯の生活設計」，「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の内容で構成している。

「総合的に習得させ」とは，それぞれの項目に関する知識と技術を個別に習得させるだけでなく，学習したことが生活の場で生かせるようにすることを意図したものである。

また，家庭科が学習対象としている家庭や地域の生活は，多面的，総合的であることから，家族員の状況や生活にかかわる価値観，金銭，時間など様々な要素とかがわらせた総合的な理解が必要である。

「家庭や地域の生活課題を主体的に解決する」とは，家庭や地域のよりよい生活を工夫するには，

家族や地域の生活の中で生じる課題を生活資源や生活活動とかがかわらせながら主体的に解決できる能力が必要であることを示している。

また、家庭生活は、家族員の健康や生活など様々な事情で変化したり、不測の事態に遭遇したりすることがある。家庭科においては、原理・原則に関する学習を生かして、各自の生活課題を解決できるように問題解決的な学習を一層重視していることを示している。

「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」とは、この科目が目標としているのは、「生活の充実向上を図る能力」とそれらを実際の生活の場で活用できる「実践的な態度」を育てることであることを示している。すなわち、学んだ知識と技術を生かして、各自の家庭生活や地域の生活を見つめ、主体的に課題を見だし、これを改善充実しようとする積極的な態度を育てることをねらいとしていることを示している。そのために、内容の(1)から(6)のうち、特に、「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」については、内容の(1)から(5)までの学習の中で見いだした課題を解決するなど、生徒が主体的に取り組む問題解決的な学習を充実することが重要である。

2 内容とその取扱い

この科目は、「(1) 人の一生と家族・家庭」、「(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉」、「(3) 生活における経済の計画と消費」、「(4) 生活の科学と環境」、「(5) 生涯の生活設計」、「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の6つの大項目で構成し、標準単位数は4単位である。これらの内容については、実践的、体験的な学習活動を中心として科学的かつ総合的に指導するとともに、問題解決的な学習を充実するよう配慮する。また、相互に有機的な関連を図り展開できるように配慮する。

(1) 人の一生と家族・家庭

人の一生を生涯発達の視点でとらえ、青年期の生き方を考えさせるとともに、家族・家庭の意義や家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させ、男女が協力して家庭を築くことの重要性について認識させる。

ここでは、人の一生を生涯発達の視点に立って、青年期の課題、家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などを扱い、青年期の生き方を考えさせ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させる。これらの学習を通して、男女共同参画社会の実現を推進し、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させる。

ア 人の一生と青年期の自立

生涯発達の視点で各ライフステージの特徴と課題について理解させ、青年期の課題である自立や男女の平等と協力などについて認識させるとともに、生涯を見通した青年期の生き方について考えさせる。

生涯発達の視点で乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などの各ライフステージの特徴と課題について理解させ、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。また、自立した生活を営むためには、生涯を見通して、生活課題に対応した意思決定をしていくことが重要であることを理解させる。

(7) 人の一生と発達課題

人は生まれてから死ぬまでの一生の間、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生

涯発達の考え方に立ち、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などの各ライフステージの特徴と課題を理解させる。また、自己や他者の尊重、自立、共生、健康や安全を維持する責任などの発達課題について考えさせ、生涯を見通して主体的によりよく生きる意欲をもたせるようにする。

5 (イ) 青年期の課題

青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の社会的役割の理解などを取り上げる。また、固定的な性別役割分業意識を見直し、多様なライフスタイルを認め、男女の平等と共生、共に築く家庭への展望、青年期の課題について達成する見通しをもたせる。

10

(ウ) 生活の自立を目指す上での意思決定

自立した生活を営むためには、適切な意思決定が必要であることを理解させるとともに、自己の意思決定に対して責任をもつことが重要であることを認識させる。そのためには、意思決定の際の選択肢の幅を広げ、適切に判断し、評価する能力を身に付けるために、様々な価値観やライフスタイルについて取り上げ、将来を見通した中で青年期をどのように生きるかについて具体的に考えさせる。

15

20 イ 家族・家庭と社会

家庭の機能と家族関係、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解させ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて考えさせるとともに、家族の一員としての役割を果たし男女が協力して家庭を築き生活を営むことの重要性について認識させる。

20

現代の家族の特徴や家庭の機能について歴史的、文化的、社会的変化との関連から理解させる。また、家族関係、家族・家庭を支える労働、家族・家庭と法律、家庭生活と福祉などについて理解させ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて考えさせる。

25

また、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭をつくることの意義や重要性について認識させる。

30

(エ) 家庭の機能と家族関係

家庭の機能については、家庭が家族個人の発達に果たしている機能と社会に対して果たしている機能について、それぞれの歴史的変化、文化や社会による特徴を理解させる。また、家庭の機能は、家族員の協力により果たされていることを認識させ、家族の生活と個人の生活を調整することの必要性や、各自が担う家庭での役割について考えさせる。

35

また、家族の人間関係については、親子関係や夫婦関係などを取り上げ、具体的な事例や演習を通して家族関係の在り方を考えさせる。家族・家庭と法律については、婚姻、夫婦、親子等に関する法律の基礎的知識を理解させる。

40 (イ) 家庭生活と社会

現代の家族の特徴や機能は、経済や産業構造など社会の影響を大きく受けていることについて理解させる。また、家事労働と職業労働を取り上げ、それぞれの意義と特徴、現状と課題などについて理解させる。さらに、職業労働の在り方は、家庭生活に大きな影響を及ぼしており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための条件の整備などについても考えさせる。

45

家庭生活と福祉については、家庭生活を支える社会制度や社会福祉の基本的な理念について理解させるとともに、その担い手としての住民相互の助け合いやボランティア活動にも触れ、地域社会の一員として地域福祉の充実に関心をもたせる。

(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉

5 子どもの発達と保育，高齢者の生活と福祉などについて理解させるとともに，様々な人々に対する理解を深め，生涯を通して共に支え合って生きることの重要性や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させる。

(内容の構成及び取扱い)

10 ア 内容の(2)のアについては，学校や地域の実態等に応じて，学校家庭クラブ活動等との関連を図り，幼稚園や保育所等の乳幼児，近隣の小学校の低学年の児童等との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。イについては，学校や地域の実態等に応じて，学校家庭クラブ活動等との関連を図り，福祉施設等の見学やボランティア活動への参加をはじめ，身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。

15 (内容の範囲や程度)

20 ア 内容の(2)のアについては，小学校の低学年までの子どもを中心に扱い，子どもの発達を支える親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。また，子どもの福祉については，児童福祉の基本的な理念や地域及び社会の果たす役割に重点を置くこと。イについては，日常生活の介助の基礎として，食事，着脱衣，移動などについて体験的に学習させること。また，高齢者の福祉については，高齢者福祉の基本的な理念や地域及び社会の果たす役割に重点を置くこと。

25 ここでは，子どもの発達と保育・福祉として，子どもの発達と生活，親の役割と子育て支援，子どもの権利と福祉について理解させる。また，実際の子どもと触れ合い，かかわることを通して，保育への関心をもたせる。その際，子どもの福祉については，子どもの発達を支える児童福祉の基本的な理念を中心に扱う。

30 特に，先行する世代の者は次の世代を担う子どもを健やかに育てる責任があり，そのためには，子どもと適切にかかわり，子どもとのコミュニケーション能力を高めることが重要であることを理解させる。

35 また，人の一生を見通して高齢期について関心をもたせ，高齢者が安心して生活することができるよう，個人や家族だけでなく，社会全体で支えることの必要性について認識させる。具体的には，高齢期の特徴と生活，高齢者の尊厳を大切にされたケアの考え方や方法，高齢社会の現状と社会福祉について理解させる。また，実際に高齢者と触れ合い，かかわることを通して高齢者への関心をもたせるとともに，高齢者の自立的な生活をどのように支えていけばよいのかについて考えさせる。その際，高齢者の福祉については，近年の高齢者福祉の基本的な理念や高齢者福祉サービスなどの代表的なものを扱う。

これらの学習を通して，生涯を通じて共に支え合って生きることの重要性について認識させる。

40 ア 子どもの発達と保育・福祉

子どもの発達と生活，子どもの福祉などについて理解させ，親の役割と保育の重要性や地域及び社会の果たす役割について認識させるとともに，子どもを生み育てることの意義や子どもとかかわることの重要性について考えさせる。

45 乳幼児や小学校の低学年の児童とかかわって子どもと触れ合う機会をもつことなどにより，保育への関心をもたせるとともに子どもの発達の実際の姿について理解させる。また，子どもの発達と生活，親の役割と子育て支援，子どもの権利と福祉などについて理解させる。それにより，子ども

の健やかな発達を支える親の役割と保育の重要性や社会の果たす役割について認識させる。

なお、ここでいう「子ども」については、乳幼児だけではなく、小学校の低学年の児童までを含める。

5 指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児、近隣の小学校の低学年の児童等との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親が子どもとかかわる姿を観察したりするなど、実践的・体験的な学習活動を中心とするよう留意する。

(ア) 子どもとかかわる

10 乳幼児や小学校の低学年の児童とかかわって実際の姿に触れる機会をもったり、乳幼児とかかわる親の姿を観察する機会をもったりすることにより、保育への関心をもたせる。

また、子どもは自分の意思を十分に表現できないので、周囲の者が子どもの気持ちに寄り添うことが保育には欠かせないことに気付かせ、子どもは生活の中で人とかかわりを通して育つことを理解させる。

15

(イ) 子どもの発達と生活

乳幼児期は、人間の発達段階において重要な時期であることや、子どもの発育・発達には、個人差はあるが一定の順序と共通性があることを理解させる。

20 遊びは子どもの生活の大部分を占めており、遊びを通して心身の発達や健康の保持増進がなされることを理解させ、遊びの意義や児童文化の子どもへの影響について考えさせる。

子どもの生活については、基本的な生活習慣の形成、食事や衣服、健康管理と安全などの概要を理解させる。

また、家庭保育と集団保育を取り上げ、子どもの発達と環境とかかわりについて理解させる。

(ウ) 親の役割と子育て支援

25 乳幼児期は、その発達段階に応じた親の働きかけが重要であることを理解させる。また、子どもは生活の中で人とかかわりを通して育つことから、親や家族のかかわり方や家庭生活が果たす役割の重要性について認識させる。特に、乳児期の親とかかわりによる愛着の形成は、将来の人間関係の基礎となることを理解させる。また、社会的自立のためには、子どもの発達に応じて社会的な規範を身に付けさせることが親や家族の重要な役割であることを理解させる。

30

保育の第一義的な責任は親にあるが、それを支える社会の支援が必要であることを理解させ、子どもを生き育てることの意義について考えさせる。

(エ) 子どもの権利と福祉

35 近年の少子社会における子どもを取り巻く環境の変化について考えさせるとともに、子どもが育つ環境を整備し支援していくことが必要であることを認識させる。また、次世代を担うすべての子どもが健やかに育つことを目的とする「児童憲章」や「児童福祉法」、「児童の権利に関する条約」などの基本的な理念について理解させ、少子社会における子どもを取り巻く環境を整備し、子育てを支援していくことが必要であることを認識させる。特に、児童虐待などの子どもに対する不適切なかかわりに陥らないように、社会全体で乳幼児をもつ親を支えていくことの重要性について認識させる。

40

子どもは保護され養育される存在としての権利をもつとともに、人間として一人一人の人格が尊重される存在でもあることを理解させ、子どもの最善の利益を考慮する上で必要な権利について認識させる。

イ 高齢者の生活と福祉

高齢者の心身の特徴や高齢社会の現状及び福祉などについて理解させ、高齢者の生活の課題や家族、地域及び社会の果たす役割について認識させるとともに、高齢者の自立生活を支えるための支援の方法や高齢者とかかわることの重要性について考えさせる。

人の一生を見通して高齢期について理解させるとともに、高齢者の自立生活を支えるために、個人や家族、社会が果たす役割について認識させる。また、そのための具体的な支援の方法を理解させるとともに、高齢者にかかわることの重要性についても考えさせる。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、実際に地域の高齢者を訪問したり、学校に招いたり、福祉施設等を訪問したりするなどして、高齢者との触れ合いや交流などの実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

(フ) 高齢者とかかわる

地域の高齢者を訪問したり、学校に招いたり、福祉施設等を訪問したりするなど、高齢者と実際に触れ合い、話すなどの体験を通して高齢者について理解させる。また、単に交流するだけでなく、その活動の後に体験を振り返るなどの省察を行い、高齢者や高齢者を取り巻く社会の課題について理解させる。

(イ) 高齢者の生活と課題

生涯を見通して高齢期をとらえるとともに、高齢者の身体的特徴と心理的特徴の概要について理解させる。その際、加齢に伴ってすべての機能が衰えるわけではなく、成熟期としてとらえられる面もあることや、個人差が大きいことを認識させる。

また、高齢者が実際にどのような生活の課題を抱えているかなどについては、生活実態調査資料などを基に、高齢期の状況を理解させるとともに、祖父母や身近な高齢者から生きがい、社会参加、健康問題と介護、生計の維持などについて聞き取るなど、具体的に考えさせる。

(ウ) 人間の尊厳とケア

加齢によって心身の機能が衰えても、それぞれのもてる力を生かし、高齢者が社会の一員として自立した生活を送ることの重要性を認識させる。さらに、高齢者が人生の終末期においても人間としての尊厳を保ち、人生を全うするためのケアの在り方について、住み慣れた生活環境や習慣を維持し、高齢者本人の意思を尊重し、残存能力を發揮できるよう配慮するなど、福祉の理念を土台として考えさせる。

また、日常生活の介助について、食事、着脱衣、移動など生活の具体的な場面を設定し、実習を通して体験的に理解させる。その際には、手法のみを学ぶのではなくその他の学習と関連させながら、高齢者の意思の尊重や残存能力を生かす生活支援の在り方について考えさせる。

(エ) 高齢社会の現状と社会福祉

我が国の高齢化の特徴や居住地域の高齢化の状況について理解させ、高齢社会の現状と課題について考えさせる。また、高齢者の自立生活を支える高齢者福祉の基本的な理念と高齢者福祉サービスについて理解させる。

高齢者福祉の基本的な考え方は、高齢者が、たとえ心身が衰えても、もてる力を生かして、安心して自立生活を送ることができるよう制度や環境を整えることであることを認識させる。また、高齢者を支える家族の役割や、介助の必要な高齢者を支える地域及び社会の福祉サービス、高齢者福祉施設などについても理解させる。さらに、施設福祉と在宅福祉が地域社会の中で互いに連携し合って役割を果たす地域福祉システムの基本的な理念について理解させるとともに、地域社会の一員として地域福祉の充実に関心をもち、その担い手として住民相互の助け合いやボランティア活動に参加することの意義について認識させる。学習に当たっては、生徒の住む地域の福祉サービスを調べたり、福祉施設を訪問したりするなどの活動を充実させる。

ウ 共生社会における家庭や地域

家庭と地域とのかかわりについて理解させ、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの重要性を認識し、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義について考えさせる。

多様なニーズをもった人々が、年齢や障害等の有無にかかわらず、それぞれのもてる力を生かし、共に支え合いながら、安心して充実した生活を創造できる社会、すなわちノーマライゼーションの理念を土台とした社会をつくることが重要であることを理解させる。また、共に支え合って生きる社会を実現するために、個人や集団がどうつながり、助け合ったらよいかについて、人と人とのネットワークや社会的制度、さらにそれを支える生活環境の整備などとも関連させて考えさせる。

指導に当たっては、生徒の居住する地域で実際にどのような支え合いがなされているかについて、住民が主体となったコミュニティ活動やNPO（特定非営利活動法人）の活動などの事例を通して検討させたり、実際に地域の活動に参加させたりするなど、社会の一員として具体的に何ができるかについて考えさせる。

(3) 生活における経済の計画と消費

生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにする。

ここでは、家計と経済社会とのかかわりを理解させ、今日の消費者問題について把握させるとともに、消費者としての自立を目指して、消費者の権利や社会的に果たすべき役割を踏まえて行動できるようにする。また、生涯を見通した家計管理の在り方や病気や事故などの不測の事態に備えた経済上のリスク管理について考えさせ、消費者としての批判的思考に基づいて主体的に意思決定し、持続可能な社会の実現に向けて行動できるようにする。

ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(3)のアについては、家庭の経済生活の諸課題について具体的に扱うようにすること。ウについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。

生活と経済のつながりについて、家計の構造や経済全体の仕組みとのかかわりを理解させ、経済社会の大きな変化の中で、主体的な資金管理の在り方やリスク管理の考え方を導入した経済計画の重要性について認識させる。また、カード社会の浸透に伴う利便性や問題点について、具体的な事例を通して多重債務問題の原因や実情を理解させる。

(7) 家計と経済

日常の生活行動と社会とのかかわりについて、経済循環における家計の位置付けを家計の可処分所得の分析などの具体的な事例を通して理解させる。また、今日の家計の特徴について、教育や医療、社会保障などの負担の拡大などについて統計資料等を活用して考えさせる。

(イ) 資金管理とリスク

家計管理の基本について理解させるとともに、生涯にわたる短期、長期の生活設計を行う上で必要な病気や事故などの不測の事態に備えたリスク管理の方法など、個人の資金管理の基本的な考え方を理解させる。その際、ローン、クレジットの利用などに加えて、貯蓄、保険、株式などの基本的な金融商品などにも触れる。

また、就職、結婚、子どもの誕生、高齢期の生活などを想定し、生涯賃金や働き方などについて、具体的な数値を取り上げて扱い、年金や保険を含めた経済計画の重要性を認識させる。

(ウ) キャッシュレス社会とその課題

クレジットカードや電子マネーの普及など、キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を理解させる。また、消費者信用の利用に伴う金利負担などについて、具体的な計算例を通して理解させる。その際、消費者信用の過度な利用によるカード破産などの多重債務問題については、その根本的な原因や消費者として必要な対応について認識させる。

イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

身近な財・サービスについての具体例を取り上げ、流通や販売方法が複雑化、多様化している現状を踏まえ、消費者としての意思決定の過程と留意すべき事項について理解させる。また、自立した消費者となるためには、財・サービスの選択に際し、生活情報を適切に収集し、選択して活用できる能力を身に付けることが重要であることを理解させる。

(エ) 消費者の意思決定とその重要性

消費者が意思決定を行う過程について具体的な事例を通して考えさせ、その重要性について理解させる。意思決定は、問題の自覚、情報収集、解決策の比較検討、決定、評価などの過程が考えられ、金銭、時間、エネルギーなどの資源の適切な活用とかかわらせて考える必要があることを理解させる。

(イ) 生活情報の収集・選択と活用

経済の進展やグローバル化の進行などに伴って、財・サービスのみでなく流通や販売方法が複雑化、多様化していることを理解させる。また、財・サービスに関する正確な情報を入手するために、生活情報として行政からの情報、企業からの広告、表示、インターネット情報などを取り上げ、その特徴や課題について考えさせるとともに、適切に判断し活用できるようにする。特に、財・サービスを購入するに際し、質、価格などとともに、安全性、機能性、耐久性、操作性や環境、社会的公平性などに関する項目などを比較検討し、批判的思考に基づいて主体的に意思決定できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

経済社会の変化に伴う消費生活の変化と現状を踏まえ、消費者問題の発生の背景とその被害の防止や救済について具体的な事例を通して理解させる。その上で、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、適切な意思決定や消費行動によって意見を表明し、行動することが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを認識させ

る。

(7) 社会の変化と消費生活

技術革新、グローバル化、情報化、サービス化など経済社会の変化に伴う消費生活の変化と現状について理解させ、生活の質を向上させるためにはどのような消費生活を築いていけばよいかについて考えさせる。また、消費生活の現状については、商品・サービスの流通や販売方法の多様化、複雑化などのほかに、地球環境や資源、エネルギー、大量廃棄の問題や消費行動の変化などにも触れる。

(イ) 消費者問題の現状と課題

技術革新や情報化など経済社会の変化に伴う消費生活の変化を背景に、消費者問題が発生していることを理解させ、被害の防止や救済について考えさせる。

契約については、売買契約を中心に具体的な事例を通して理解させる。また、訪問販売や通信販売など販売方法の特性を理解させ、問題のある販売方法などについては、その対応方法について考えさせる。さらに、被害救済のための基本的な法規のほか、表示偽装や製品事故などを取り上げ、安全で豊かな消費生活を送るための制度についても理解させる。

(ウ) 消費者の権利と自立支援

消費者と事業者の間には、情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるためには、様々な支援が必要であることを理解させる。また、「消費者基本法」を取り上げて、消費者の権利について理解させるとともに、消費者支援の諸制度についても関心をもたせる。

これからの消費者は、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明し行動するなど、消費者の権利を実現するとともに、社会への影響などを考えて行動する責任があることを理解させる。

(4) 生活の科学と環境

生涯を見通したライフステージごとの衣食住の生活を科学的に理解させ、先人の知恵や文化に関心をもたせるとともに、持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮し、適切な意思決定に基づいた消費生活を主体的に営むことができるようにする。

(内容の構成及び取扱い)

イ 内容の(4)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(4)のイの被服製作については、衣服を中心として扱い、生徒の技術や興味・関心に応じて縫製技術が学習できる題材を選択させること。エについては、生活と環境とのかかわりについて具体的に理解させることに重点を置くこと。

ここでは、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯を見通した各ライフステージの衣食住の生活を科学的に理解させる。特に、中学校までに学習した衣食住に関する知識や技術の内容を踏まえて、高等学校では特に科学的な根拠に基づいて理解させ、実生活に活用できるようにするとともに、衣食住生活と社会とのかかわりについて考えさせる。また、持続可能な社会を実現するために、資源や環境に配慮した生活を営むことができるようにする。

なお、実生活に活用することができるように、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意する。

ア 食生活の科学と文化

栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解させ、食生活の文化に関心をもたせるとともに、必要な知識と技術を習得して安全と環境に配慮し、主体的に食生活を営むことができるようにする。

各ライフステージの食生活の特徴について理解させ、生涯を見通した食生活の管理運営ができるようにする。また、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解させるとともに、食生活の文化的な側面にも関心をもたせ、調理実習を通して食生活の自立に必要な知識と技術を習得させる。

さらに、食生活にかかわる情報を適切に判断し、環境に配慮した食生活を主体的に営むことができるようにする。

(7) 人の一生と食事

乳児期から高齢期までの各ライフステージにおける食生活の課題、食事摂取基準や嗜好の変化などについて理解させる。また、自分の食生活を振り返らせて、現代の食生活の傾向と問題点について考えさせるとともに、毎日の食事が健康と深くかかわっていることを理解させる。

特に、青年期の食事の重要性について理解させ、家族の食事を管理運営することの重要性や食事を共にすることの意義についても考えさせる。

(イ) 食生活の自立と調理

青年期の食事摂取基準や食品群別摂取量の目安を活用し、経済、能率、家族の嗜好などを考慮して、毎日の献立を作成できるようにする。食品の衛生と安全については、食品の腐敗、食中毒、食品添加物などを調理実習と関連させて理解させ、食品の鑑別、保存、管理などが適切にできるようにする。また、社会における食の安全確保の仕組みについても理解させる。

日常用いられる食品を取り上げ、食品の栄養的特質、調理上の性質について理解させる。また、調理による色、味、テクスチャーなどの変化を食品成分の変化とかがかわらせて科学的に理解させる。なお、各調理法の特徴について、調理器具の特徴や取り扱い方などとも関連させて理解させる。

食品の購入から生ごみの廃棄、排水、加熱調理のエネルギーなどについて、環境の維持や持続可能な社会を構築する上で求められる食生活の在り方を考えさせる。

題材については、中学校での学習を踏まえ、生徒や地域の実態を考慮し、高校生の食生活の自立に向けて毎日の食事に活用できることや、実践への意欲を高めることができるよう配慮して設定する。

(ウ) 食生活の文化

食生活の文化的な側面について、行事食や郷土食及びその由来、地域の気候風土で培われた伝統的な加工食品などに関心をもたせ、それらの中に生活の知恵が生かされていることを考えさせる。また、それぞれの地域で伝承されてきた行事食や日常食を取り上げ、調理実習を通して食文化を主体的に継承することの意義について考えさせる。

日常の食事における料理の盛り付け方や配膳の仕方、食器の種類や特徴などについても食文化の視点で理解させ、様々な地域や外国の食文化についても関心をもたせる。

(エ) 食生活と環境

食品の生産や流通・販売の多様化、輸入食品の増大、食料自給率の低下、外食や中食への依存などにより、食生活を取り巻く環境が変化している現状を理解させる。また、資源、エネルギーに配慮した購入、調理、保存などの知識と技術を習得させるとともに、フードマイレージや地産地消などを取り上げ、生産から消費に至る過程における食の安全・衛生について理解させる。さらに、環境に配慮した食生活の在り方を考えさせ、それらの課題解決に向けて主体的に行動できるようにする。

イ 衣生活の科学と文化

5 着 装，被服材料，被服の構成，被服製作，被服管理などについて科学的に理解させ，衣生活の文化に関心をもたせるとともに，必要な知識と技術を習得して安全と環境に配慮し，主体的に衣生活を営むことができるようにする。

被服の機能，着 装，被服管理について，被服材料や被服の構成とかかわらせて科学的に理解させる。また，各ライフステージの衣生活の特徴や課題と関連付けて，衣生活を主体的に管理し，快適な衣生活を営むための知識と技術を習得させる。

10 ここでは，身体を覆う「衣服」を中心として扱う。その際，被服の機能と着 装，人間と被服とのかわりなどについては，衣生活の文化と関連付けて考えさせる。また，被服製作を通して，被服材料や被服の構成について理解させるとともに，必要な技術を習得させる。さらに，消費者として既製服を入手するために必要な情報を収集し，適切な意思決定に基づいた購入ができるようにする。

15 なお，被服製作の題材の選定に当たっては，生徒の技術や興味・関心に応じて，衣服の製作につながる縫製技術を習得させるように配慮する。

(7) 人の一生と被服

20 人の体型，身体の動き，社会的立場，被服の嗜好などが各ライフステージによって異なることを理解させ，それぞれに適した被服材料や被服の構成及び被服の機能を生かした適切な着 装を考えさせる。

なお，青年期については，高校生の着 装に対する関心をもたせ，これから迎える社会生活を念頭において，被服の社会的機能を生かした着 装を工夫できるようにする。

(イ) 衣生活の自立と管理

25 被服の入手，洗濯，保管など，衣生活を管理する知識と技術を習得させる。被服の入手では，購入を中心として被服材料，被服の構成，サイズの適切な選択ができるようにするとともに，保有する被服の有効な活用や計画的な入手ができるようにする。また，天然繊維や化学繊維の特徴を理解させるとともに，被服材料の性能改善と着心地との関係について考えさせる。

30 洗剤の働きと汚れが落ちる仕組み，湿式洗濯（ランドリー）と乾式洗濯（ドライクリーニング）の特徴やそれぞれの方法の原理を科学的に理解させ，組成表示，家庭用品品質表示，取扱い絵表示などに基づき，被服材料の性能や被服の構成に適した洗濯ができるようにする。

(ウ) 衣生活の文化と製作

35 我が国の衣生活の変遷に関心をもたせ，平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴や被服材料，着 装の特徴を理解させる。また，被服の構成方法を理解させ，被服の製作ができるようにする。

被服製作の計画においては，着心地のよい被服が，体格や体型，身体の動きに合っており，着用目的に適していることを理解させるとともにファッションにかかわる情報を取り上げて，作品を工夫できるようにする。

40 題材については，身体を覆う「衣服」を中心として扱うが，中学校までの学習経験との関連を図り，生徒の実態に応じて適切に設定する。また，基礎的な題材の場合にも中学校からの発展性を配慮し，附属品，飾りなどに創意工夫を加えるようにする。さらに，使用目的などを明確にして，製作する必然性をもたせ，製作意欲の持続と完成の達成感につなげるようにする。

45 衣生活の文化については，布を使った伝統的な生活の工夫を取り上げ，現代に生かすことを考えさせる。

(エ) 衣生活と環境

健康と安全に配慮した被服の入手と活用，資源・エネルギー問題や環境保全に配慮した再利用や

適正な廃棄の方法などについて具体的に取り上げて、衣生活の管理が適切にできるようにする。また、資源の有効利用の観点から購入、活用、手入れ、保管、再利用、廃棄までを考えた循環型の被服計画の必要性についても理解させる。

ウ 住生活の科学と文化

住居の機能、住空間の計画、住環境などについて科学的に理解させ、住生活の文化に関心をもたせるとともに、必要な知識と技術を習得して、安全と環境に配慮し、主体的に住生活を営むことができるようにする。

中学校までの学習を踏まえて、安全で快適な住居、家族が生活する場としての住居の機能について、科学的に理解させるとともに住生活の文化について関心をもたせる。また、住居の間取りや機能だけでなく、住生活の現状と住宅政策や法規等の基本理念などを理解させる。その際、例えば生涯を見通して住居を計画することの重要性や、地球環境保全のために住宅に耐久性をもたせること、持続的な活用をするために必要な維持管理・計画などについて関心をもたせる。

指導に当たっては、平面図やインテリアデザインなどの課題を通して、生活の質を高め、機能的な住生活の計画ができるようにする。

(7) 人の一生と住居

家族の生活の場としての住居の条件について、生涯を見通して考えさせる。また、家族構成やライフステージの変化と住要求の関係について理解させるとともに、各ライフステージに応じた住居、人間と住居とのかかわりについて考えさせる。

(イ) 住生活の計画と選択

安全で快適、かつ健康で耐久性のある住居に必要となる機能について理解させ、ライフスタイルや価値観に応じて、適切な住居を主体的に選択できるようにする。また、住居の平面図等を活用して、よりよい住空間や住生活について考えさせる。さらに、住居を長く社会の資産にしていくための維持管理や長期使用の必要性などにも関心をもたせる。

(ウ) 住生活の文化

気候や風土に応じた各地域の住居の特徴や変遷、様々な住様式などを取り上げ、住生活の文化とその背景について考えさせる。

(エ) 住生活と環境

環境には、住宅内部の居住環境と周辺を意味する住環境の両面があることを理解させるとともに、地球環境に配慮した快適な居住環境についても考えさせる。また、安全性、保健性、利便性、快適性、持続可能性などの面からよりよい住環境に関心をもたせ、自然環境や社会環境と調和し、様々な生活条件をもった人々が安心して住むことができる住居の環境について考えさせる。

エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立

安全で安心な生活と消費について考え、生活文化を伝承・創造し、資源や環境に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

経済発展や大量生産・大量消費・大量廃棄の生活により、地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇など様々な環境問題が生じていることを理解させ、持続可能な消費について考えさせる。また、これらの問題を解決するためには、消費者一人一人の生活意識やライフスタイルを改めることが必要であり、生産や消費の方法を再考し、持続可能な社会を目指すことが重要であることを認識させる。

指導に当たっては、食生活と環境・衣生活と環境・住生活と環境で取り上げた具体的な事例との関連を図る。

(7) 持続可能な消費

5 経済のグローバル化や流通の発達等によって、安価な商品が大量に消費されたり、過重な容器包装が使い捨てにされたりするなど、環境に配慮した行動と逆行する状況があることを理解させる。また、プラスチックや紙類、木材などの大量消費がもたらす地球環境への影響を、単に国内問題としてだけでなく、国際的な視点から考えさせるなど、大量生産、大量消費、大量廃棄に至っている消費社会の現状について、持続可能な消費の重要性を理解させるとともに、真の豊かさとは何かを考えさせる。

10 また、安全・安心を確保し環境負荷を低減するために、国際標準化機構（ISO）による品質管理や環境管理などに関するマネジメントシステムについても理解させることにより、購入時には、企業の取組などを意識して購入できるようにする。

15 (イ) 環境保全に向けたライフスタイルの確立

経済発展や便利で快適な生活を優先してきた結果、資源消費の総量も環境汚染も増大し、地球温暖化に代表されるような環境問題が発生していることを認識させる。

20 資源の有限性を前提として豊かな生活を実現させるには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の見直しが必要であることを理解させる。また、これまでに築き上げられてきた家庭や地域においてもものを大切にする生活観、例えば「もったいない」という伝統的な価値観や、「地球規模で考え、地域で行動する」(Think globally, Act locally) の意味を認識させる。さらに、自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルを実践し、購買行動等を通して環境配慮について社会へ発信することができるようにする。

25 (5) 生涯の生活設計

生活設計の立案を通して、生涯を見通した自己の生活について主体的に考えることができるようにする。

30 (内容の構成及び取扱い)

ウ 内容の(5)については、(1)から(4)までの学習の中で段階的に扱ったり、「家庭総合」の学習のまとめとして扱ったりするなどの工夫をすること。

35 ここでは、家庭科の学習を通して自らの生き方を見つめ、生涯にわたる生活設計ができるようにする。

指導に当たっては、内容の(1)から(4)までの学習と関連付けるなど段階的に扱ったり、「家庭総合」の学習のまとめとして最後に扱ったりするなどの工夫をすること。

40 人の一生における就職や結婚などの重要な課題を認識させ、自分の目指すライフスタイルを実現するために、経済計画も含めた生涯の生活設計に取り組ませる。その際、家族や友人、地域の人々と有効な人間関係を築き、より豊かな衣食住生活を営むための知識と技術を身に付けることが、生活設計の基礎となることを認識させ、単なるライフイベントの羅列に終わらないように留意する。また、生活設計の実現には、様々な社会的条件が大きく影響することについても取り上げ、生活設計を通して社会の動きを見つめ、広い視野をもって生活を創造することや不測の事態にも柔軟に対応する必要性を認識させる。

ア 生活資源とその活用

生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源についての理解を深め、有効に活用することの重要性について認識させる。

5

家族、友人、健康、金銭、もの、空間、技術、時間、情報など、生活する上で重要な要素が生活資源であることを理解させる。また、人の一生の各ライフステージにおいて、それらの生活資源を有効に活用することが重要であり、生活の中の様々なリスクへの対応や回避のためにも役立つことを、家庭科で学習した内容と関連付けて理解させる。

10

なお、生活を支える社会保障制度や社会福祉については、各ライフステージの課題と関連付けて、基本的な理念やその内容を理解させる。

15

指導に当たっては、自らのライフスタイルを創造し、人生の目標を達成するためには、生活資源をどのように活用したらよいかを考えさせる。例えば、各ライフステージの目標をあげて、その実現に必要な技術や資格などの条件を考えさせたり、具体的に短期・長期の計画を立てさせたりすることなどが考えられる。また、異世代の人々との交流や友人との討議等を基に、人生に関する多様な価値観や生き方を取り上げ、人々が共に生きるための、社会や個人の在り方などについても考えさせる。

20

イ ライフスタイルと生活設計

自己のライフスタイルや将来の家庭生活と職業生活の在り方について考えさせるとともに、生活資源を活用して生活を設計できるようにする。

25

将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を理解させる。また、学習した事柄とかかわらせて自分の目指すライフスタイルを実現するために生活設計を立てる。

例えば、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることの重要性について話し合わせたり、将来就きたい仕事についての調査をしたりするなど、生活設計を具体化するための情報の集め方などについても考えさせる。その際、自分が理想とする人物の生き方を調べ、自分の課題を探ることなども考えられる。

30

(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

35

自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。

(内容の構成及び取扱い)

40

エ 内容の(6)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(5)までの学習の発展として扱うこと。

45

ここでは、高等学校家庭科の特色である「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の意義と実施方法について理解させる。

ホームプロジェクトは、内容の(1)から(5)までの学習を進める中で各自の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。ホームプロジェクトを実践することによって、内容の(1)から(5)までの学習で習得した知識と技術を一層定着し、総合化することができ、問題解決能力と実践的態度を育てることができる。

5 学校家庭クラブ活動は、ホームルーム単位又は家庭科の講座単位、さらに学校としてまとまって、学校や地域の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して、グループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。学校家庭クラブ活動を実践することによって、内容の(1)から(5)までの学習で習得した知識と技術を、学校生活や地域の生活の場に生かすことができ、問題解決能力と実践的態度の育成はもとより、ボランティア活動などの社会参画や勤労への意欲を高めることができる。

ホームプロジェクトの指導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 内容の(1)から(5)までの指導に当たっては、学習内容を各自の家庭生活と結び付けて考えさせ、常に課題意識をもたせるようにして題目を選択させること。
 - 10 ② 課題の解決に当たっては、まず、目標を明確にして綿密な実施計画を作成させる。次に生徒の主体的な活動を重視し、教師が適切な指導・助言を行うこと。
 - ③ 学習活動は、計画、実行、反省・評価の流れに基づいて行い、実施過程を記録させること。
 - ④ 実施後は、反省・評価をして次の課題へとつなげるとともに、成果の発表会を行うこと。
- 学校家庭クラブ活動の指導に当たっては、次の事項に留意する。
- 15 ① ホームプロジェクトを発展させ、学校生活や地域の生活を充実向上させる意義を十分理解させること。
 - ② 家庭科の授業の一環として、計画、立案、参加させること。
 - ③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、「総合的な学習の時間」など学校全体の教育活動との関連を図るようにすること。
 - 20 ④ ボランティア活動については、地域の社会福祉協議会などとの連携を図るように工夫すること。

第3節 生活デザイン

1 科目の性格と目標

(1) 科目の性格

この科目は、少子高齢化への対応や持続可能な社会の構築、食育の推進、男女共同参画社会の推進等を踏まえて生活の文化的な意味や価値への理解を深め、将来の生活を設計し創造する能力を育てることを重視している。

従前の「生活技術」から名称を改めた。科目名「生活デザイン」のデザインには、人がよりよい価値に向かって行動するために計画し、考えるという意味をもたせており、生活の価値や質を高め、豊かな生活を楽しみ味わいつくる実践力を育成することを重視している。

(2) 目標

人の一生と家族・家庭及び福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を体験的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。

「生活デザイン」は、家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、人の一生と家族・家庭及び福祉、消費生活と環境、衣食住などに関する知識や技術を生活の中で実際に活用できるよう体験的に習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることをねらいとしている。そのためには、生活をする上での様々な課題を主体的に解決できる能力の育成を目指して、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動を充実することが重要である。

共通して履修させる内容のほかに、人とかかわる力の育成や探究型の学習を深めるために、生徒の興味・関心等に応じて、子どもとの触れ合い、高齢者とのコミュニケーション、食生活のデザインと実践、衣生活のデザインと実践、住生活のデザインと実践の中から適宜選択して履修させることとしている。

今回の改訂においては、人の一生を時間軸としてとらえるとともに、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動にかかわる事柄を人の一生とのかかわりの中で空間軸としてとらえ、家庭科の学習を生徒自身の問題としてとらえさせることを一層重視している。すなわち、人の一生を見通しながら生活資源や生活活動について学習することを通して、青年期を起点に自分の生き方を考えさせ、子どもや高齢者などの異なる世代とのかかわり共に生きる力、持続可能な社会の構築を目指して健康や環境に配慮しながら具体的な事例や体験的な学習を通して衣食住、消費などの生活を創造する能力と実践的な態度の育成を目指している。

「人の一生と家族・家庭及び福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術」とは、この科目で育成する資質や能力である「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度」を育てるために必要な内容を例示したものである。具体的には、「人の一生と家族・家庭及び福祉」「消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」、「食生活の設計と創造」、「衣生活の設計と創造」、「住生活の設計と創造」、「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の内容で構成している。

「体験的に習得させ」とは、この科目では、実験・実習などの体験的な学習を通して、人とかかわる力、すなわち、子どもや高齢者との会話や触れ合いなどにより、相手を理解し、具体的な接し方を学ぶとともに、衣食住、生活設計にかかわる実験・実習を通して、安心・安全で健康な生活と生活文化を継承し、持続可能な社会の構築を目指した生活をデザインし、創造するために必要な力の習得に重点を置くことを示している。

「家庭や地域の生活課題を主体的に解決する」とは、家庭や地域のよりよい生活を工夫するためには、家庭や地域の生活の中で生じる課題を生活活動や生活資源とかかわらせながら、主体的に解

決する能力が必要であることを示している。

また、家庭生活は、家族員の健康や生活など様々な事情で変化したり、不測の事態に遭遇したりするものである。家庭科においては、原理・原則に関する学習を生かして、各自が生活課題を解決できるように問題解決的な学習を一層重視していることを示している。

5 「生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」とは、この科目がに目標としているのは、「生活の充実向上を図る能力」とそれらを実際の生活の場で活用できる「実践的な態度」を育てることであることを示している。学んだ知識と技術を生かして、各自の家庭生活や地域の生活を見つめ、主体的に課題を見だし、これを改善充実しようとする積極的な態度を育てることをねらいとしていることを示している。そのために、(1)から(6)までの内容で構成しており、特に「(6)ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」については、内容の(1)から(5)までの学習の中で見出した課題を解決するなど、生徒が主体的に取り組む問題解決的な学習を充実することが重要である。

2 内容とその取扱い

15 この科目は、「(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」、「(3) 食生活の設計と創造」、「(4) 衣生活の設計と創造」、「(5) 住生活の設計と創造」、「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の6つの大項目で構成しており、標準単位数は4単位である。また、内容の構成及び取扱いについては、次のとおり示されている。
(内容の構成及び取扱い)

20 ア 内容の(1)のオ、カ、(3)のエ、(4)のエ、(5)のエについては、生徒の興味・関心等に応じて、適宜項目を選択して履修させること。

25 この科目では、内容の(1)の「オ 子どもとの触れ合い」、「カ 高齢者とのコミュニケーション」、(3)の「エ 食生活のデザインと実践」、(4)の「エ 衣生活のデザインと実践」、(5)の「エ 住生活のデザインと実践」の中から、生徒の興味・関心や進路希望等に応じて、適宜選択させることとしている。ここで「適宜項目を選択して」としているのは、履修内容を生徒自らが主体的に選択することが望ましいことを示したものである。

30 エ 内容の(3)、(4)、(5)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。

35 この科目では、内容の(3)、(4)、(5)については、実験・実習を中心に、実践的・体験的な学習や問題解決的な学習を重視して指導するよう配慮する。ここでいう実験・実習とは、調査、研究、観察、見学、就業体験などの学習活動を示している。

(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉

40 人の一生を生涯発達の視点でとらえ、各ライフステージの特徴と課題について理解させるとともに、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考えさせ、共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

(内容の構成及び取扱い)

45 内容の(1)のイ及びウについては、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

ここでは、人は各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の視点で自分自身の一生をとらえさせるとともに、青年期、壮年期、高齢期という時間軸に沿って各ライフステージの特徴と課題を理解させる。特に、青年期は自立の視点、壮年期は次世代を生き育てる世代としての視点、高齢期は高齢者とかかわる視点や自分が迎えるライフステージとしての視点に立って扱う。

また、自立した生活を営むための意思決定、子どもや高齢者の生活と福祉などの学習を通して、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことや生活課題を主体的に解決して家庭や地域の生活をつくとともに、共に支え合う社会の重要性についても認識させる。

その際、子どもの福祉や高齢者の福祉については、その基本的な理念を中心に扱う。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所、高齢者施設等を訪問し、触れ合いや交流などの体験的な学習活動を取り入れるようにする。

ア 青年期の自立と家族・家庭

生涯発達の視点で青年期の課題を認識させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。

生涯発達の視点で青年期、壮年期、高齢期のライフステージの特徴と課題を見通し、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。また、男女が協力して家庭を築くことの意義や、歴史的、文化的、社会的変化との関連で現代の家族・家庭の特徴を理解させる。

特に、自立した生活を営むためには、様々な生活課題に対応して適切に意思決定し、責任をもって行動することが重要であることを認識させる。

(7) 青年期の自立

青年期の課題である自己理解、心身の自立や生活者としての自立、人間関係の調整、職業選択への見通しやその準備、男女の平等と相互の協力などを取り上げ、生涯を見通した中で青年期をどのように生きるかについて具体的に考えさせる。

その際、歴史的、文化的、社会的制度としての家族について理解させるとともに、固定的な性別役割分業意識を見直し、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭をつくることの意義や重要性を認識させる。

(イ) 生活と意思決定

自立した生活を営むためには、生涯を見通して、生活課題に対応した意思決定をし、責任をもって行動することが重要であることを理解させる。ここでは、職業選択、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの具体的な事例を取り上げ、意思決定に影響を与える要因や家族に関する法律、家族が社会制度として存在することの意味なども関連させて考えさせる。

イ 子どもの発達と保育

乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生き育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させる。

(内容の範囲や程度)

内容の(1)のイについては、子どもの発達を支えるための親の役割や子育てを支援する環境に重点を置くこと。イからエについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。

乳幼児の心身の発達の特徴、乳幼児の遊びや生活習慣の形成などの乳幼児の生活、それを支える親や家族、家庭生活の役割について理解させ、子どもの発達のためには、第一義的に親が責任をもつ必要があることなど、親や家族の保育責任について理解させる。また、子どもを生み育てることの意義について考えさせ、子どもの健やかな成長のための家族や社会の果たす役割について認識させる。

先行する世代の者は次の世代を担う子どもを健やかに育てる責任があり、そのためには、子どもと適切にかかわり、子どもとのコミュニケーション能力を高めることが重要であることを理解させる。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親が子どもとかかわる姿を観察したりするなど、実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

(7) 子どもの生活と家族・家庭

乳幼児期は、人間の発達段階において重要な時期であることを理解させ、子どもは生活の中で人とかかわりを通して育つことから、最も身近な存在である親や家族が子どもとどのようにかかわったらよいかなどの保育の在り方について考えさせるとともに、親や家族、家庭生活が果たす役割について認識させる。

また、乳幼児の健やかな発達のためには発達段階や個性に応じた適切な保育が重要であることに気付かせるとともに、乳幼児の生活について、遊び、生活習慣の形成、食事、健康管理と安全などについての概要を理解させる。

子どもは自分の意思を十分に表現できないので、周囲の者が子どもの気持ちに寄り添うことが保育には欠かせないことに気付かせるとともに、親に愛され大切にされることを経験して愛着が形成され、このことが後の人間関係の基礎となることを理解させ、親の保育態度についても考えさせる。

なお、この時期には、基本的な生活習慣の形成が重要であることを理解させるとともに、社会的自立のためには、子どもの発達に応じて社会的な規範を身に付けさせることが親や家族の重要な役割であることを認識させる。さらに、子育てを通じて親自身も人間的に成長することに気付かせ、子どもを生み育てることの意義について考えさせる。

(イ) 子どもの育つ環境

少子化によるきょうだいの数の減少、自然と触れ合う経験の不足、生活時間の乱れなど、現代の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の問題について理解させる。また、保育の場としての家庭や幼稚園、保育所等を取り上げ、それぞれの保育環境の特徴や役割について理解させる。保育に対するニーズが多様化していることにも触れ、子どもの育つ環境にどのような課題があるかを考えさせる。さらに、この課題の解決のためには、「児童憲章」、「児童福祉法」、「児童の権利に関する条約」などに示された児童福祉の理念が重要であることを理解させる。

ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

人の一生を見通す中で高齢期をとらえ、加齢に伴う心身の変化や特徴を理解させる。また、高齢期になっても、だれもが安心して自立的な生活を送ることができる高齢社会を築くために、個人や家族、地域及び社会の果たす役割について考えさせる。

指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、実際に地域の高齢者を訪問したり、学校に招いたり、福祉施設等を訪問したりするなどして、高齢者との触れ合いや交流などの実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

(7) 高齢期の特徴と生活

高齢期における身体的特徴と心理的特徴について、加齢に伴う一般的な変化の概要について理解させる。その際、人の一生を見通しながら人生の一時期として高齢期をとらえさせるとともに、高齢期にはすべての機能が衰えるわけではないことや、個人差があることなどについても理解させる。

5 また、高齢期の生活の実際については、生活実態調査資料などを基に、高齢期の状況を把握したり、祖父母や身近な高齢者から生きがい、社会参加、健康問題と介護、生計の維持などについて聞き取ったりするなどの活動を通して、具体的に考えさせる。

(イ) 高齢社会を生きる

10 我が国がかつてない超高齢社会を迎えていることについて、その高齢化の現状と今後の解決すべき課題について理解させる。また、長寿化、少子化等の人口の高齢化の背景や高齢社会の特徴を理解させ、高齢化は社会を構成するどの世代にもかかわる課題であることを認識させる。

エ 共生社会と福祉

生涯を通して 家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

20 幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家庭や地域の生活課題を主体的に解決し、よりよい生活を創造するためには、各ライフステージにどのような福祉や社会的支援が必要かについて理解させる。また、共に支え合って生きる社会を成立させるための課題について考えさせる。特に、乳幼児を育てるための子育て支援や、高齢期の個人や家族を支える高齢者福祉の現状と課題について理解させる。さらに、だれもが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくることの重要性を認識させ、多様なニーズをもった人々がそれぞれの特徴を生かしながら支え合って生活する社会をつくるために個人や集団がどのようにつながり助け合ったらよいかを、具体的な事例を通して考えさせる。

25 その際、子どもの福祉や高齢者の福祉など生涯にわたって生活を支える福祉については、その基本的な理念を中心に扱う。

(7) 家族・家庭と社会的支援

乳幼児期から青年期、壮年期、高齢期までの生活を外部から支える様々な社会的支援の概要を理解させる。特に、子育てについては、少子社会における子育て支援策とかかわらせて考えさせ、社会全体で子どもを育てる環境を整備し、支援していくことが必要であることを理解させる。

35 高齢期については、個人及びその家族を支える在宅福祉や施設福祉などの高齢者福祉についてその概要を理解させる。これらの学習を通して、生涯を通してだれもが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくるために、どのような社会的支援やシステムが必要かなどについても考えさせる。

(イ) 共生とコミュニティ

40 多様なニーズをもった人々が、年齢や障害等の有無にかかわらず、それぞれのもてる力を生かし、共に支え合いながら安心して充実した生活を創造できる社会、すなわちノーマライゼーションの理念を土台とした社会をつくることが重要であることを理解させる。また、共に支え合う社会を実現するために、個人や集団が互いにどのような役割を果たし、つながっていけばよいかについて考えさせる。

45 指導に当たっては、生徒の居住する地域で実際に行われている取組について、具体的な事例を通して検討させるとともに、生徒自身が家庭や地域及び社会の一員として共に支え合って生活することの重要性を認識して、何ができるかを考えさせる。

オ 子どもとの触れ合い

子どもとの触れ合いを通して、子どもの生活と遊び、子どもの発達と環境とのかかわりなどについて理解させ、子どもと適切にかかわることができるようにする。

5 乳幼児や小学校の低学年の児童と触れ合い、かかわることや、乳幼児と親がかかわる姿を観察するなどの体験的な学習を通して、保育への関心をもたせるとともに、子どもの生活と遊びについて理解させる。

10 また、中学校における学習を踏まえて、乳幼児をもつ親の話を聞くなどの実習を行うことにより、育てる側の視点も取り入れて、子どもを生き育てることは楽しみであるとともに、子どもの気持ちに寄り添うという気づきも必要であることを理解させる。

15 子どもとの触れ合いについては、例えば、幼稚園や保育所等を訪問して、幼児と一緒に遊んだり、絵本の読み聞かせを行ったりすることが考えられる。また、幼稚園や保育所等の幼児を学校に招いて、簡単な調理実習を行うなどの共通体験をもったり、近隣の乳幼児をもつ親子を学校に招くことで親子の触れ合う姿を観察したりすることは、子どもの発達する姿を実際に理解するよい機会となる。

子どもは自分の意思を十分に表現できないので、周囲の者が子どもの気持ちに寄り添うことが保育には欠かせないことを認識させるとともに、子どもは生活の中で人とかかわりを通して育つことを理解させることを通して、子どもと適切にかかわることができるようにする。

20 指導に当たっては、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親が子どもとかかわる姿を観察したりするなど、実践的・体験的な学習活動を取り入れるようにする。

25 カ 高齢者とのコミュニケーション

高齢者との交流や日常生活の介助などを体験的に学ぶことを通して、高齢者の自立的な生活を支援することの意味やコミュニケーションの重要性を理解することができるようにする。

30 高齢者との交流や日常生活の介助などを体験的に学ぶことを通して、高齢者の自立的な生活を支援することの意味やコミュニケーションの重要性について理解させる。

35 具体的には、地域の高齢者を訪問して日常生活を手伝ったり、学校に招いて話を聞いたり、一緒に調理をしたり、さらには地域の福祉施設等を訪問したりするなどして、高齢者との触れ合いや交流の場を設けるなど、実践的な活動を取り入れる。また、これらの活動を一過性のものにするのではなく、その後の省察等を通して、高齢者やそれを取り巻く社会の課題について理解させる。

日常生活の介助については、食事や被服の着脱、移動などの体験的な学習を通して、体にハンディをもった場合にどのような援助や配慮が必要か、どのような道具や工夫があるとよいかなどについて考えさせる。また、高齢者の自己決定や残存能力を尊重する支援の在り方についても考えさせる。

40 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

45 自立した生活を営むために必要な消費生活や生活における経済の計画に関する知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようにする。

ここでは、自立した生活を営むために必要な消費生活と生涯と見通した経済の計画に関して理解させる。また、生活と環境とのかかわりにについて考えさせるとともに、持続可能な社会を目指し

たライフスタイルや生活を主体的に設計することができるようにする。

ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。イについては、環境負荷の少ない生活の工夫に重点を置くこと。

経済社会の変化に伴う消費生活の変化と現状を踏まえ、消費者問題の発生の背景と被害の防止や救済について具体的な事例を通して理解させ、一人一人が主体的に消費者の権利を実現するための行動力が必要であることを理解させる。その際、契約、ローン、クレジットなどの消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようにする。また、具体的な事例を通して消費者の意思決定の過程における資源の活用の重要性を踏まえて行動できるようにするとともに、生活上の不測の事態などのリスクの回避や分散など個人の資金管理の基本についても理解させ、生涯の生活設計を立てることができるようにする。

(ア) 消費者問題の現状と課題

技術革新や情報化など経済社会の変化に伴う消費生活の変化を背景に、消費者問題が発生していることを理解させ、被害の防止や救済について関心をもたせる。

契約については、売買契約を中心に具体的な事例を通して理解させる。また、訪問販売や通信販売など販売方法の特性を理解させ、問題のある販売方法などについては、その対応方法について考えさせる。さらに、被害救済のための基本的な法規のほか、表示偽装や製品事故などについても取り上げ、安全で豊かな消費生活を送るための制度についても取り上げる。

(イ) 消費者の権利と自立支援

消費者と事業者の間には、情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるためには、様々な支援が必要であることを理解させる。また、「消費者基本法」を取り上げて、消費者の権利について理解させるとともに、消費者支援の諸制度についても関心をもたせる。

これからの消費者は、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明し、行動するなど消費者の権利を実現することや、社会への影響などを考えて行動する責任があることを理解させる。

(ウ) 消費行動と意思決定

消費者が意思決定を行う際の過程について具体的な事例を通して考えさせ、その重要性について理解させる。意思決定は、目標、問題の自覚、情報収集、解決策の比較検討、決定、評価などの過程が考えられる。また、金銭、時間、エネルギー、知識、家族、地域などの資源の適切な活用とかわらせて考える必要があることについても理解させる。さらに、正確な情報を入手するために、生活情報の種類、特徴、課題などについて考えさせるとともに、それらを適切に判断し活用できるようにする。財・サービスを購入する際には、質、価格、表示などとともに、安全性、機能性、耐久性、操作性や環境、社会的公平性などに関する項目などについても比較検討し、批判的思考に基づいて主体的に意思決定し、行動できるようにする。

(エ) 生涯の経済計画とリスク管理

生活の基盤としての家計管理の重要性や家計と経済のかかわりなどについて理解させ、経済計画とリスク管理の必要性について考えさせる。現代の家計は、クレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化しており、情報が氾濫する中で慎重な意思決定が求められていることを具体的な事例を通して理解させる。

また、生涯を見通した経済の計画を立てる場合には、事故や病気、失業などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し、生涯賃金や働き方なども含め、リスクにどのように対応したらよいかを考えさせる。その際に、クレジット、住宅ローン、保険、株式など具体的な事例などを通して理解させる。

イ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

経済発展や大量生産・大量消費・大量廃棄の生活により、様々な環境問題が生じていることを理解させ、消費生活と環境とのかかわりについて理解させる。また、環境保全のためには、消費者一人一人の生活意識やライフスタイルを改めることが必要であることを理解させる。

指導に当たっては、具体的な事例を通して、環境負荷の少ない生活について考えさせ、生活意識やライフスタイルを見直すことができるようにする。

(フ) 消費生活と環境とのかかわり

経済発展や便利で快適な生活を優先してきた結果、環境問題や資源・エネルギー問題が生じていることを理解させ、各自の消費行動と家族や地域社会における消費総量の問題との関連について、具体的な事例を通して考えさせる。また、自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルを実践できるようにする。

(イ) 環境負荷の少ない生活への取組

身近な生活の中から、地球温暖化など環境問題に配慮する製品の選択、購入、使用方法や生活の仕方などを点検させ、どこに問題があるのか、どう改めたらよいかなど、環境負荷の少ない生活の工夫について考えさせる。

また、個人や家庭だけではなく、地域や企業、行政、国際的な取組など社会全体が一体となった取組や、社会経済システムの見直しなどが必要であり、環境配慮型製品の開発やグリーン購入の推進など様々な取組が進められていることを理解させ、実践への意欲をもたせる。さらに、安全・安心を確保し環境負荷を低減するために、国際標準化機構（ISO）による品質管理や環境管理などに関するマネジメントシステムについても理解させ、企業の取組などを意識して購入できるようにする。

ウ 生涯の生活設計

生涯を見通した自己の生活について考えさせるとともに、主体的に生活を設計できるようにする。

(内容の構成及び取扱い)

ウ 内容の(2)のウについては、(1)及び(2)のア、イの内容との関連を図るとともに、(1)から(5)までの学習の中で段階的に扱ったり、「生活デザイン」の学習のまとめとして扱ったりするなどの工夫をすること。

将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの重要性を認識させ、学習した内容とかかわらせて自分の目指すライフスタイルを実現するために生活を設計できるようにする。

生活には、様々な社会的条件が大きく影響することにも触れ、生活設計を通して社会の動きを見つめ、不測の事態にも柔軟に対応する必要性や、広い視野をもって生活を創造していくことの重要性について認識させる。

指導に当たっては、「(1) 人の一生と家族・家庭」及び「(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」の「ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画」や「イ ライフスタイルと環境」の内容との関連を図るとともに、(1)から(5)までの学習の中で段階的に扱ったり、学習のまとめとして取り扱うなどの工夫をする。

(3) 食生活の設計と創造

食事と健康とのかかわりや栄養、食品、調理、食べ物のおいしさなどの食生活に関する知識と技術を習得させ、食文化に関心をもたせるとともに、生涯を通して安全と環境に配慮した食生活を主体的に営むことができるようにする。

ここでは、生涯を通して健康の保持増進を図るために、家族の健康と食事、おいしさの科学と調理、食生活と環境などに関する知識と技術を習得させ、食文化に関心をもたせ、主体的に食生活を営むことができるようにする。

ア 家族の健康と食事

食事の意義を理解させ、家族の健康と栄養や調理など食生活に関する知識と技術を習得させるとともに、生涯を通して健康に配慮した家族の食生活を管理できるようにする。

食事の栄養的、精神的な意義を理解させ、家族の健康を維持するための食事と栄養や調理とのかかわりを理解させるとともに、生涯を通して健康に配慮した家族の食生活を管理できるようにする。

(7) 食事の意義と食生活の課題

生涯を通して健康を維持するために、食習慣と健康のかかわりや青年期における食生活の今日的な課題を理解させる。また、食事が栄養的な充足とともに、家族や人々とのコミュニケーションの促進、精神面の充足や安定に果たす役割が大きいことを理解させる。

(イ) 家族の栄養と食事

栄養素の種類と機能及び家族の食事の栄養的な特徴について理解させる。また、食事摂取基準や食品群別摂取量の目安などを理解させ、栄養的にバランスのとれた家族の食事について考えさせる。

(ウ) 家族の食事と献立

家族の健康を保持するために、栄養と嗜好を考え、食費、調理の能率などに配慮した献立を作成し、調理実習を通して、家族の食事について考えることができるようにする。

イ おいしさの科学と調理

食べ物のおいしさの要素や食品の栄養的特質と調理上の性質について科学的に理解させるとともに、栄養とおいしさを考えた食べ物や食事を作るために必要な知識と技術を習得させる。

食べ物のおいしさの要素と五感とのかかわりを理解させ、食品の調理とおいしさの科学、加工

食品とおいしさの科学に関する知識と技術を習得させるとともに、栄養とおいしさを考えた食べ物や食事を整えることができるようにする。

(7) おいしさの要素

- 5 食べ物のおいしさの要素として、味、香り、硬さや粘りなどのテクスチャー、色、形などの外観、音、温度などがあり、五感を通して感じることや、調理によりおいしさが増えることを調理実習を通して理解させる。

(イ) 食品の調理とおいしさの科学

- 10 日常用いられる食品を取り上げ、食品の栄養的特質、調理上の性質について理解させ、調理実習を通して非加熱調理操作と加熱調理操作の要点を踏まえ、調理技術を習得させる。また、食事には、食品、調理法、味、テクスチャー、彩り、温度などの組み合わせによりおいしさが付与されることを調理実習を通して理解させる。さらに、和食をはじめとした世界の食文化についても取り上げ、様式により食器、盛り付け、配膳などに特徴があることを理解させる。

(ウ) 食品の加工とおいしさの科学

- 15 乾燥、塩蔵、発酵、くん煙などの食品の加工についても取り上げ、加工によりおいしさが増え、保存性を高めていることを理解させる。また、生鮮食品や加工食品の鑑別方法を取り上げ、適切な選択をして調理に生かすことができるようにする。

ウ 食生活と環境

25 食生活の安全と衛生について理解させ、食料の生産や流通と食生活とのかかわりや環境に配慮した食生活の在り方を考えさせるとともに、主体的に家族の食生活を営むことができるようにする。

30 食品の腐敗や変敗、食中毒などの食生活の安全と衛生について理解させ、食生活を取り巻く環境の変化について考えさせる。また、安全で環境に配慮した食生活の在り方について考えさせ、主体的に家族の食生活を営むことの重要性を認識させる。

(7) 食生活の安全と衛生

- 35 食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて食品の購入、調理、保存とかかわらせて理解させ、食生活を安全で衛生的に営むことができるようにする。特に食中毒については、身近な例を具体的に挙げ、その原因や症状、予防のための取り扱い方や調理上の注意について理解させ、調理実習の際に、安全と衛生に十分留意できるようにする。食品の安全については社会における安全確保の仕組みについても理解させる。

(イ) 環境に配慮した食生活

- 40 食品の生産や流通・販売の多様化、輸入食品の増大、食料自給率の低下、外食や中食への依存などにより、食生活を取り巻く環境が変化している現状を理解させる。また、資源、エネルギーに配慮した購入、調理、保存などの知識と技術を習得させるとともに、フードマイレージや地産地消などの具体的な例を取り上げ、環境に配慮した食生活の在り方について考えさせる。

エ 食生活のデザインと実践

45 日常の食事や行事食における食の歴史や文化などについて理解させ、必要な知識と技術を習得させるとともに、食文化を継承し食生活を創造的に実践することができるようにする。

(7) 地域と食文化

各地の気候風土で培われた地域の産物に注目し、それをどのように食してきたのかを調べるなど、郷土食や行事食、日常食を通して地域の食文化の特徴を理解させる。また、調理実習を通して食文化を継承するために必要な技術を習得させる。

5

(イ) 世界の食文化

我が国に加えて、世界の食文化にも関心をもたせ、現代の我が国の食生活に様々な地域の食文化が影響を及ぼしていることを理解させる。

10

(ウ) 食生活の実践

地域の食文化を踏まえて日常の家族の食事を計画し、調理実習を通して実践できるようにする。

(4) 衣生活の設計と創造

15

被服の着装、製作、管理などの衣生活に関する知識と技術を習得させ、衣文化に関心をもたせるとともに、生涯を通して快適で創造的な衣生活を主体的に営むことができるようにする。

ここでは、被服の機能、着装、被服管理、被服製作について、被服材料や被服の構成とかかわらせて体験的に理解させ、衣生活を主体的に営むことができるようにする。

20

指導に当たっては、身体を覆う「衣服」を中心として扱い、被服材料や被服管理、被服製作の基本的な知識と技術を習得させるとともに、現代の衣生活にかかわる情報を日常の生活に活用できるようにする。

25

なお、被服製作の題材の選定に当たっては、生徒の技術や興味・関心に応じて衣服の製作につながる縫製技術を身に付けることができるように配慮する。特に、ものづくりの発想を重視し、生活の質を向上させる楽しさや達成感が味わえるように工夫する。

ア 装いの科学と表現

被服の機能を科学的に理解させ、目的に応じた被服の選択や自己を表現する着装を工夫できるようにする。

30

被服の機能が、被服材料の性能や被服の構成及び人の心理面とかかわることを理解させる。特に、装いによる自己表現と他者に与える印象について考えさせ、適切な被服の選択ができるようにする。

35

(7) 被服の機能と着心地

着心地のよい被服は、着用目的によって保健衛生上の機能、生活活動上の機能、社会生活上の機能を満たすものであり、それらの機能を発揮させるためには、着用目的にあった被服材料及び被服の構成の選択が必要であることを科学的に理解させる。

40

(イ) 装いと表現

装いには、衣文化に基づいた慣習があることを理解させる。また、装うことを通して自己表現ができることや、他者へ様々な印象を与えることができることなどを認識させる。

指導に当たっては、高校生の装いに対する関心に留意するとともに、社会的慣習と調和することが重要であることについても考えさせる。

イ 被服の構成と製作

被服の構成と人体の形や動作及び被服材料とのかかわりを理解させ、製作に必要な知識と技術を習得させるとともに、発想を生かした被服製作ができるようにする。

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(4)のイの被服製作については、衣服を中心として扱い、生徒の技術や興味・関心に応じて縫製技術が学習できる題材を選択させること。

平面構成である和服と立体構成である洋服の構成上の特徴や被服材料、着装の特徴を理解させるとともに、創造性を生かした被服製作ができるようにする。

(7) 被服の構成と身体

着心地のよい被服は、体格や体型、人体の形や動作、人の生理的現象に合っており、着用目的に適していることを理解させる。また、和服や洋服を例に取り上げ、平面構成や立体構成の特徴や構成、被服材料の違いについて理解させる。

(イ) 被服の製作

布で体を包む被服の構成を理解させるとともに、被服を製作するための基礎的・基本的な縫製技術を習得させる。

被服製作の計画においては、着用目的を明確にし、製作に適した材料の選択やデザインを考えさせるとともに、ファッションに関する情報や既製の構成などにも関心をもたせ、作品を工夫することができるようにする。また、被服を製品化する工程を意識させるなど、効率的な製作の流れを考えさせ、見通しをもって作業を進めることができるようにする。

指導に当たっては、装飾や被服材料の工夫など創造的な製作ができるような適切な題材を設定する。その際、既製服を活用したり、共同作業を取り入れたりすることも考慮する。

ウ 衣生活の管理と環境

被服の管理方法や被服材料の性能、被服の構成などについて科学的に理解させ、健康や安全、資源・環境などに配慮した衣生活を主体的に営むことができるようにする。

被服の入手、洗濯、保管など、衣生活を自ら管理し、実生活に活用するための知識と技術を習得させる。また、資源の有効利用を考えた被服計画の必要性を理解させる。

(7) 被服の選択

既製の適切な選択をするために、被服材料や被服の構成及び身体寸法と衣料サイズとの関係を理解させる。また、天然繊維と化学繊維の特徴を理解させるとともに、被服材料の性能改善と着心地との関係についても関心をもたせる。なお、既製の流通及びファッションに関する情報を取り上げ、適切な意思決定をするために必要な情報を選択できるようにする。

(イ) 被服の管理と環境に配慮した衣生活

被服の入手、洗濯、保管など、衣生活を管理する知識や技術を習得させる。洗剤の働きと汚れが落ちる仕組み、湿式洗濯（ランドリー）と乾式洗濯（ドライクリーニング）の特徴を科学的に理解させ、組成表示、家庭用品品質表示、取扱説明表示などに基つき、被服材料の性能や被服の構成に適した洗濯ができるようにする。

また、資源の有効利用の観点から、購入、活用、手入れ、保管、再利用、廃棄などを考えた被服計画の必要性についても理解させる。

エ 衣生活のデザインと実践

衣生活にかかわる歴史や文化などについて理解させ、衣生活を営むために必要な知識と技術を習得させるとともに、衣文化を継承し衣生活を創造的に実践することができるようにする。

人間と被服のかかわりについて、着衣動機の諸説、衣文化の変遷などから考えさせるとともに、布を使った伝統的な生活の工夫に関心をもたせ、現代に生かす工夫について考えさせる。また、既製の生産と流通について理解させ、循環型社会の持続に配慮した衣生活の在り方を考えさせるなど、衣生活にかかわる課題を取り上げ、実習を通して実践的に取り組むことができるようにする。

(5) 住生活の設計と創造

健康で安全な住生活を営むための住居の機能、住居やインテリアの計画に関する知識と技術を習得させるとともに、生涯を見通して環境に配慮した住生活を主体的に営むことができるようにする。

ここでは、中学校までの学習を踏まえて、住居と住環境とのかかわりを考えさせ、生涯を見通して創造的に住生活を営むことができるようにする。また、家族の生活と住空間の在り方や、快適な住空間を設計する上で必要な知識と技術を習得させ、環境に配慮した住生活の重要性について理解させる。

ア 家族の生活と住居

住居の機能と管理、家族の生活とライフステージに応じた住空間について理解させ、安全で健康的な住生活について考えることができるようにする。

家庭生活を営む場としての住居の機能と管理、家族のライフステージやライフスタイルと住空間の在り方について考えさせる。

(7) 住居の機能

住居は、人間の生活行為と家族のコミュニケーションの器として必要な諸条件をもつことを理解させる。また、健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な住居の機能について理解させる。さらに、住宅の耐久性を高めて長期使用するために、維持管理の重要性についても理解させる。

(イ) 家族のライフステージと住居

家族のライフステージによって住居に必要な条件が異なることを理解させ、生涯を見通した適切な住居を選択することができるようにする。また、バリアフリーデザインやユニバーサルデザインなど、生涯を通じて暮らしやすい住空間の在り方についても関心をもたせる。

イ 快適さの科学と住空間の設計

快適な住居について科学的に理解させ、インテリア、園芸などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、快適で機能的な住生活を営むために必要な平面計画やインテリア計画ができるようにする。

安全で健康に配慮した耐久性の高い快適な住居を実現するために必要な住居の機能を科学的に理解させる。また、インテリアや園芸などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、よりよい住生活を営むために必要な基礎的・基本的な平面計画やインテリア計画ができるようにする。

(7) 快適な住空間の設計

安全で健康に配慮した耐久性の高い快適な住居を実現するために必要な住居の性能について科学的に理解させる。また、住居の平面計画に当たっては、住要求とライフスタイル、敷地条件などの様々な条件とともに、各室の機能や動線について考慮する必要があることを理解させ、家族の構成やライフスタイルを想定した住空間と住居の平面計画ができるようにする。ここでは、平面表示記号など計画図面の表現法について理解させ、平面図が読み取れるだけでなく、それを用いて住居の平面計画ができるようにする。

(イ) インテリア計画

インテリアデザインの要素として、形態、色彩、材質などについて理解させる。また、インテリアデザインの要素と床、壁、天井、照明器具、家具、カーテンなどとの総合的な調和について理解させ、美しく快適で機能的な室内空間を実現させるインテリア計画ができるようにする。

生活行為や動作に必要な広さを理解させ、家具などの適切な配置を考えることもインテリア計画を進める上で重要であることを理解させる。

また、生活環境と園芸とのかかわりについても考えさせ、園芸を用いて生活環境を豊かにする工夫ができるようにする。例えば、伝統文化とのかかわらせて生け花を扱ったり、食卓を飾るフラワーアレンジメントなどを扱ったりするなどの実習が考えられる。

ウ 住居と住環境

住居とそれを取り巻く住環境について理解させ、資源・環境などに配慮した住生活を営むことができるようにする。

住生活は、周囲や地域の自然環境や社会環境などとかかわることを理解させ、よりよい住環境について考えさせる。また、住居を取り巻くコミュニティとのかかわりについて考えさせるとともに、耐久性や地球環境に配慮し長く社会の資産となるような住居についても関心をもたせる。

(7) 住環境と地域

住生活は、自然環境や社会環境、地域などとかかわることを理解させ、集まって住むためのよりよい住環境や住居を取り巻くコミュニティについて考えさせる。また、住環境を守る制度などにも触れ、安全性、保健性、利便性、快適性、持続可能性などの面から住環境について考えさせる。

(イ) 環境に配慮した住生活

地球環境を守るための住居と住生活の在り方について考えさせ、自然環境と調和した住生活の必要性について理解させる。

エ 住生活のデザインと実践

住生活にかかわる歴史や文化などについて理解させ、住生活を営むために必要な知識と技術を習得させるとともに、住文化を継承し住生活を創造的に実践することができるようにする。

住生活と住居の歴史的変遷や文化などについて理解させ、住文化を継承し、創造していくことについて関心をもたせる。また、現代の住生活の現状、住宅や住環境などにかかわる問題解決に向けて課題を取り上げ、実習を通して実践的に取り組むことができるようにする。

(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

5 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。

(内容の構成及び取扱い)

10 オ 内容の(6)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(5)までの学習の発展として扱うこと。

ここでは、高等学校家庭科の特色である「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の意義と実施方法について理解させる。

15 ホームプロジェクトは、内容の(1)から(5)までの学習を進める中で、各自の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。ホームプロジェクトを実践することによって、内容の(1)から(5)までの学習で習得した知識と技術を一層定着し、総合化することができ、問題解決能力と実践的態度を育てることができる。

20 学校家庭クラブ活動は、ホームルーム単位又は家庭科の講座単位、さらに学校としてまとまって、学校や地域の生活の中から課題を見だし、課題解決を目指して、グループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習活動である。学校家庭クラブ活動を実践することによって、内容の(1)から(5)までの学習で習得した知識と技術を、学校生活や地域の生活の場に生かすことができ、問題解決能力と実践的態度の育成はもとより、ボランティア活動などの社会参画や勤労への意欲を高めることができる。

25 ホームプロジェクトの指導に当たっては、次の事項に留意する。

① 内容の(1)から(5)までの指導に当たっては、学習内容を各自の家庭生活と結び付けて考えさせ、常に課題意識をもたせるようにして題目を選択させること。

② 課題の解決に当たっては、まず、目標を明確にして綿密な実施計画を作成させる。次に生徒の主体的な活動を重視し、教師が適切な指導・助言を行うこと。

30 ③ 学習活動は、計画、実行、反省・評価の流れに基づいて行い、実施過程を記録させること。

④ 実施後は、反省・評価をして次の課題へとつなげるとともに、成果の発表会を行うこと。

学校家庭クラブ活動の指導に当たっては、次の事項に留意する。

① ホームプロジェクトを発展させ、学校生活や地域の生活を充実向上させる意義を十分理解させること。

35 ② 家庭科の授業の一環として、計画、立案、参加させること。

③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、「総合的な学習の時間」など学校全体の教育活動との関連を図るようにすること。

④ ボランティア活動については、地域の社会福祉協議会などとの連携を図るように工夫すること。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 科目の履修に当たっての配慮事項

5 共通教科としての家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の3科目のうちいずれか1科目を選択履修させる。その際、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた教育課程の編成・実施を目指し、各教科における必履修科目について、複数の科目の中から生徒が選択履修できるようにする。

各学校においては、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望ましい。

2 指導計画の作成に当たっての配慮事項

15 (1) 「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の各科目に相当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に相当すること。

「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の各科目の指導計画の作成に当たっては、各科目の総授業時数のうち、10分の5以上を実験・実習に相当するようにする。その際、実験・実習には、調査・研究、観察・見学、就業体験、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流活動などの学習活動が含まれる。

25 (2) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。

「家庭基礎」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえ、基礎的な学習内容で構成される標準単位数2単位の科目であるので、同一年次で2単位を履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、指導の効果を高めることが必要である。

30 (3) 「家庭総合」及び「生活デザイン」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。

「家庭総合」及び「生活デザイン」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえて構成される標準単位数4単位の科目である。複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、例えば、第1学年と第2学年で2単位ずつの分割履修をさせるなど、連続する年次において履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、内容の関連性や系統性に留意して指導の効果を高めることが必要である。

40 (4) 中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

家庭科の指導に当たっては、教科・科目の目標の達成を目指すとともに、中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図る必要がある。

また、具体的な事例や実験・実習などの実践的・体験的な学習や問題解決的な学習を通して理解させるよう配慮するとともに、全体として調和のとれた指導が行われるよう留意し、問題解決能力と実践的な態度を育てるようにする。

3 内容の取扱いに当たっての配慮事項

(1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題解決的な学習を充実すること。

生徒には常に各自の生活に目を向けて課題意識をもたせるようにし、実生活への活用を図ることができるように問題解決的な学習の充実に一層努める必要がある。そのためには、各科目の学習を生かして、生徒が各自の家庭生活や地域の生活と結び付けて生活上の課題を見だし、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにし、問題解決能力の育成を図ることが重要である。

指導に当たっては、各項目の学習と「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」との関連を図り、学習効果を上げるようにするとともに、計画的、系統的に取り扱うよう、指導計画に位置付けることが必要である。

(2) 子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い、他者とかかわる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。

生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、レポートの作成や論述といった知識・技術を活用する場面を設定するなど、言語の能力を高める学習活動を重視しており、このことは、各教科等を貫く重要な改善の視点である。高等学校家庭科においても、言語活動の充実を図る上では次のような学習活動が求められる。

① 知的活動に関することとして、合理的な判断力や創造的思考力、問題解決能力の育成を図るため、衣食住などの生活における様々な事象や科学性を説明する活動や判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり、正解が一つに絞れない課題を考える際、最適な解決方法を探究したりする活動を重視すること。

② 他者とのコミュニケーションに関することとして、人が他者との会話を通して考えを明確にし、自己を表現し、他者を理解し、他者と意見を共有し、互いの考えを深めることを通して協同的な関係を築くような活動を重視すること。

③ 感性や情緒に関することとして、衣食住などの生活における様々な事象やものづくりなどに関する実践的・体験的な活動を一層重視し、その過程で様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるような学習を重視すること。

各項目の指導内容とのかかわり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語活動の充実を図る学習活動を指導計画に位置付けておくことが求められる。

(3) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。

食に関する指導は、学校の教育活動全体を通して行われるものであるが、特に家庭科においては、生活全体の中での食生活の営みという視点の特徴としていることから、生徒の日常生活との関連を図り、より実践的に指導することが重要である。

高等学校における食の指導については、義務教育段階までの学習内容を十分把握することが重要である。その上で、生涯を見通した食生活を営む力をはぐくむために、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解させ、食生活の文化に関心をもたせるとともに、必要な知識と技術を習得させ、安全と環境に配慮し主体的に食生活を営む力を身に付けさせることが重要である。

指導に当たっては、題材を工夫し、調理実習を通して調理に関する知識と技術を身に付けさせ、実生活への活用につながるようにする。

(4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

5 各科目の指導に当たっては、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどの活用を図り、情報の収集、処理、分析、発信などを通して生徒の学習意欲を喚起させるとともに、学習の効果を高めるような積極的な工夫をすることが必要である。家庭科では、特に、生活にかかわる外部の様々な情報を収集して活用することやデータの整理など指導の各場面において、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどを積極的に活用し学習の効果を高めるようにする。

10 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

15 実験・実習を行うに当たっては、被服実習室、食物実習室、家庭総合実習室などにおける施設・設備の定期点検及び整備を行い、安全管理や衛生管理を徹底するとともに、生徒の学習意欲を喚起するよう、資料、模型、視聴覚機器、情報通信機器などを整備し、学習環境を整えることが必要である。

20 また、電気、ガスなどの火気、薬品、針、刃物などの安全に配慮した取扱いや、特に、食材、調理器具などの衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒等の防止に努める。

4 総則関連事項

(1) 道徳教育との関連（第1章総則第1款の2）

25 2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

30 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

35 道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

40 高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

45 このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、家庭科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

家庭科においては、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家

庭の意義，家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに，生活に必要な知識と技術を習得させ，男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示している。

生活に必要な知識と技術を習得することは，望ましい生活習慣を身に付けるとともに，勤労の尊
5 さや意義を理解することにつながるものである。また，家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは，家族への敬愛の念を深めるとともに，家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え，生活をよりよくしようとするにつながるものである。

10 (2) 言語活動の充実（第1章総則第5款の5の(1)）

15 (1) 各教科・科目等の指導に当たっては，生徒の思考力・判断力，表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え，生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では，基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動，これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し，基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

20 知識・技能を習得するのも，これらを活用し課題を解決するために思考し，判断し，表現するのもすべて言語によって行われるものであり，これらの学習活動の基盤となるのは，言語に関する能力である。さらに，言語は論理的思考だけではなく，コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり，豊かな心をはぐくむ上でも，言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって，今回の改訂においては，言語に関する能力の育成を重視し，各教科等において言語活動を充実することとしている。

家庭科においても，例えば，「子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い，他者とかかわる力を高める活動，衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動，判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること」と示すなど，教科の特質に応じた言語活動の充実が図られているところである。

第 2 部

主として専門学科において開設される教科「家庭」

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

5 1 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校の主として専門学科において開設される教科「家庭」（専門教科「家庭」）の改訂も、これらを踏まえて行ったものである。

10 中央教育審議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

(ア) 職業に関する各教科・科目

15 (i) 改善の基本方針

○ これまで、幅広い分野で産業・社会を支える人材を輩出してきた専門高校は、今後も経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身に付けた人材を育成するとともに、地域や産業社会の発展に貢献するために、引き続き重要な役割を果たすことが求められている。

○ このため、専門高校における職業に関する各教科・科目については、その課題や改正教育基本法等で示された職業に関わる規定等を踏まえ、将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識、技術及び技能を身に付けるための教育とともに、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

○ また、産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

○ さらに、専門高校における職業教育の充実のために、小学校・中学校段階におけるキャリア教育や進路指導との接続、専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、社会や大学等の専門高校生への積極的評価、次代を担う人材の育成という観点から、関係各界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。このような基本的考え方の下、各教科について科目の構成及び内容の改善を図る。

(ii) 改善の具体的事項

40 (教科横断的な事項)

○ 次の三つの視点を基本とし、各教科を通して以下の横断的な改善を図る。

○ 第一は、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通して実践力を育成する。

さらに、資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標を持った意欲的な学習を通

して、知識、技術及び技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

- 5 ○ 第二は、将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる。
- 10 ○ 第三は、人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるといった職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にする心、規範意識、倫理観等を育成する。
- 15 ○ また、上記を踏まえた改善にあたり、産業構造の変化、技術の進捗等に柔軟に対応できる人材の育成のため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を特に重視するとともに、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきである。
- 20 ○ 上記の他、生徒の意識の変化や進路の多様化等に対応するため、弾力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な職業教育や就業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

25

また、専門教科「家庭」に関しては、次のように示された。

e) 家庭

- 30 ○ 少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進などの社会の要請に対応し、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要なサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。
- 35 (ア) 教科の目標については、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力とともに、生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成することを明確にする。
- 40 (イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の19科目を次の20科目とする。生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生
- 45 (ウ) 以下のとおり、科目を再構成する。
・コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して生活産業の各分野で情報を適切に処理し、活用することを重視し、「家庭情報処理」の名称を変更し、「生活産業情報」

とする。

・高齢者の健康と福祉、介護に関する知識と技術を習得し、高齢者の生活の質を高め、地域における高齢者の自立生活支援と介護の充実に資する人材育成を目指し、「家庭看護・福祉」の名称を変更し、「生活と福祉」とする。

・乳幼児期に加えて小学生までの発達の特徴や生活、保育に関する知識と技術を習得し、子どもの健全な発達を支える能力と地域の子育て支援にかかわる人材育成を目指し、「発達と保育」の名称を変更し、「子どもの発達と保育」とする。

・子どもの遊びや児童文化財などに関する知識や技術を広くとらえ、内容を再構成し、子どもとかかわる人材育成を目指して「児童文化」の名称を変更し、「子ども文化」とする。

・「被服製作」は、被服製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して被服を製作する能力と実践的な態度を育てる「ファッション造形基礎」と、その知識と技術を応用発展させ、高度な縫製技術を習得するとともに創造的に製作する能力と態度を育て、ファッション産業やアパレル産業にかかわる人材育成を目指す「ファッション造形」の2科目に整理分類する。

専門教科「家庭」については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、改訂された。

2 改訂の要点

20 (1) 教科目標の改善

専門教科「家庭」については、次のような改善を図った。

① 衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力を育成する。

② 生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成する。

25 ③ 生活産業を取り巻く諸課題を倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る能力と態度を育てる。

これらを踏まえて、専門教科「家庭」については、生活産業における将来のスペシャリストに必要な資質や能力を育成する視点を一層明確に示した。

30 具体的には、従前の目標「家庭の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、家庭の各分野に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」を改め、「家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」とした。

35

(2) 科目編成の改善

科目編成については、少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進などの社会の要請に対応し、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要なサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成することなどの観点から改善を図った。

40 「家庭情報処理」を「生活産業情報」に、「発達と保育」を「子どもの発達と保育」に、「児童文化」を「子ども文化」に、「家庭看護・福祉」を「生活と福祉」に名称変更を行い、「被服製作」については、「ファッション造形基礎」と「ファッション造形」の2科目に内容を整理分類するなど、従前の19科目を次の20科目に改めた。

45

生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，子どもの発達と保育，子ども文化，生活と福祉，リビングデザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生

5

第2節 教科の目標

5 家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

この目標は、専門教科「家庭」の20科目の目標と密接な関連をもつものであり、ねらいとする資質や能力を明確に示しているものである。

今回の改訂では、少子高齢社会の進展や食育の推進、ライフスタイルの多様化に対応し、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスにかかわる生活産業のスペシャリストを育成する視点をより一層明確に示した。

15 教科の目標は大きく三つに分けて考えることができ、これらを有機的に関連付けて、生活産業にかかわる将来のスペシャリストに必要な資質や能力の育成を目指している。

- ① 家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。
- ② 生活産業の社会的な意義や役割を理解させること。
- ③ 生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てること。

20

「家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ」とは、衣食住、保育、家庭看護や介護などヒューマンサービスに関連する産業を家庭の生活にかかわる産業ととらえ、専門教科「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から、将来のスペシャリストとして必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させることを示している。

25 人々はものの豊かさから心の豊かさを重視するようになり、消費者のニーズは多様化し個別化している。また、科学技術や産業の発展に伴って、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識は多岐にわたり、技術はより高度になってきている。このような状況に対応し、生活産業を担う将来のスペシャリストには、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付けさせ、子どもや高齢者をはじめとする生活者への理解を深めさせるとともに、産業や職業に対する関心をもたせ、生涯にわたって学び続けようとする意欲と態度、学び方などを確実に身に付けさせることが重要である。

35 「生活産業の社会的な意義や役割を理解させる」とは、家事の社会化・外部化や少子高齢社会の進展とともに、環境問題、消費者問題などの生活にかかわる諸課題の解決に向けて、衣食住、保育、家庭看護や介護などにかかわる生活産業が産業構造の中でどのような意義をもち、どのような役割を果たしているかを理解させるとともに、生活産業が生活文化の伝承と創造に寄与していることを理解させる必要があることを示している。

40 家庭を取り巻く環境が変化し、人々がそれぞれの価値観に基づき生活に必要な物資やサービスを選択、購入、活用しているが、それらの物資やサービスを提供する側として、基本的に安全や衛生に配慮するなどの社会的責任があることを理解させることが重要である。また、生活にかかわる産業は、多様化し高度化する消費者のニーズに対応しつつ、例えば、環境保全などの社会的な方向を踏まえることがきわめて重要であることなどを考えさせ理解させることにより、将来のスペシャリストとなる自覚を高めさせ、望ましい勤労観、職業観の育成を目指すことが重要である。

45 「生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」とは、衣食住、保育、家庭看護や介護などの各分野で生じた生活にかかわる諸課題の解決に向けて進んで取り組み、科学的で論理的な方法で、生活産業に従事する者として求められる職業人としての規範意識に基づいた倫理観をもって解決できるようにすることを示している。

少子高齢化の進展や情報通信ネットワークの発展など、生活を取り巻く環境の変化により、生活

産業の各分野には、常に解決すべき諸課題がある。さらに、ものの豊かさから心の豊かさへ、画一・均質から多様性・選択の自由の拡大へ向かっている消費者のニーズを的確にとらえていくことなども課題である。

5 専門教科「家庭」においては、科学技術や産業の発展に主体的に対応できる人間の育成を目指しており、特に、自分で課題を見だし、解決の方策を探り、計画を立てて実践するという問題解決的な学習が重要である。また、解決の方法は、専門教科「家庭」の学習を通して身に付けた衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識や技術に基づく科学的で論理的な解決方法を用いること、すなわち合理的に解決することが重要である。

10 また、生活産業は、衣食住、保育、家庭看護や介護など、人間の生活に最も密接にかかわる産業であり、安全で安心であることが何よりも求められていることから、それに携わる職業人として、高い規範意識や倫理観を兼ね備え、かつ人間性豊かな将来のスペシャリストを育成することが求められているといえる。

15 「生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」とは、専門教科「家庭」の各分野の学習が、衣食住、保育、家庭看護や介護などの各分野の充実発展に役立つことや、生活産業の発展に寄与することのみでなく、生活の中での価値観の形成やライフスタイルの創造とともに、生活の質の向上を図り、広く社会の発展に貢献するものでなくてはならないことを示している。また、生活産業は地球環境問題や希薄な人間関係などの現代社会の影の部分にも配慮し、人類全体の福祉の向上と社会全体の発展に寄与できるものでなければならない。このように考えることが、職業人としての自覚をもたせるためには重要である。

20 「創造的な能力と実践的な態度」とは、激しく変化し続ける社会の状況を常に把握し、それに対応すべく常に新たな課題解決の方法を考え、新たな発想の中から技術や技能を開発していくことのできる能力と、その能力を実際に社会の中で生かして働こうとする態度である。この能力と態度を育成することが専門教科「家庭」の目標である。

25 この能力と態度を育成するための学習は、実験・実習などによる実践的・体験的な学習を中心として行われなければならない。そして、実践的・体験的な学習の中から、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識と技術の中にある学問に基づく理論、子どもや高齢者に重点を置いた人間の発達や心理などを学び取らせ、課題解決に向けて創意工夫をする経験を積み重ねさせることが必要である。

30 したがって、実践的・体験的な学習の意義とねらいを生徒に十分理解させ、単なる方法としての技術を習得させることにとどまるのではなく、その根底にある理論を理解させるようにすることが重要である。また、この能力は、専門教科「家庭」の学習の中で完成できるものではなく、生活産業に従事しながら、新たな課題解決のために学び続けることによって磨かれていくものであることを理解させ、生涯にわたって学ぶ意欲をもち続けることの重要性を認識させなければならない。

35 特に、実践的・体験的な学習の中に、就業体験などを積極的に取り入れ、実社会や職業とのかかわりを通じて望ましい勤労観、職業観をもたせ、生活産業に従事するスペシャリストとして社会で働くことを通じて社会の発展に寄与しようとする「実践的な態度」の育成を図ることが重要である。

第3節 教科の科目編成

専門教科「家庭」は、次に示す20科目で編成されている。
改訂前との比較は次の表のとおりである。

5

1 科目の編成

	改訂	改訂前	備考
10	生活産業基礎	生活産業基礎	(原則履修科目)
	課題研究	課題研究	(原則履修科目)
	生活産業情報	家庭情報処理	名称変更
	消費生活	消費生活	
	子どもの発達と保育	発達と保育	名称変更
15	子ども文化	児童文化	名称変更
	生活と福祉	家庭看護・福祉	名称変更
	リビングデザイン	リビングデザイン	
	服飾文化	服飾文化	
	ファッション造形基礎	被服製作	2科目に整理分類
20	ファッション造形		
	ファッションデザイン	ファッションデザイン	
	服飾手芸	服飾手芸	
	フードデザイン	フードデザイン	
	食文化	食文化	
25	調理	調理	
	栄養	栄養	
	食品	食品	
	食品衛生	食品衛生	
	公衆衛生	公衆衛生	
30	20科目	19科目	

2 内容の改善を図った科目

35 (1) 整理分類した科目

ア 「ファッション造形基礎」「ファッション造形」

従前の「被服製作」を「ファッション造形基礎」と「ファッション造形」の2科目に整理分類した。「ファッション造形基礎」は、被服製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、被服を製作する能力と実践的な態度を育てる科目である。また、「ファッション造形」は、「ファッション造形基礎」の知識と技術を応用発展させ、高度な縫製技術を習得させるとともに創造的に製作する能力と態度を育て、ファッション産業やアパレル産業にかかわる人材の育成を目指す科目である。

40

(2) 名称を変更した科目

ア 「生活産業情報」

コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して生活産業の各分野で情報を適切に処理し、活用することを重視し、「家庭情報処理」の名称を変更し、「生活産業情報」とした。

5 イ 「生活と福祉」

高齢者の健康と福祉，介護に関する知識と技術を習得し，高齢者の生活の質を高め，地域における高齢者の自立生活支援と介護の充実に資する人材の育成を目指し、「家庭看護・福祉」の名称を変更し、「生活と福祉」とした。

ウ 「子どもの発達と保育」

10 乳幼児期に加えて小学生までの発達の特徴や生活，保育に関する知識と技術を習得し，子どもの発達を支える能力と地域の子育て支援にかかわる人材の育成を目指し、「発達と保育」の名称を変更し、「子どもの発達と保育」とした。

エ 「子ども文化」

15 子どもの遊びや児童文化財などに関する知識や技術を広くとらえ，内容を再構成し，子どもとかかわる人材の育成を目指して「児童文化」の名称を変更し、「子ども文化」とした。

第 2 章 各科目

第 1 節 生活産業基礎

5 この科目は、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスにかかわる生活産業に関する専門的な学習への動機付けや、卒業後の進路に向けての生徒の意識を深めることをねらいとしている。

今回の改訂では、生活産業に対する消費者ニーズを的確に把握して必要な商品を企画する能力や、それらを提供していく上で必要なマネジメント能力を育成することを重視して内容の改善を図った。

また、原則として、家庭に関する学科のすべての生徒に履修させる科目として位置付けている。

第 1 目 標

15 衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業への関心を高め、必要な知識と技術を進んで習得し活用する意欲と態度を育てる。

この科目では、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスにかかわる生活産業が、消費者の多様なニーズにこたえて商品やサービスの提供を行うことによって、人々の生活を支え豊かにしていることを認識させるとともに、生活産業や関連する職業に必要な知識と技術を進んで習得し、職業人として活用しようとする意欲と態度を育てることを目標としている。

「衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業」とは、家庭に関する学科で学ぶ生徒が、将来スペシャリストとして活躍する食生活、衣生活、住生活、保育、家庭看護や介護にかかわる産業や職業を意味している。

25 「生活産業や関連する職業への関心を高め」とは、家庭に関する学科に関連する衣食住、ヒューマンサービスの各分野の産業の内容や職業を具体的に取り上げて関心を高め、勤労観、職業観を育てることを意味している。

「必要な知識と技術を習得し活用する意欲と態度を育てる」とは、衣食住、ヒューマンサービスの各分野の知識と技術を習得しようとする意欲と態度を育てるとともに、生涯にわたって必要な知識と技術を学び続け、生活産業のスペシャリストとしてそれらを活用しながら社会の要請にこたえ、生活の質の向上と社会の発展に寄与しようとする意欲と態度を育てることを意味している。

第 2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

35 この科目は、(1)生活の変化と生活産業、(2)生活の変化に対応した商品・サービスの提供、(3)生活産業と職業、(4)職業生活と自己実現の4項目で構成しており、2単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

履修学年については特に示していないが、専門科目の学習の動機付けとなるとという科目の目標から、低学年で履修させるようにする。

40 指導に当たっては、情報通信ネットワークや業界紙等を活用した生活産業に関する調査、生活産業の現場見学、調査や見学結果の発表、店舗企画実習、職業人インタビュー、社会人講師の講話、学習プランの作成など、体験的な学習を通して学科に関連する生活産業や職業を具体的に理解させ、専門的な学習への意欲を高めるとともに、勤労観、職業観の育成を図るようにする。

45 2 内 容

(1) 生活の変化と生活産業

- ア 産業構造の変化
- イ 社会の変化と価値観の多様化
- ウ 生活産業の発展

5

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、サービス産業の発展などを扱うこと。イについては、経済の発展に伴う就労形態や価値観、ライフスタイルが多様化している状況を扱うこと。ウについては、社会の変化に伴う生活に関する価値観の多様化や消費者の多様なニーズにこたえるために生活産業が発展している状況を扱うこと。

10

ここでは、経済や科学技術等の発展に伴う産業構造の変化を概観させる。その上で、社会の変化に伴う人々の価値観やライフスタイルの多様化、人々のニーズにこたえた生活産業の発展について理解させ、人々の生活を支え、心の豊かさをもたらす生活産業の意義を認識させる。

15

ア 産業構造の変化

近年の社会の変化と産業構造の変化を概観させ、経済の発展に伴って、生産や消費の中心が「もの」から情報やサービスに移っていく経済のソフト化、サービス化について具体的な事例を通して理解させる。

20 イ 社会の変化と価値観の多様化

高度情報化の進展、グローバル化の進展、技術革新、環境問題への関心の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会の進展、就業形態の多様化などの社会の変化に伴って、人々の生活に対する価値観が多様になり、働き方やライフスタイルが多様化している現状を具体的な事例を通して理解させる。

25 ウ 生活産業の発展

働き方やライフスタイルが多様化していることに伴って、生活を支える生活産業へのニーズが変化していること、これらの状況に対応して、人々のニーズを的確にとらえた商品・サービスが提供されていることを理解させる。

また、環境に配慮しつつ、生活を豊かにする付加価値の高い商品・サービスや伝統的な生活文化に重点を置いた商品・サービスなどの提案を通して、生活産業の発展が人々に心の豊かさをもたらしたり、生活文化を伝承したりするなど、生活の質を向上させることにつながっていくことを理解させる。

30

(2) 生活の変化に対応した商品・サービスの提供

35

- ア 消費者ニーズの把握
- イ 商品・サービスの開発及び販売・提供
- ウ 関連法規

40 (内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、消費者の多様なニーズをとらえる調査方法や結果を商品開発等に活用する方法などを扱うこと。イについては、身近で具体的な事例を取り上げ、商品・サービスの企画、開発から生産、販売・提供に結び付けていく仕組みを扱うこと。ウについては、商品やサービスの販売・提供に関係する法規を扱うこと。

45

ここでは、生活を支援し、消費者が必要とする商品やサービスを提供するためには、様々なライフスタイルにおける消費者のニーズを的確にとらえることが必要であることを理解させる。その上

で、生活産業にかかわる身近な商品やサービスを例に取り上げて、市場調査と分析の方法、新商品やサービスの開発プロセスの概要、商品やサービスを円滑に流通させ販売を促進する方法などについて理解させる。

ア 消費者ニーズの把握

5 生活産業の各分野において、消費者の多様なニーズをとらえて必要とされる商品やサービスを提供したり、生活の質の向上につながる商品やサービスを提案したりするためには、継続的な市場調査を通して、消費者のニーズに関する最新の情報を収集し、分析しながら商品やサービスの開発を行って消費者へ提供や提案をしていくという、マーケティング管理の考え方が必要であることを理解させる。

10 市場調査の基本的な方法については、身近な商品の好みについてアンケート調査や聞き取り調査を実施し分析するなどして、具体的な事例を通して理解させる。

イ 商品・サービスの開発及び販売・提供

15 新しい商品やサービスは、市場調査の結果などを基に製品開発の方針を決め、様々な企画を検討して試作を繰り返しながら製品化されていくことを、例えば、メニュー開発、幼児向けの玩具など、身近な事例を通して理解させる。

20 消費者に信頼される商品やサービスを提供するためには、安全・安心で衛生的な商品、質のよいサービス、適正な価格、安定した品質、商品やサービスの安定した供給が必要であり、そのためには適正な生産管理、在庫管理、流通管理、人材管理が必要であることを、市販調理済み食品、保育や介護に関する人材派遣等のサービスなど、身近な例を通して理解させる。また、販売と生産を直結させるシステムであるロジスティックス、POSシステム(販売時点情報管理システム)、EOS(自動補充発注システム)についても触れる。

さらに、消費者の購買意欲を高めるような店舗設計、ディスプレイ、広告などの販売促進について具体的な例を上げて理解を深めさせる。

ウ 関連法規

25 生活産業にスペシャリストとして従事したり、生活産業にかかわる事業を展開したりするために必要な資格の根拠となる法規、許認可の必要な業種、商取引に関する基礎的な法的知識について理解させる。

30 資格の根拠となる法規については、内容の(3)とかかわらせて調理師法、栄養士法、建築士法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉法、児童福祉法施行令などがあることについても触れる。

許認可については、飲食店、喫茶店、食品製造業などは、あらかじめ許可・届出が必要であることを理解させる。

また、商取引に関する基礎的な法的知識として、契約、消費税の仕組み等について基本的な内容にも触れる。

35

(3) 生活産業と職業

- | | |
|----|--|
| 40 | ア 食生活関連分野
イ 衣生活関連分野
ウ 住生活関連分野
エ ヒューマンサービス関連分野 |
|----|--|

(内容の構成及び取扱い)

45	ア 内容の(3)のアからエについては、生徒の実態や学科の特色に応じて、選択して扱うことができること。
----	--

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、生活産業の各分野を取り上げ、産業の種類や特徴及び関連する職業について、具体的な事例を通して扱うこと。

5

ここでは、家庭に関する学科に関連した産業の種類や特徴、関連する職業について、社会人講師の講話や産業現場等の見学、就業体験、調査などを取り入れて理解させる。また、見学、就業体験、調査などの成果を発表させることなどを通して生活産業への関心を高めさせる。

例えば、食物科においては、「ア食生活関連分野」に重点を置いて取り上げるなど、各学科に関連の深い産業や職業について、具体的な事例を通して理解を深めさせる。

ア 食生活関連分野

食生活にかかわる産業としては、病院や企業などの給食、レストランなどの外食産業、コンビニエンスストアや百貨店などで販売される弁当や総菜などの中食産業、食品流通業などについて取り上げ、意義と役割を理解させる。

15 国民健康・栄養調査や業界等の調査などを基に、人々の食に対する意識や価値観が多様化していること、多様なライフスタイルに対応した外食や中食の利用など、食生活が変化している実態について理解させる。

また、外食産業、中食産業における消費者のニーズや消費行動に対応した商品開発、メニュー開発、調理などの方式、販売やサービスの方法などにも関心をもたせる。

20 管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、製パン技術者、フードプランナー、フードコーディネーター、フードスペシャリストなど、様々な資格や職業について職場体験や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもたせる。

イ 衣生活関連分野

25 衣生活にかかわる産業としては、アパレル産業やファッション小売り産業などについて取り上げ、意義と役割を理解させる。

人々の感性や意識の多様化によって、ファッションが多様になり、多品種少量生産になっていること、ファッションがライフスタイル全般を提案するようになってきている状況を、既製服の販売状況や専門店の販売形態の状況などから具体的な事例を通して理解させる。

30 デザイナー、パターンナー、ファッションアドバイザー、スタイリスト、カラーコーディネーターなど、様々な資格や職業について、ファッション情報誌や職場体験、見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもたせる。

ウ 住生活関連分野

35 住生活にかかわる産業としては、注文住宅、建売住宅や企画住宅の建築設計や販売にかかわる産業、住宅販売、インテリアやリフォームにかかわる産業などについて取り上げ、意義と役割を理解させる。

人々がライフスタイル、価値観、感性に合った住居を求めている状況を、工務店やハウスメーカーの企画住宅の提案、トイレ、バス、キッチンにおける住宅設備及び壁紙、照明などのインテリアなどについて具体的な事例を通して理解させる。

40 また、住宅展示場等においてはライフスタイルを具体的に提案できるような工夫がされていること、マンション等の集合住宅においても、購入者の希望に合わせて内装を行うようになってきていること、ライフステージに合わせた住居のリフォームが増加していることなどの状況についても理解させる。

45 建築士、インテリアプランナー、インテリアコーディネーター、マンションリフォームマネージャー、キッチンスペシャリストなど、様々な資格や職業について職場体験や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもたせる。

エ ヒューマンサービス関連分野

少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化に伴って、高齢者福祉サービス、児童福祉サービス、家事代行サービスなど、ヒューマンサービス関連分野に対する需要が高まっている状況を

認識させる。また、それらの産業について取り上げ、意義と役割を理解させる。

介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士，幼稚園教諭，保育士，ベビーシッターなど，様々な資格や職業について職場体験や見学，職業人インタビューなどを通して興味・関心をもたせる。

5 (4) 職業生活と自己実現

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)については、生活産業にかかわる職業人に求められる資質・能力と役割や責任、職業資格を専門科目の学習と関連付けて扱うこと。

10

ここでは、生活産業の職業人に求められる資質や能力としては、人や生活に対する理解、衣食住、ヒューマンサービスにかかわる専門的な知識や技術、コミュニケーション能力などがあることを理解させる。

また、必要な資質、能力、知識や技術は専門科目の学習を通して身に付けていくことができることを、資格の取得や将来のスペシャリストを目指した学習プランを立てさせることなどを通して具体的に理解させ、専門科目の学習に向けての意欲を高めさせる。また、法令を遵守することはもとより、製品の提供、保育、家庭看護や介護にかかわるサービスの提供などには、より高度な責任が伴うことについても理解させる。

その上で、それらの資質や能力を生かして生活産業のスペシャリストとして働くことが自己実現につながるっていくことを、社会人講師の講話や生活産業現場の見学などを通して理解させる。

20

第2節 課題研究

この科目は、衣食住やヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、消費者ニーズや社会の要請に対応しつつ、生活の質を高める商品やサービスを提供できる人材を育成するために、応用性のある知識と技術を確実に身に付けるとともに、問題解決能力や創造性を育てることをねらいとしている。

原則として、家庭に関する学科のすべての生徒に履修させる科目として位置付けている。

第1 目 標

10

生活産業の各分野に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

15 この科目では、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立った総合的、発展的な課題についての個人又はグループによる継続的学習や職業資格等に関する学習を通して、専門的な知識・技術の深化、総合化を図るとともに、自発的、創造的な学習態度や問題解決能力を養うことを目標としている。特に、家庭に関する学科が学習対象としている衣食住やヒューマンサービスなどの分野は、技術革新の進展や経済社会の変化のみでなく、多様な生活に対する価値観やニーズ、生活文化の伝承と創造の視点も踏まえて指導することが重要である。

20 「生活産業の各分野に関する課題を設定し」とは、家庭に関する学科の各科目の学習のなかで、衣食住やヒューマンサービスなど生活産業に対する消費者ニーズの把握や産業界の進展などに関心をもたせ、さらに調査研究したい課題を見つけたり、高度な技術が必要な作品製作や創意工夫した作品製作に取り組んだり、企画を提案したりするなどの課題を設定できるようにすることを意味している。「課題研究」の課題を設定できるようにするには、各科目の学習における生徒の興味・関心の喚起に十分留意するとともに、生活産業の各分野についての消費者ニーズや産業界の動向などの諸課題を把握して、生徒の発想を豊かにする適切な情報提供が必要である。

25 「課題の解決を図る学習を通して」とは、生徒が設定した課題について課題解決の方策を検討し、学習計画を立てて主体的に実践する学習活動を重視することを意味している。生徒の主体的な学習活動は、生徒自身の学習計画に基づいた学習と、教師の指導や助言とが並行して進められることが必要であり、常に教師の適切な指導や助言があつてこそ、効果的に進められるものである。また、課題によっては、教師のみでなく、地域の産業界との連携や社会人講師の導入などを含めた指導体制の整備を図ることが重要である。

30 「専門的な知識と技術の深化、総合化を図る」とは、課題解決を図る学習活動を通して、各科目の学習で得られた知識と技術を再構成し、実際の場面に応用発展できる転移性のある確かな知識と技術として深化したり総合化を図ることが重要であることを意味している。例えば、高齢者の食事づくりの課題であれば、食に関する知識と技術のみでなく、高齢者の心身の特徴や食事介助に関する知識と技術が必要であり、課題を解決するためには、各科目で学んだ知識と技術をさらに深化させたり、総合化させたりしながら取り組むことが重要になるということである。

40 「問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる」とは、この科目の最終的なねらいを示したものであり、今後の変化の激しい社会において、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てることが特に重要であることを意味している。

第2 内容とその取扱い

45 1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)調査、研究、実験、(2)作品製作、(3)産業現場等における実習、(4)職業資格の取得、(5)学校家庭クラブ活動の5項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定し

て内容を構成している。
(内容の構成及び取扱い)

- 5 ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(5)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(5)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

10 この科目では，生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(5)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させる。その際，家庭の各科目の学習を生かして，生徒自身に主体的な課題を設定させるようにする。また，課題設定に当たっては，内容の(1)から(5)までの個別の課題のみでなく，例えば，「(2)作品製作」に取り組む前に，用いる材料についての「(1)調査，研究，実験」を行うなど，2項目以上にまたがる課題を設定することにより学習の成果を効果的にすることができる。

15 また，今回の改訂においては，各教科等を通じて言語活動の充実を図っており，論理的な表現力等を育成する観点から，課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることとしている。課題研究成果発表会や作品展示会の開催，各種作品コンクール等への応募など発表の機会を設けるとともに，校内だけでなく保護者や中学生をはじめ地域の人々に広く開放するような工夫も考えられる。

20 指導に当たっては，生徒の主体的な学習活動のための計画立案の支援，情報通信ネットワークや教材・教具など学習環境の整備に十分留意する。また，学習内容が広範囲にわたることもあることから，教員相互の協力や連携が必要であり，学科の枠を超えた指導も考えられる。さらに，社会人講師を活用したり，就業体験を取り入れたりして指導の効果を高めるよう工夫する。

25 2 内 容

(1) 調査，研究，実験

ここでは，家庭の各科目で学習した知識と技術を生かして，生徒が主体的に課題を設定し，課題の解決を目指して調査，研究，実験などを行うようにする。また，調査，研究，実験のみでなく，作品製作や産業現場等における実習を組み合わせたりするなどの学習活動も考えられる。

30 例えば，食生活に関する分野では，食文化と郷土料理，食品の多様化と表示，食事調査と栄養の改善，各種食品のルーツ，地域の食育活動，諸外国の食育，国際化と世界の料理などの内容，衣生活に関する分野では，被服材料の開発と特徴，服飾の変遷，洗剤の比較実験，流行とブランドなどの内容，住生活に関する分野では，高齢者の住居とバリアフリー，住居と健康・安全，地域のまちづくりなどの内容，その他，少子社会と子育て，育児不安と子育て支援，諸外国の家族，高齢者の福祉と介護などの内容が考えられる。

(2) 作品製作

ここでは，家庭の各科目で学習した知識と技術を活用するとともに，さらに発展させて高度な技術に挑戦したり，使う人の状況に応じた工夫をしたりして，個人又はグループで創意工夫した作品を製作する。生徒自身の課題について，計画・実践・評価・改善の各プロセスにおける指導助言を十分に言い，見通しをもって作品製作に取り組みせることが重要である。また，製作した作品を販売することも視野に入れ，企画書作りから原価計算，消費者のマーケットリサーチなどを行うことも考えられる。

45 例えば，被服製作や手芸などの作品製作とファッションショー，テーマに基づいた料理づくり，パンやケーキづくりと販売，食のトータルコーディネート，絵本や遊具づくりなどが考えられる。また，ドレスのデザインをして製作をする場合にも，表現したい形をどのような技法で行えばよいかなどの試行錯誤や素材そのものの工夫などが重要である。作品製作に当たっては，あらかじめ(1)調査・研究・実験を行ったり，(3)産業現場等における実習の中で作品製作を行ったり，技術検定

等のように、作品製作を通して(4)職業資格の取得を目指したり、製作した作品を(5)学校家庭クラブ活動に活用したりするなど、2項目以上にまたがる課題を設定し、効果的な学習とすることも考えられる。

5 (3) 産業現場における実習

ここでは、生徒の進路希望等に応じて企業及び関係機関等において、実際の・体験的な学習を行い、家庭に関する専門分野のより深い知識と技術を習得させるとともに、明確な目的意識をもたせるようにする。

例えば、服飾産業の事業所、レストランや食堂、百貨店、高齢者福祉施設や保育所などでの実習が考えられる。実習に当たっては、各事業所等の担当者と教師が事前の打合せを十分に行い、生徒の興味・関心や設定課題に関してのマッチングを工夫したり、課題の再設定をさせたりすることが必要である。また、教師は、実習先の担当者に指導を任せてしまうのではなく、学校側の指導者として常に生徒の状況を観察し、援助することが重要である。

これらの実習を通して、産業現場の実態を体験するとともに、勤労観、職業観、責任感、成就感などを体得させる。なお、現場実習に当たっては、綿密な指導計画を作成し、事前指導や事後指導を十分に行うことが必要である。

(4) 職業資格の取得

ここでは、生徒が自らの進路希望や興味・関心等に応じて家庭に関する専門分野の資格取得や技術検定のための学習に取り組むことにより、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るようにする。

例えば、全国高等学校家庭科被服製作技術検定・食物調理技術検定及び保育技術検定、製菓衛生師、ふぐ取扱い資格、色彩検定、カラーコーディネーター検定、着物着付け、編物技能検定、ワープロ検定、情報処理検定、簿記検定、販売士、秘書検定、訪問介護員など、技術検定の合格や職業に関連する資格取得を目指すことが考えられる。目的は、職業資格の取得ではあるが、「課題研究」の目標に照らして、生徒が自ら学習計画を立案し、その計画に基づいて知識と技術の深化、総合化や進路意識の明確化を図るように指導する。

(5) 学校家庭クラブ活動

ここでは、共通教科「家庭」の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のいずれかの科目で実践した学校家庭クラブ活動を発展させることをねらいとしている。

専門教科「家庭」の各科目で学習した知識と技術を生かして、学校生活や地域の生活の充実向上を目指して生徒が設定した課題の解決に取り組む活動が考えられる。例えば、乳幼児や高齢者などとの継続的な交流活動を行うなどのボランティア活動、地域の子どもや高齢者などを対象とした食育を推進させる活動などが考えられる。

35

第3節 生活産業情報

この科目は、生活産業における情報化の進展に適切に対応できるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を適切に活用する能力を育成することをねらいとしている。また、家庭に関する各学科における情報に関する基礎科目である。

今回の改訂においては、情報技術・ネットワーク技術の進展に伴う生活産業の情報化の進展に対応し、生活産業の各分野において情報モラルやセキュリティ管理に留意し、情報機器や情報通信ネットワークを活用することを重視して内容の改善を図り、科目の名称を従前の「家庭情報処理」から「生活産業情報」と改めた。

第1 目 標

生活産業における情報の意義や役割を理解させ、情報の処理に関する知識と技術を習得させるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

この科目では、近年の生活産業における情報化の進展について具体的に取り上げ、情報社会における情報の意義や役割について理解させる。また、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を円滑に活用できるよう、職業人として情報モラルやセキュリティ管理に留意し、情報に関する知識と技術を習得させ、生活産業の各分野で情報及び情報手段を適切に活用できる能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「生活産業における情報の意義や役割を理解させ」とは、生活産業の変化の中で、情報及び情報機器が果たしている役割や及ぼしている影響を具体的な事例を通して理解させることを意味している。

「情報の処理に関する知識と技術を習得させる」とは、情報モラルやセキュリティ管理の重要性を理解させ、コンピュータ等の情報機器の仕組みや情報通信ネットワークについて理解させるとともに、情報を適切に活用するための知識と技術を習得させることを示している。

「生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる」とは、生活産業の情報を、情報機器や情報通信ネットワークを利用して、実際に収集、分析、処理、発信できるようにし、生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てることを最終のねらいとしていることを示している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)情報化の進展と生活産業、(2)情報モラルとセキュリティ、(3)情報機器と情報通信ネットワーク、(4)生活産業における情報及び情報手段の活用の4項目で構成しており、2～4単位履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(3)及び(4)については、実際に情報機器や情報通信ネットワークを活用できるよう実習を中心として扱うこと。

指導に当たっては、内容の(3)及び(4)については、実習を中心として扱い、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなど情報技術を適切に活用できるようにする。また、専門教科「家庭」の各科目との関連を図って扱うようにする。

2 内 容

(1) 情報化の進展と生活産業

- ア 情報化の進展と社会
- イ 生活産業における情報化の進展

5 (内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、情報化の進展に伴う産業や生活の変化について扱うこと。イについては、生活産業における情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況について扱うこと。

10

ここでは、情報化の進展に伴う産業や生活の変化について具体的に扱うとともに、生活産業におけるコンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークの役割や利用状況について理解させる。

ア 情報化の進展と社会

15 情報化の進展について、例えば、情報通信ネットワークを活用した生活情報のやりとりが進展していることや、産業界においては、情報通信ネットワークを活用して電子商取引などが進展していることなど生活や産業が変化していることを理解させる。また、それに伴い生じている問題等についても考えさせる。

イ 生活産業における情報化の進展

20 衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスにかかわる生活産業の各分野におけるコンピュータ等情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況について、具体的な例を取り上げ、生活産業における情報機器や情報通信ネットワークの重要性を認識させる。具体的な例としては、ファッション産業におけるCAD/CAMシステム、シミュレーションシステム、FA（ファクトリーオートメーション）、商品管理や顧客管理のためのデータベースシステム、電子商取引、生産管理システム、販売業のPOSシステムなどの活用が考えられる。

25

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報モラル
- イ 情報のセキュリティ管理

30

(内容の範囲や程度)

35 イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ここでは、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラルと法令遵守の必要性、情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について理解させる。

40 ア 情報モラル

個人のプライバシーの侵害、著作権などの知的財産の侵害、収集した情報の管理、情報の発信者としての責任などについて具体的な事例を取り上げ、情報を扱う上で必要な情報モラルを身に付けさせる。

イ 情報のセキュリティ管理

45 産業における情報通信ネットワーク利用上のセキュリティ管理について取り上げ、ネットワークシステムを利用した情報の不正取得や改ざんなどのコンピュータ犯罪とその対策としてのセキュリティ管理の重要性を理解させる。

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

- ア 情報機器の仕組み
- イ 情報通信ネットワークの仕組み

5

(内容の範囲や程度)

ウ 内容(3)のアについては、情報機器の基本的な構成要素及びソフトウェアの役割と特徴について扱うこと。イについては、情報通信ネットワークの基本的な仕組みについて扱うこと。

10

ここでは、コンピュータなどの情報機器の仕組みやハードウェアとソフトウェア及び情報通信ネットワークの仕組みについて理解させ、コンピュータの基本操作を習得させる。

ア 情報機器の仕組み

15 コンピュータなどの情報機器の仕組みについて、ハードウェアの機能と仕組みの概要、基本ソフトウェアとアプリケーションソフトウェアについて理解させ、学校や生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアの基本操作ができるようにする。

イ 情報通信ネットワークの仕組み

20 情報通信ネットワークの仕組みについて理解させ、情報通信ネットワークに関するアプリケーションソフトウェアの基本操作ができるようにする。

(4) 生活産業における情報及び情報手段の活用

- ア 情報の収集、処理、分析、発信
- イ 生活産業における情報及び情報活用の意義と実際

25

(内容の範囲や程度)

30 エ 内容の(4)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用した情報の収集、処理、分析、発信を扱うこと。イについては、生活産業に関連した具体的な事例を通して扱うこと。

30

ここでは、衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスにかかわる生活産業の情報を、情報機器や情報通信ネットワークを利用して、実際に収集、処理、分析、発信できるようにする。また、生活産業に関するコンピュータシステムとして、CAD/CAMシステム、シミュレーションシステム、データベースシステム、商品管理システムなどを取り上げ、具体的な事例を通して理解させる。

35

ア 情報の収集、処理、分析、発信

40 情報通信ネットワークを利用した情報の収集、データベースの活用や各種アプリケーションソフトウェアの利用による情報の処理、分析、プレゼンテーション、印刷物、情報通信ネットワークの利用による情報の発信など、情報機器や情報通信ネットワークを活用して生活産業に関連する情報の収集、処理、分析、発信が実際にできるようにする。

具体的には、次のような事例が考えられる。

45 食生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して、各地の特産品についての情報を収集してデータベース化し、地域食材の研究や新たな調理法や商品を提案し、文書処理ソフトウェアや画像処理ソフトウェアを活用して特産品を利用した調理の画像入りのレシピ集やWebページを作成したり、商品のパッケージデザインやチラシを作成したりする。

衣生活関連分野では、市場調査を行って流行や消費者のニーズについて表計算ソフトウェアなどを利用して分析し、企画書を作成、グラフィックスソフトウェアを利用してファッション画を

作成し、シミュレーションソフトウェアで色、材質などの検討を行い、プレゼンテーションソフトウェアを用いて商品企画のプレゼンテーションを行う。

- 5 住生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して住宅情報やインテリア情報を収集し、地域別や価格別などにデータベース化し、住宅情報提供のWebページを作成したり、CADシステムを活用したりしてインテリアのデザインをする。

ヒューマンサービス関連分野では、フィールドワークを行ったり、電子メールを活用して各地域の福祉や保育などに関する情報を収集したりしてデータベース化し、Webページやチラシなどで情報提供し、地域住民との情報交換を行う。

- 10 消費生活分野では、情報通信ネットワークを利用した金融商品についての情報を収集してデータベース化したり、表計算ソフトを活用した家計診断や経済設計を行ったりする。

イ 生活産業における情報及び情報活用の意義と実際

生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要な商品・サービスの提供等を行うためには、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークを利用した適正な情報の活用が有効であることを理解させる。

- 15 例えば、市場調査におけるデータの処理や分析、経理や商品管理を行うための表計算システムやデータベースシステム、商品・サービスの企画、提案を行うためのプレゼンテーションシステムやシミュレーションシステム、顧客管理のためのデータベースシステム、商品管理のためのPOSシステムやEOSシステム、広告やパッケージデザイン等の販売促進活動のためのグラフィックスシステムやDTPシステム、ファッションデザインやインテリアデザインのためのCAD
- 20 /CAMシステム、流通管理のためのネットワークシステムの活用等が考えられる。

また、実際に生活産業の中で活用されている様々な情報システムを取り上げ、主体的に活用できるようにする。

第4節 消費生活

この科目は、消費生活を消費者と生産者双方の立場からとらえさせるとともに、持続可能な社会の形成を目指し、消費者の権利の尊重と自立支援に必要な能力と態度を育てることをねらいとして
5 いる。

今回の改訂においては、消費者基本法が目指す消費者の権利の尊重と自立の支援に対応し、従前の「消費生活」の内容に加えて、消費者と企業・行政のかかわり及び連携の在り方や消費者教育などに関する内容を充実させるとともに、持続可能な社会の形成を目指したライフスタイルの確立に向けて、消費者支援研究などの実践的・体験的な学習を加えるなどの改善を図った。

10 この科目は、消費生活アドバイザーや消費生活相談員などの消費者支援の資格に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

第1 目 標

15 **経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方などに関する知識と技術を習得させ、持続可能な社会の形成に寄与するとともに、消費者の支援に必要な能力と態度を育てる。**

この科目では、消費者の権利と責任、企業の社会的責任や消費者行政に関して理解を深めるとと
20 もに、持続可能なライフスタイルを目指し、生活産業の担い手として生活者の視点を重視した消費者支援を行う能力と態度を育てることを目標としている。

「**経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方などに関する知識と技術を習得させ**」とは、経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方を代表的な内容として例示し、消費生活
25 に関する知識と技術を習得させることを示している。

また、消費者基本法の趣旨を踏まえて自立した消費者となるための消費者支援について理解させるとともに、消費者と企業や行政との連携の在り方について考えさせることが重要であることを示している。

「**持続可能な社会の形成に寄与する**」とは、消費者であるとともに生活産業にかかわる者として、
30 生活の質の向上に対して個人的にも社会的にも責任をもつという自覚を高め、持続可能な社会の形成を目指した知識と技術を習得させることが重要であることを示している。また、地域の消費者ニーズや産業などに関連させた商品研究などを行い、持続可能な社会の形成に向けて寄与することが重要であることを示している。

「**消費者の支援に必要な能力と態度を育てる**」とは、消費者の立場からだけでなく、生産者の
35 立場からも、消費者を支援するために必要な能力と態度を育てることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)経済社会の変化と消費生活、(2)消費者の権利と責任、(3)消費者と企業、行政、
40 (4)持続可能な社会を目指したライフスタイル、(5)消費生活演習の5項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

45 **イ 消費生活関連機関等との連携を図って指導の充実を図るようすること。**

指導に当たっては、消費生活関連機関等との連携を図り、具体的な事例を通して指導の充実を図るよう努める必要がある。また、事例研究、商品テスト、実験・実習、見学などの実践的・体験的な

学習をできるだけ多く取り入れるとともに、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用し、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。

2 内 容

5 (1) 経済社会の変化と消費生活

- 10
- | |
|--------------------|
| ア 国民経済と家庭生活 |
| イ 社会の変化と消費生活 |
| ウ 多様化する流通・販売方法と消費者 |
| エ 生活における経済の計画と管理 |

(内容の範囲や程度)

- 15
- | |
|---|
| ア 内容の(1)のイについては、経済社会の変化に伴い、発生する消費者問題が複雑化している現状を身近で具体的な事例を通して扱うこと。エについては、家族の生涯の経済設計や家計の収支、金融、社会保障などと関連付けて扱うこと。 |
|---|

ここでは経済社会の変化に伴って、流通・販売方法が複雑化し、発生する消費者問題が複雑化している現状を具体的な事例を通して理解させる。また、家族一人一人の生涯を見通した経済生活の

20 計画と管理について理解させる。

- ア 国民経済と家庭生活
消費市場、労働市場及び金融市場と家庭経済のかかわりについて理解させ、経済の循環における家庭経済の役割について考えさせる。
- イ 社会の変化と消費生活
25 国際化、情報化などに伴う市場の変化や国民の意識や価値観、家族観の変化などに伴って消費生活が複雑化し、多様化していることを理解させる。また、それに伴って発生する消費者問題が複雑化している現状などについて、具体的な事例を通して理解させる。
- ウ 多様化する流通・販売方法と消費者
社会経済状況の変化、市場のグローバル化の進展の中で、商品・サービスの流通や販売方法も
- 30 複雑化、多様化している現状を理解させる。それに伴って、消費者のリスクも複雑化、多様化しており、それらへの適切な対応が必要であることを理解させる。特に、インターネットによる電子商取引等の増大による課題について、具体的な事例を通して考えさせる。また、消費者の生活に対する姿勢や行動が経済社会の在り方と大きくかかわっており、消費者が適切に判断して、主体的に企業や商品を選択することで、リスクを抑えた公正な市場を形成することができることに
- 35 ついても認識させる。
- エ 生活における経済の計画と管理
雇用や経済の変化が激しい社会、高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、生涯を見通した長期的な経済計画の必要性が高まっていることを理解させる。また、生涯を見通した経済計画を立てるには、事故や病気、失業、定年後の年金生活などを想定し、それらのリスクへの対応策
- 40 が必要であることを理解させる。さらに、生涯賃金、収入の確保と支出、資金の運用と管理などの視点から長期的な金銭管理が必要であることを認識させ、適切な家計管理ができるようにする。その際、税金、社会保険を含む社会保障制度と関連付けて扱うようにする。

(2) 消費者の権利と責任

- 45
- | |
|---------------|
| ア 消費者問題 |
| イ 消費者の権利と関係法規 |

- ウ 契約と消費生活
- エ 決済手段の多様化と消費者信用

(内容の範囲や程度)

5 イ 内容の(2)のアについては、これまでの代表的な消費者問題を取り上げ、その背景及び問題点について扱うこと。イについては、消費者行政と消費者に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。また、エについては、消費者信用を扱い、多重債務や自己破産などの具体的な事例を通して、消費者が留意すべき事項を扱うこと。

10 ここでは、消費者は権利の主体として、その消費生活に関して必要な情報を収集し、知的財産権等の適正な保護に配慮し、適切な意思決定や消費行動をとり、意見を表明し行動する責任があることを認識させ、それらを身に付けることが消費者としての権利の行使につながることを認識させる。また、これまでの代表的な消費者問題の背景と問題点を通して、消費者行政と消費者に関する基本的な法規の目的と概要を理解させるとともに、多重債務や自己破産などの具体的な事例を通して、消費者が留意すべき事項を理解させる。

ア 消費者問題

20 これまでに発生した主な消費者問題を取り上げ、その背景と問題点、解決を目指した消費者運動の展開などについて理解させる。消費者問題は、それぞれの時代の経済や産業、人々の価値観などを反映して変化してきており、悪質商法、消費者信用による多重債務、電子商取引などの進展に伴って生じている問題についても理解させる。

イ 消費者の権利と関係法規

25 消費者の権利を擁護し、消費生活の安定と向上を図るための総合的な対策として消費者基本法が改正されるに至った経緯、目的、概要について理解させる。また、消費者の権利には、消費者自身の生活に対する姿勢や自覚が大きくかかわっており、消費者基本法の理念に沿って、消費者としての基本的な義務と責任を果たすことが権利の行使につながることを認識させる。また、消費者が安心して消費生活を営むために、企業の社会的責任や消費者と企業の市場ルールが整備されていること、環境問題に企業が組織的に取り組みつつあることなどを理解させる。

ウ 契約と消費生活

30 契約による財・サービスの購入について、標準的な約款などを取り上げ、契約の成立、効力、解除などの契約に関する基礎的事項を理解させる。特に、問題の多い未成年者や高齢者、障害者などの契約について、具体的な事例を通して扱う。

エ 決済手段の多様化と消費者信用

35 消費者信用については、販売信用と消費者金融の代表的な事例を取り上げ、それぞれの特徴と留意事項について理解させる。クレジットカードについては、その種類、契約内容、手数料、利用に当たっての留意事項などについて具体的な事例を通して理解させる。また、自己の返済能力を超えた商品の購入や借金による多重債務や自己破産についても具体的な事例を通して考えさせる。

40 (3) 消費者と企業、行政

- ア 商品情報と消費者相談
- イ 消費者の自立支援と行政
- ウ 消費者教育

45 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、消費者の視点に立った商品情報の重要性及び情報提供の方法につ

いて扱うこと。また、企業の社会的責任についても触れるとともに、行政や企業の消費者相談機関について具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、消費者の視点に立った商品情報の重要性を理解させ、消費者として主体的に判断する上で必要な、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方などに関する知識と技術を習得させる。

指導に当たっては、消費生活センターなど行政や企業の消費者相談機関について具体的な事例を通して扱う。

ア 商品情報と消費者相談

10 財・サービスに関する情報や企業の情報が、様々な方法で提供されていることを理解させ、消費者や消費者団体からの情報発信などの双方向の情報授受によって、消費者問題の未然防止や解決が図られることについて考えさせる。また、消費者が入手できる財・サービスに関する情報や企業の情報が、様々な方法で提供されていることを理解させ、財・サービスに関する情報として、行政からの情報、各種商品テスト、広告、表示、インターネットなどを取り上げ、それぞれの情報の特徴や問題点などについて考えさせ、適切に判断し、活用できるようにする。

15 なお、消費者被害が発生した場合の行政や企業の消費者相談の窓口の利用などについては、具体的な事例を通して考えさせる。その際、問題が発生した場合の企業の社会的責任についても触れる。

イ 消費者の自立支援と行政

20 消費者と事業者では情報の質及び量、交渉力の格差があることから、消費者問題が生じており、消費者の自立を支援することは、国と地方公共団体と事業者の責務であることを理解させる。また、消費者問題の防止や消費者被害の救済に当たっては、消費者行政の役割や関連法規とのかかわりについて具体的な事例を通して理解させる。

ウ 消費者教育

25 消費者が生涯にわたって消費生活について学習できるように、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実させることが必要であることを理解させる。持続可能な社会の形成を目指し、適切な経済活動を進めるためには、消費者自身が経済社会の仕組みを正しく理解し、商品・サービスなどにかかわる正確な知識、情報に基づいて行動できるようにするとともに、法令を遵守し、消費者の福祉を守り、生活の質の向上に寄与する生産者の育成にもつながることについて考えさせる。

30 また、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定した上で行動することができるようにするためには、多様な視点から物事をとらえる能力を身に付けることが求められ、様々な機会をとらえた消費者教育が重要であることを認識させる。

35 (4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル

ア 消費生活と環境

イ 持続可能な社会の形成と消費行動

40 (内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)については、環境保全に配慮した持続可能な消費生活を考えさせるような活動を行うこと。

45 ここでは、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定し、主体的に行動する消費者を支援するために必要な知識と技術を習得させるとともに、自分のライフスタイルを見直し、持続可能な消費生活の在り方について考えさせる。また、関連する法規等についても触れる。

ア 消費生活と環境

消費者の行動の基準に環境への影響評価を取り入れるなど、将来に負の財産を残さない環境保全の考え方を踏まえた消費生活について、具体的な事例を通して考えさせる。

イ 持続可能な社会の形成と消費行動

- 5 生活の質の向上と持続可能な社会の形成の実現に向けて、国際社会や地球環境をも視野に入れた実践的な消費行動について考えさせる。また、具体的に企業や行政と連携して安全で安心できる消費生活の実現に取り組んでいる代表的な事例を取り上げ、それらの活動に関心をもたせるとともに、積極的な関与の在り方について考えさせる。

10 (5) 消費生活演習

ア 商品研究

イ 消費者支援研究

15 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(5)については、内容の(1)から(4)までと関連させて、ア又はイのいずれかを取り上げて、個人又はグループで適切な課題を設定させること。イについては、消費生活相談機関や企業の消費者相談などの具体的な事例を取り上げること。

- 20 ここでは、内容の(1)から(4)までの学習と関連させた身近な財・サービスを取り上げて、個人又はグループで適切な課題を設定させ、商品研究又は消費者支援研究のいずれかを取り上げて演習を行い、よりよい消費生活について具体的な方策を検討する能力を育てる。

ア 商品研究

- 25 身近な商品を取り上げ、安全性、機能性、耐久性、操作性、価格、表示、廃棄、処分などに関する研究、契約に関する事項、サービス内容の比較検討、メリットとデメリットなどの調査・研究や実験・実習などを通して、商品に関する知識を習得させ、主体的に活用する能力と態度を身に付けさせる。また、関連する法規等にも触れる。

イ 消費者支援研究

- 30 実際に生じている消費者問題や買物相談、苦情処理などを取り上げて、ロールプレイングやディスカッションを行ったり、広告や商品パッケージ、包装の検討や制作などに取り組みせたりする。また、消費者、生産者、販売者それぞれの立場から具体的な演習を行い、企業、行政、消費者が連携して持続可能な社会の形成や生活の質を向上させる消費者支援について考えさせ、主体的に活動し表現する能力と態度を身に付けさせる。

35

第5節 子どもの発達と保育

この科目は、発達の特徴や発達過程を踏まえた子どもの発達について理解させるとともに、保育に関する知識と技術を習得させ、地域の子育て支援に寄与できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、保育所保育指針の改訂などに対応して発達過程の考えを重視するとともに、次世代育成を推進する観点から子育て支援の必要性に対応して内容の改善を図り、発達の主体と保育の対象をより明確にするために、科目の名称を従前の「発達と保育」から「子どもの発達と保育」と改めた。

第1 目 標

子どもの発達の特徴や発達過程、保育などに関する知識と技術を習得させ、子どもの発達や子育て支援に寄与する能力と態度を育てる。

この科目では、乳幼児期が人間発達の基礎を培う時期であることを踏まえ、誕生から就学までの長期的視野をもち、実際に子どもと触れ合う学習活動を通して、子どもの発達の特徴や発達過程、保育などに関する知識と技術を習得させ、子どもの発達や子育て支援に寄与する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「子どもの発達の特徴や発達過程、保育などに関する知識と技術を習得させ」とは、子どもの発達の特徴や発達過程、保育などを代表的な内容として例示し、発達と保育に関する知識と技術を習得させることを示している。

子どもの発達の特徴や発達過程については、乳幼児期が人間の発達の基礎を培う時期であることから、この時期の重要性を理解させるとともに、発達と環境との関係及び乳幼児期の発達の特徴や過程、個人差のあることも理解させる。

保育については、新生児期、乳児期及び幼児期の生活の特徴を踏まえた上で、子ども一人一人の発達に適した保育環境を整えることの重要性について理解させる。その際、いわゆる座学ではなく、子どもとの触れ合いなどの実践的・体験的学習を通して理解させる。

「子どもの発達や子育て支援に寄与する能力と態度を育てる」とは、子どもの発達や子育てに関心をもち、かかわろうとする意欲や実際にかかわることができる能力と実践的な態度を育てることを意味している。

子どもを生み育てることの意義とともに、家族の役割と地域の子育て支援の意義を認識させるためには、高校生の時期に子どもと触れ合ったり、実際に子育て支援を行っている人々と交流を図ったりする学習活動を通して、子どもの発達の特徴や発達過程、保育などに関する知識と技術を習得させる。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)子どもの発達の特徴、(2)子どもの発達過程、(3)子どもの生活、(4)子どもの保育、(5)子どもの福祉と子育て支援の5項目で構成しており、4～6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

ア 実際に子どもと触れ合う学習ができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などとの連携を十分に図ること。

指導に当たっては、幼稚園や保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などとの連携

を十分に図り、実際に乳幼児と触れ合う学習ができるようにする。

また、観察、参加、実習などの実践的・体験的な学習を多く取り入れるとともに、各種メディアや情報関連機器を活用し、指導内容の定着を図るようにする。

5 2 内 容

(1) 子どもの発達の特徴

- 10
- ア 生涯発達における乳幼児期の意義
 - イ 発達と環境
 - ウ 発達観・児童観の変遷

(内容の範囲や程度)

- 15
- ア 内容の(1)のアについては、発達の概念や乳幼児期が人間の発達の基礎を培う時期であることを扱うこと。イについては、心身の発達は子どもが主体的に環境にかかわることによって促されること、発達における個人差などを扱うこと。

ここでは、発達の概念や乳幼児期の子どもの発達の特徴について理解させる。特に、乳幼児期は、人が生涯にわたる生きる力の基礎を培う時期であり、この時期は、子どもが主体的に環境にかかわることが重要であることを理解させる。また、発達観や児童観は、時代によって異なっており、社会的な背景とかかわらせて発達観・児童観の変遷の概要についても理解させる。

ア 生涯発達における乳幼児期の意義

乳幼児期は、心身の発達が著しく、人間形成の基礎を培う時期であり、可能性に富む一人一人の子どもの生涯発達を方向付ける意味で重要な時期であることを理解させる。また、子どもは、親を中心とした身近な人々との生活を通して大人のもの考え方、感じ方、行動の仕方を学習していることも理解させる。

イ 発達と環境

心身の発達は、子どもが大人への信頼感を基盤に、様々な環境に主体的にかかわることを通して促されることについて理解させる。また、子どもの発達には大きくとらえると共通性があるが、それぞれ個別的な特徴をもって発達していくことについても理解させる。さらに、子どもと環境とのかかわり、子どもの発達における大人の関与がより重要になっていることについても理解させる。

ウ 発達観・児童観の変遷

発達観は、学問の進歩や時代の社会的な背景により変化しており、発達は受胎から死に至るまでの生涯にわたる心身の獲得的・衰退的变化であることを理解させる。

また、児童観は、価値観や時代の社会的な背景により変化していることを、西欧と我が国の児童観の変遷を通して考えさせる。子どもが大人の所有物のように扱われていた時代から、個人として尊重されなければならない考え方へ変わってきた経緯を思想や法律、国際的な規約などを取り上げて理解させる。

40

(2) 子どもの発達過程

- 45
- ア 身体発育と運動機能の発達
 - イ 認知機能の発達
 - ウ 情緒の発達
 - エ 人間関係の発達

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、誕生から幼児期までの発達の時期における特徴を扱うこと。エについては、乳幼児期は、特に、基本的人間関係の樹立のために「愛着」が重要であることを具体的な事例を通して扱うこと。

5

ここでは、子どもの発達をとらえるための重要な側面を知り、誕生から幼児期までの子どもの身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などの発達過程を取り扱い、発達には、順序性や連続性があることを理解させる。人間関係の発達については、乳幼児期における「愛着」が重要であることを理解させる。

10

指導に当たっては、実習や具体的な事例を通して、アからエまでの発達の様々な側面が相互に関連し合っていることを、年齢区分に沿って理解させるようにする。

ア 身体発育と運動機能の発達

子どもの身体発育については、体重、身長、胸囲、頭囲、体重と身長バランスなどを取り上げ、発育の傾向と特徴、計測による発育の評価について理解させる。乳幼児身体発育値については、厚生労働省の10年ごとの全国調査の結果が一般的であり、累積度数百分率を求めてパーセンタイル値で示されていることや母子健康手帳に示されたパーセンタイル曲線の範囲内にある本人なりに発育していれば問題がないことなどを理解させる。

15

また、発育は一定の順序で進むが、速度も一定ではなく個人差があり、身体の各部に均等に起こるのではないことを理解させる。

20

子どもの運動機能については、全身を使った粗大運動、指先などを使った微細運動、視覚や聴覚などの感覚の発達も含めて取り扱い、具体例な事例を通して理解させる。

イ 認知機能の発達

胎児期を含め誕生間もない頃から、すでに感覚や運動機能を通して、認知機能が急速に発達していくことを、新生児がもつ具体的な能力を取り上げて理解させる。象徴機能、言語、思考などの発達を取り上げ、これらの発達過程を具体的な行動から理解させる。また、認知機能の発達に伴って、子どもの遊びが実際に変化すること、集団のルールやきまりを理解し道徳性が芽生えることなどについて、具体的な事例を通して理解させる。

25

ウ 情緒の発達

愛着関係を基盤とする大人との情緒的な絆きずながもたらす情緒の安定は、子どもの探索活動を促進し、運動や認知機能の発達にも大きく影響することを理解させる。また、認知機能の発達に伴って、自分の行動を内省する力ができてくるところから、葛藤を経験するようになるなど、発達が進むところで新たな情緒が育まれることにも触れる。

30

エ 人間関係の発達

乳幼児期は、親又は主たる養育者との間に愛着関係が形成されることがその後の発達の上で重要であることを取り上げ、具体的な事例を通して理解させる。乳児は、愛着関係を通して、愛され大切にされることを経験し、人間全体に対する愛情と信頼につながる基礎を培い、自己受容感を形成し、人格形成へとつながっていくことを理解させる。この人間に対する基本的信頼は、人との関係をつくる能力の基礎となり、愛着の対象者との絆を核として、家族、身近な大人、そして友達との関係へと人間関係を広げていき、その人間関係全体が子どもを育てていくことを考えさせる。

35

40

(3) 子どもの生活

ア 乳幼児の生活の特徴と養護

イ 生活習慣の形成

ウ 乳幼児の健康管理と事故防止

45

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のイについては、子どもの健康な生活に必要な食を営む力など基本的な生活習慣の形成の基礎についても扱うこと。

5

ここでは、乳幼児の生活の特徴と適切な養護の在り方、生活習慣の形成、生活環境の整備、健康管理と事故防止などについて取り扱い、乳幼児の発育・発達を促すための望ましい生活について具体的な事例を上げて理解させる。

ア 乳幼児の生活の特徴と養護

10 乳児と幼児の一日の生活について、睡眠、食事、遊びなどを取り上げてその特徴を理解させる。また、健康を保持増進し、順調な成長を促す上で、乳幼児の発育・発達に応じた適切な養護が重要であることを理解させる。健康管理、栄養と食事、被服、睡眠、排泄、遊び・運動などについて、具体的に取り扱い、適切にかかわることができるようにする。

イ 生活習慣の形成

15 乳幼児期に身に付けさせたい基本的な生活習慣と社会的な生活習慣について取り扱い、生活習慣形成の意義と重要性を理解させる。基本的な生活習慣については、食事、衣服の着脱、睡眠、排泄、清潔などを取り扱い、具体的な事例を通して、乳幼児の発育・発達に即した適切な習慣形成について考えさせる。また、乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことによって、生涯にわたって健康な生活を送る基本としての食を営む力が育成されることを理解させる。

20 社会的な生活習慣については、社会的自立を目指して、人とのかかわりや社会のきまりについて理解させる。

生活習慣の形成については、個人差に配慮し、乳幼児の心身の発達の準備状態に合わせて最適な時期を選び、反復練習を行い、乳幼児に満足感を味わわせて自らやる気にさせる働きかけが大切であることを理解させる。

ウ 乳幼児の健康管理と事故防止

乳幼児の健康の保持増進のためには、日常の乳幼児の健康状態の観察、1歳6か月と3歳児健康診査など定期的に行われる健康診査の受診、予防接種などによる感染症の予防に努めることが必要であることを理解させる。

30 また、予防接種については、個人防衛と集団防衛の二つの意義があることを理解させ、予防接種の種類、接種上の留意点などを取り扱う。さらに、乳幼児の事故の実態や原因について取り扱い、事故防止と積極的な安全教育の必要性を理解させるとともに、乳幼児は症状の急変や不慮の事故等が多いので、救急処置や平常の準備についても、具体的な事例を通して扱う。

35 (4) 子どもの保育

ア 保育の意義と目標

イ 保育の方法

ウ 保育の環境

40

(内容の範囲や程度)

45 エ 内容の(4)のアについては、乳幼児の発育・発達に応じた適切な保育の重要性を扱うこと。イについては、乳幼児の基本的要求や社会的な要求に着目させ、心身の発達に応じた保育について具体的な事例を通して扱うこと。ウについては、保育環境としての家庭及び幼稚園、保育所や認定こども園などの役割について扱うこと。

ここでは、子どもの発達を促すための保育の必要性と意義を理解させ、保育の目標に応じた基本

的な保育技術を身に付けさせる。

家庭や幼稚園，保育所及び認定こども園などの保育の場を取り上げ，それぞれの保育環境の特徴と役割について理解させる。また，よりよい環境を構成するためには，家庭生活との連続性が重要であることを理解させる。

5 ア 保育の意義と目標

保育とは，適切に養護しながら教育的にかかわることであり，子どもを育てる教育的営みを総称していることを理解させる。また，保育は子どもの発達を考慮した環境を作る営みが重要であることについても理解させる。特に，この時期における大人の働きかけや多様な環境の影響の重要性，保育の適時性についても認識させる。また，幼稚園教育要領や保育所保育指針を取り上げ，保育のねらいや保育の方針についても理解させる。

イ 保育の方法

保育の基本的な事項として，健康と安全性への配慮，生理的欲求の適切な充足，依存的欲求の受容やスキンシップによる情緒の安定，多様な大人や子どもとの相互作用，身近な動植物・自然物との触れ合いの経験，大人の応答的な対応による信頼感の形成，探索行動や知的好奇心による自発的活動，自我の芽生えによる自己主張，好ましくない感情・行動の統制などが重要であることを理解させ，心身の発達に応じた指導方法などを具体的に考えさせる。保育に当たっては，大人自身のモデル的行動，肯定的な言葉の使用，禁止・注意におけるタイミング，明確さが重要であることを理解させる。また，乳幼児に対する親のかかわり，家族関係，地域環境などの影響について具体的に考えさせる。

20 ウ 保育の環境

保育の場として家庭及び幼稚園，保育所や認定こども園などを取り上げ，それぞれの保育環境の特徴や役割を理解させる。また，きょうだいの数の減少，自然と触れ合う経験の不足，子どもの生活時間の乱れなどの現代の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の問題とともに，延長保育や一時保育などの多様な保育のニーズに関する問題について具体的な事例を取り上げ，保育環境を計画的に構成することの重要性を理解させる。

(5) 子どもの福祉と子育て支援

30 ア 児童福祉の理念と関係法規・制度

イ 子育て支援

(内容の範囲や程度)

35 オ 内容の(5)のアについては，児童福祉に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。イについては，子育て支援に関する社会的背景を取り上げ，子育て支援施策の概要を扱うこと。また，子どもの虐待とその予防などにも触れること。

ここでは，児童福祉の理念や関係法規と制度について理解させるとともに，近年の子育て支援の考え方と施策について理解させる。

40 ア 児童福祉の理念と関係法規・制度

児童福祉の基本法である児童福祉法の理念は，単に保護を必要とする児童のみならず，広く次代を担うすべての児童の健全育成が目的とされていることを理解させる。また，例えば，児童憲章，児童の権利に関する条約を取り上げ，児童福祉の基本的な考え方について理解させる。

児童福祉に関する法律は多岐にわたるが，児童福祉法などの六法を取り上げ，それらの相互の連携によって広義の児童福祉の法体系が構成されていることを理解させる。

45 イ 子育て支援

子どもを取り巻く環境の変化に対応し，従来の保護を中心とする児童福祉の考え方から，家庭機能の充実と家庭への社会的支援を行おうとする児童家庭福祉の考え方へと広がっていることを

理解させる。特に，社会の変化や少子社会に対応し，育児不安や孤立感をもつ親や家族を支援する体制づくりが必要になっており，様々な子育て家庭への支援に関する施策があることを理解させ，その意義について考えさせる。また，近年問題とされる子どもへの虐待の実態や原因等について扱い，その予防について考えさせる。

- 5 さらに，次世代育成支援対策推進法に基づき，国や地方公共団体並びに企業なども様々な子育て支援を行っていることを具体的な事例を通して理解させる。また，身近な地域の子育て支援の拠点として，保育所，認定こども園，児童館などの児童厚生施設，児童相談所などの児童福祉機関，地域子育て支援センターなどがあることについても触れる。

第6節 子ども文化

この科目は、子どもと遊び、子どもの表現活動などに関する知識と技術を習得させ、子ども文化の充実に貢献すること、子どもと遊びを通して触れ合うなどの活動ができるようすることをねらいとして

今回の改訂においては、従前の「児童文化」の内容について、伝統的な児童文化とともに、現代の生活に基づく子どもの遊びや表現活動を広く取り上げて充実するなどの改善を図り、科目の名称を「子ども文化」と改めた。

10 第1 目 標

子どもと遊び、子どもの表現活動、児童文化財などに関する知識と技術を習得させ、子ども文化の充実に貢献する能力と態度を育てる。

この科目では、子ども文化の意義、子どもの心身の発達に及ぼす遊びの重要性、様々な子どもの表現活動の意義と児童文化財の重要性、児童文化施設などについて理解させるとともに、子どもの表現活動に必要な児童文化財の製作等の活動を通して、子ども文化の充実に貢献する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「子どもと遊び、子どもの表現活動、児童文化財などに関する知識と技術を習得させ」とは、子どもと遊び、子どもの表現活動、児童文化財を代表的な内容として例示し、子ども文化に関する知識と技術を習得させることを示している。

子どもと遊びについては、子どもの生活の大部分を占める遊びの意義と、遊びを通して子どもの心身の発達や健康の保持増進がなされることについて理解させる。

子どもの表現活動では、造形表現活動、言語表現活動、音楽・身体表現活動、情報手段などを活用した活動について取り上げ、その意義とそれを支える児童文化財の重要性について理解させ、児童文化財の製作等ができるようにする。

「子ども文化の充実に貢献する能力と態度を育てる」とは、この学習活動を通して、子どもに豊かで健康的な文化環境を与えることに興味をもち、積極的に子どもとのかかわることのできる能力と実践的な態度を育てることを意味している。

30

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)子ども文化の重要性、(2)子どもと遊び、(3)子どもの表現活動と児童文化財、(4)子ども文化を支える場、(5)子ども文化実習の5項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)及び(3)については、子どもの遊びや表現活動の重要性を具体的に理解させるよう実習を中心として扱うこと。

40

指導に当たっては、特に、子どもの遊びや表現活動の重要性を具体的に理解させるために、実習を中心として扱うこととし、実際に子どもとの交流を体験させるようにする。また、各種メディア教材や情報関連機器を活用したり、観察、参加などの実践的・体験的な学習を多く取り入れたりして指導の充実に貢献する。

45

2 内 容

(1) 子ども文化の重要性

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、子どものための文化活動、児童文化財、児童文化施設などの重要性を扱うこと。

5

ここでは、大人が与える子どもにとって豊かで健康的な文化環境とともに、子どもが主体となって創作する遊びや歌、言葉などを総合した子ども文化の重要性について理解させる。また、子どものための文化活動、児童文化財、児童文化財施設などを具体的に取り上げ、子ども文化の意義について理解させるようにする。その際、現代の商品化された子どもの遊びにも触れ、社会の変化に伴い、子どもの遊びの環境が変化する中でのそれらの役割や問題について考えさせる。

(2) 子どもと遊び

ア 遊びと発達
イ 遊びと遊具

15

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、子どもの遊びの意義と重要性及び遊びの種類と発達とのかかわりについて扱うこと。イについては、遊びと遊具とのかかわり、遊具の選び方や与え方などを扱うこと。また、伝承遊びなどを具体的な事例を通して扱うこと。

20

ここでは、遊びは子どもの生活の大部分を占めており、遊びを通して子どもの心身の発達、健康の保持増進がなされるなど、遊びの意義と重要性及び遊びの種類と発達とのかかわりについて理解させるとともに、遊びと遊具とのかかわりについて理解させ、遊具の選び方や与え方などを具体的に考えさせる。

25

ア 遊びと発達

遊びは子どもの発達の原動力であり、遊びを通して運動、認知、情緒、言語などの諸機能を発達させ、対人関係を深め、社会性を獲得していくことを理解させる。子どもの精神発達の面からみた遊びと社会性の発達の面からみた遊びを取り上げ、遊びの意義を理解させるとともに、遊びには、質的にも量的にも様々な発達が見られることについて理解させる。

30

また、^たんあげ、かごめなどの伝承遊びを取り上げ、室内遊びが増加し、コンピュータゲームやテレビ番組を素材にしたカードゲームなどが登場している現代の遊びと比較するなどして、遊びの楽しみの共有化、工夫する体験の大切さについて考えさせる。

35 イ 遊びと遊具

遊びと遊具とのかかわりについて理解させ、子どもの心身の発達に適した遊具の選び方、与え方、遊び場、遊びの指導などについて具体的に考えさせる。

遊具には、心身の発達に合っている、子どもが遊びを工夫できる余地がある、安全、丈夫で壊れにくいなどの条件が重要であり、これらの条件を満たすものが望ましいことを理解させる。また、条件を満たす遊具を考案し製作するなどの実習も考えられる。

40

(3) 子どもの表現活動と児童文化財

ア 造形表現活動
イ 言語表現活動
ウ 音楽・身体表現活動
エ 情報手段などを活用した活動

45

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、子どもの表現活動の意義とそれを支える児童文化財の重要性について、具体的な事例を通して扱うこと。

5

ここでは、子どもの表現活動として、造形表現活動、言語表現活動、音楽・身体表現活動、情報手段などを活用した活動の意義を理解させるとともに、それを支える児童文化財の重要性について、具体的な事例を通して理解させる。

ア 造形表現活動

10 子どもの造形・描画表現の発達を理解した上で、子どもとともに作る手作り遊具の大切さを理解させる。造形の基本となる粘土遊び、水、土や砂での遊びも大切であることに気付かせ、子どもの心の感動が原動力となって、描いたり作ったりすることの大切さや表現活動を通して個々の創造性を育てていくことの大切さを考えさせる。

15 絵を描くには発達の順序があることを理解させ、描画表現の特徴として、例えば、レントゲン表現などを取り上げ、年齢ごとの造形にも触れる。

イ 言語表現活動

お話の効用として、想像力と思考力を育てる、人間関係を深める、言葉の力や話を聞くことを楽しむ、読書への素地づくりをするなどを取り上げて理解させる。

20 絵本には、多種多様なものがあるが、一人一人の興味・関心に合った選択が必要であることを理解させ、読み聞かせができるようにする。

紙芝居は、芝居の効果をねらって構成されているので、その演じ方、抜き方などが重要であることを理解させる。また、紙芝居は、子どもたちの共同製作や発表の経験の場になることを考慮に入れ、自作するための留意点について考えさせる。また、人形劇、パネルシアターなどについても触れる。

25 ウ 音楽・身体表現活動

子どもにとって音楽とは、感情や感覚に訴えてくるものであることを理解させ、子どもに歌いかけたり、共に歌ったり、手拍子をとったりすることの重要性について考えさせる。また、人間は生まれながらにして生理的リズムをもっており、特に、子どもは、歌うことと身体を動かすことは切り離すことができないことを理解させ、音楽とかかわり、身体を通して表現することが心身の調和のとれたリズムカルな動きをつくるとともに、創造力を育てるためにも大切であることを理解させる。

子どものために作られた歌には、わらべうた、唱歌、童謡、あそび歌などがあること、歌を楽しく支えられるように楽器があり、楽器演奏や伴奏があることにも触れる。

35 また、CD、DVDなどにも触れ、大人と一緒に音楽を楽しむことの大切さについて考えさせる。

エ 情報手段などを活用した活動

テレビ、ビデオ、コンピュータ、インターネットなどの情報手段を活用した活動の意義を理解させ、長所と短所について考え、適切に活用できるようにする。

40 テレビ、ビデオなどについては、子どもの精神世界を広げるものであると同時に、親の視聴態度が子どもに影響するため、適切な活用について考えさせる。コンピュータやインターネットについては、子どもの遊びや教育機会を発展させる多くの可能性がある一方で、テレビゲームなどを長時間使用し続けることは、子どもの発達を阻害する危険もあることを理解させ、適切な活用方法について考えさせる。

45 (4) 子ども文化を支える場

ア 児童文化施設

イ 子どものための各種施設

(内容の範囲や程度)

- 5 エ 内容の(4)のアについては、子どもの遊びや表現活動を支える代表的な施設を取り上げ、その意義と活用について扱うこと。

ここでは、子どもの遊びや表現活動を支える代表的な施設として、児童文化施設やその他の子どものための各種施設を具体的に取り上げて、その種類や目的を理解させるとともに、子どもにとって有効な活用方法について考えさせる。

10 ア 児童文化施設

児童文化施設として、例えば、児童文化センター、児童館、児童図書館、児童遊園、児童公園など、地域にある施設を具体的に取り上げ、それらの児童文化施設は、子どもに適切な児童文化財を提供し、健全な遊びや創造活動を経験させることが目的であることを理解させる。

イ 子どものための各種施設

- 15 商業目的で提供されている子どものための各種施設を取り上げ、児童文化施設との共通点や相違点などについて触れ、それらの意義や有効な活用方法について考えさせる。

(5) 子ども文化実習

(内容の構成及び取扱い)

- 20 イ 内容の(5)については、内容の(3)の表現活動や関連する児童文化財の中からいずれかを取り上げて実習させること。また、児童福祉施設、社会教育施設等との連携を図り、子どもとの交流を体験させるようにすること。

- 25 ここでは、内容の(3)の子どもの表現活動と児童文化財のアからエまでの中からいずれかを取り上げて、創作活動や製作等の実習を行う。

例えば、絵画や折り紙などを用いた壁面構成、お話、絵本、紙芝居、人形劇、パネルシアターなどの創作や製作、歌、ミュージカル、演劇などの創作や上演などが考えられ、地域の児童福祉施設、社会教育施設、児童文化施設などと連携を図り、地域の子どもの交流を体験させるようにする。

30

第7節 生活と福祉

この科目は、高齢者の介護と福祉に関する知識と技術を習得させ、高齢者への自立生活支援ができる能力と実践的な態度を育てることをねらいとしている。

- 5 今回の改訂においては、我が国の急速な高齢化の進展と高齢者福祉の法規や制度の変化に対応し、従前の「家庭看護・福祉」の内容について、介護予防と自立生活支援に関する内容を充実するなどの改善を図り、科目の名称を「生活と福祉」と改めた。

第1 目 標

10

高齢者の健康と生活、介護などに関する知識と技術を習得させ、高齢者の生活の質を高めるとともに、自立生活支援と福祉の充実に寄与する能力と態度を育てる。

- 15 この科目では、健康と生活のかかわりについての学習を基礎とし、高齢者の自立生活支援や介護予防についての考え方、高齢者の福祉と介護についての知識と技術を習得させ、高齢者への適切な自立生活支援ができる能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「高齢者の健康と生活、介護などに関する知識と技術を習得させ」とは、高齢者の健康と生活、介護などを代表的な内容として例示し、高齢者の健康管理や自立生活支援に関する知識と技術を習得させることを示している。

- 20 高齢者の健康と生活については、高齢期に至るまでの健康づくりについて考えさせるとともに、ライフステージごとの健康管理について具体的な事例を通して理解させる。

高齢者の介護については、高齢者福祉に関する法規や制度・サービスについて理解させ、介護予防の考え方にに基づき、自立生活支援と介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

- 25 「高齢者の生活の質を高めるとともに」とは、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援を基本とすることを意味している。

「自立生活支援と福祉の充実に寄与する能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、地域の高齢者の生活に関心をもち、高齢者と積極的にかかわり、適切な生活援助や介護ができたり、福祉の充実、向上を目指したりすることのできる能力と実践的な態度を育てることを示している。

30 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)健康と生活、(2)高齢者の自立生活支援と介護、(3)高齢者福祉の制度とサービス、(4)生活援助と介護の実習の4項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

- 35 指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。また、生活援助や介護に関する知識を習得させた上で福祉施設等との連携を図り、教室での実習のみでなく、福祉施設の見学や実習、ボランティア活動への参加などをできるだけ多く取り入れるようにする。

40 2 内 容

(1) 健康と生活

45

ア 健康の概念
イ ライフステージと健康管理
ウ 家庭看護の基礎

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、健康の概念と健康状態に影響を及ぼす要因などについて扱うこと。イについては、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病の予防など高齢期に至るまでの健康管理の必要性について扱うこと。ウについては、体温測定や応急手当などの基礎的な内容を扱うこと。

5

ここでは、健康の概念とライフステージごとの健康管理を取り上げ、高齢期に至るまでの生活における健康問題と家庭での健康管理の必要性について理解させ、家庭での看護の基礎的な技術を身に付けさせる。

10 ア 健康の概念

健康の概念について、身体的、精神的、社会的な面から全人的にとらえさせ、その人の価値観によっても健康観が異なることや、環境や対人関係など様々な影響を受けることを理解させる。

イ ライフステージと健康管理

高齢期に至るまでの健康づくりには、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病などを予防するための健康管理や日常生活の見直しが必要であることを認識させる。また、高齢期に自立した生活が送れるよう、介護予防の重要性について理解させる。

家族の健康管理の具体的な方法として、健康観察、定期健康診断などを取り上げ、病気の予防や身体の異常の早期発見が重要であることを理解させる。また、健康志向の高まりや高齢社会の進展、生活様式の変化などに伴う健康をめぐる諸課題を認識させる。

20 ウ 家庭看護の基礎

家庭看護の基礎的な技術として、ベッドメイキング、体位変換、寝間着・シーツ交換、体温・脈搏・呼吸・血圧の測定、湯たんぽ、氷枕などの扱いができるようにする。また、止血・軽い熱中症やのどにものが詰まったときなどに対する応急手当の要点などについて理解させる。

25 (2) 高齢者の自立生活支援と介護

ア 高齢者の心身の特徴
イ 自立生活支援の考え方
ウ 高齢者介護の基礎

30

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のイについては、アとの関連を図り、加齢に伴う心身の変化を踏まえた自立生活について扱うこと。また、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援の重要性について扱うこと。ウについては、介護の意義と役割や高齢者介護の基礎的な内容を扱うこと。

35

ここでは、加齢に伴う心身の変化と、高齢者介護の基本として、自立生活支援の考え方を理解させ、高齢者介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

ア 高齢者の心身の特徴

加齢に伴って変化する高齢者の身体的・心理的・社会的特徴、加齢と病気や諸症状との関係について理解させるとともに、事故の防止の重要性、認知症への理解と対応、高齢者の病気の特徴などを考えさせる。

イ 自立生活支援の考え方

高齢者の介護については、高齢者の生活の質を重視する観点から、高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい自立した生活を支援することが重要であることを理解させる。また、日常生活行為を支援することによって、地域において自立生活が可能になるよう生活援助の必要性について理解させるとともに、高齢者の生活を支える地域の役割について、具体的な事例を取り上げて理解させる。ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインなど、社会福祉の基本的な考え方

についても理解させる。

ウ 高齢者介護の基礎

- 介護に当たっての配慮事項として、介護予防の考え方に基づいた見守りや適切な支援が大切であること、介護が長期化したときの家族の支援や福祉サービスの活用などによる長期の介護体制の確立が大切であることを理解させる。また、麻痺、認知症、視聴覚障害などがある高齢者の介護の要点や、生活の中でのリハビリテーションについて具体的な事例を通して理解させる。

(3) 高齢者福祉の制度とサービス

- 10 ア 高齢化の進展と社会福祉
イ 高齢者福祉の法規と制度
ウ 保健・医療・福祉サービス

(内容の範囲や程度)

- 15 ウ 内容の(3)のアについては、日本の高齢化の進展状況と社会福祉の今後の展開について扱うこと。イについては、高齢者福祉に関する法規や制度の目的と概要を扱うこと。ウについては、高齢者に関する保健・医療・福祉サービスについて、具体的な事例を扱うこと。

- 20 ここでは、我が国の高齢化の特徴や現状と課題について把握させ、社会福祉の在り方を考えさせるとともに、高齢化の進行に伴って整備された法規と制度について、その目的と概要、変遷を理解させる。また、近年の介護予防の観点から、高齢者の健康や生活を地域で支えるための高齢者福祉サービスについて理解させる。

ア 高齢化の進展と社会福祉

- 25 我が国の高齢化の進展状況について理解させ、高齢社会への対応に関する施策の概要を扱う。また、これからの高齢者人口の増大や高齢期の長期化に伴う所得、仕事、健康問題、介護、社会参加、生きがいなどの課題、家族・地域の変化とそれに対応する社会福祉の現状と課題について考えさせ、社会福祉の基本的な考え方の重要性を認識させる。

イ 高齢者福祉の法規と制度

- 30 高齢者福祉の基本的な理念として、老人福祉法や介護保険法などを取り上げ、その目的と理念、法律に基づく具体的な施策の概要について理解させる。また、近年の高齢者福祉サービスの体系と概要について取り上げ、地域における高齢者福祉の充実と介護予防に重点が置かれていることなどを理解させる。

ウ 保健・医療・福祉サービス

- 35 介護を要する高齢者には、生活の質の観点から、保健・医療・福祉の統合されたサービスが必要であることを、自治体などで実施されている制度やサービスから具体的な事例を取り上げて理解させる。

(4) 生活援助と介護の実習

- 40 ア 生活援助の実習
イ 介護の実習
ウ レクリエーションの実習

45 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(4)については、校内での実習を踏まえて、高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設等の見学や実習を取り入れたりとすること。

(内容の範囲や程度)

- 5 エ 内容の(4)のアについては、主に調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助を扱うこと。イについては、食事、着脱衣、移動などの介助や体位変換などの基本的な介護技術を扱うこと。ウについては、レクリエーションが高齢者の身体的、精神的な機能や社会性などの維持・向上に有効であることと関連付けて扱うこと。

10 ここでは、実習を中心として扱い、生活援助、介護の基礎的な技術を習得させるとともに、レクリエーションに対する関心を高め、高齢者の自立生活を支えようとする意欲や実践的な態度を育てる。また、実習は校内のみでなく、学校家庭クラブ活動や就業体験等ともかかわらせて、高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設等の見学や実習を取り入れたりするよう留意する。

ア 生活援助の実習

15 高齢者が地域で自立生活を送ることができるよう、調理、衣類の洗濯や補修、掃除、買物、関係機関等との連絡など、生活援助に関する技術を習得させる。また、高齢者の安全な住まい方や衣服、食事、運動などの工夫についても実習を取り入れるようにする。なお、高齢者にかかわる消費者問題については、ロールプレイングなどの演習を取り入れ、対応や防止方法についても触れる。

イ 介護の実習

20 高齢者にみられる心身の変化に対応し、移動、食事、ベッドメイキングや寝間着・シーツの交換、体位変換、身体の清潔法など基礎的な介護技術を習得させる。

高齢者福祉関係施設の見学や高齢者対象のボランティア活動への参加を通して、高齢者の介護に積極的に取り組むようにする。

ウ レクリエーションの実習

25 高齢者にとってレクリエーションは、身体的、精神的機能の回復に役立つとともに、対人関係を広げ、社会性を取り戻すなどの意義があることを理解させ、レクリエーションのプログラムなどの実習を通して、高齢者に応じたレクリエーションを具体的に考えさせる。

第8節 リビングデザイン

この科目は、住生活や住文化に関する知識を基にインテリアをデザインし、環境や福祉にも配慮した住生活について理解することをねらいとしている。

- 5 今回の改訂においては、住生活と文化、環境共生や住環境福祉などの視点を加えて改善を図った。
この科目は、インテリアコーディネーターやインテリアプランナー、福祉住環境コーディネーターなど関連する職業に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

第1 目 標

- 10 住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどに関する知識と技術を習得させ、快適な住空間を計画し、デザインする能力と態度を育てる。

- この科目は、住生活と文化とのかかわり、住空間の構成と住居の平面計画、インテリアデザイン
15 などに関する知識と技術を習得させ、人々の住意識や住要求にこたえた快適な住空間を計画し、デザインする能力と態度を育てることを目標としている。

「住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどに関する知識と技術を習得させ」とは、住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインを代表的な内容として例示し、リビングデザインに必要な知識と技術を習得させることを示している。

- 20 住生活と文化については、日本の住生活と文化、世界の住生活と文化を取り上げて、各時代の特徴的な住居様式、気候風土や生活様式と住居のかかわり、住生活と住居の変遷などについて理解させる。住空間の構成と計画については、住生活と住空間のかかわりや住空間の構造と材料、環境と設備について理解させるとともに、住空間の平面計画ができるようにする。

- インテリアデザインについては、色彩、形態、材質感などのインテリアのデザイン要素、床、壁、
25 天井、家具、カーテンなどのインテリアの構成要素、インテリアデザインの表現技法に関する知識を習得させ、それらの知識を基に具体的な住空間のインテリアデザインができるようにする。

「快適な住空間を計画し、デザインする能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、住生活と住文化、住空間の構成に関心を持ち、住空間を計画し、インテリアデザインができる能力と実践的な態度を育てることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- この科目は、(1)住生活と文化、(2)住空間の構成と計画、(3)インテリアデザイン、(4)生活環境と福祉、(5)住生活関連法規の5項目で構成しており、4～6単位程度履修されることを想定して
35 内容を構成している。
(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(3)のウ及び(4)のウについては、個人又はグループで適切な課題を設定させること。

- 40 指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。

また、内容の(3)のウ及び(4)のウについては、実験・実習を中心として扱い、個人又はグループで適切な課題を設定させるなどして、生徒の主体的な学習活動を充実する。

45 2 内 容 (1) 住生活と文化

- ア 日本の住生活と文化
- イ 世界の住生活と文化

5 (内容の範囲や程度)

- 10 ア 内容の(1)のアについては、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、気候風土と住居とのかかわり、生活様式や行動様式と住居とのかかわり、住居とのかかわりなどについて扱うこと。イについては、世界の特徴的な住居様式を取り上げ、気候風土と住居とのかかわり、生活様式や行動様式と住居とのかかわり、住居とのかかわりなどについて扱うこと。

15 ここでは、日本の住生活と文化、世界の住生活と文化にかかわる知識を習得させ、各時代の特徴的な住居様式、気候風土や生活様式と住居のかかわり、住生活と住居の変遷などについて理解させる。

ア 日本の住生活と文化

日本の各時代の特徴的な住居様式、気候風土と住居とのかかわり、生活様式と住居とのかかわりについて取り上げ、各時代の人々がそれぞれの地域で自然環境や気候風土に合わせて特色ある住居様式を創造し、快適な住生活を工夫してきたことを理解させる。

20 住居の変遷については、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造や機能、文化的・歴史的背景を考えさせるとともに、現在の日本の住居様式等との関連について理解させる。

気候風土と住居とのかかわりについては、例えば、窓の位置や形、屋根の形や傾斜、玄関の位置、土間や板床、畳等の床の形式など、日本のそれぞれの地域の気候風土に適応して特色ある構造様式が作りだされていることを理解させる。

25 住生活文化については、床座といす座などの起居様式と室内装備などのかかわりを扱い、文化や歴史、気候風土と住生活様式がかかわっていることを理解させる。住生活は、社会の変化やライフスタイル、社会施設の整備などにより変化することを理解させ、今後の住生活と住居に関心をもたせる。

イ 世界の住生活と文化

30 世界の特徴的な住居様式、気候風土と住居とのかかわり、生活様式と住居とのかかわりなどについて取り上げ、それぞれの地域で自然環境や気候風土に合わせて特色ある住居様式を創造し、快適な住生活を工夫してきたことを理解させる。

35 例えば、雨の降らない砂漠周辺のテント式や日干しレンガを積み上げた住居、イスラム文化圏の諸都市に見る城郭都市の住居、ヨーロッパの地中海沿岸の組積造の住居、西ヨーロッパの木造の住居、アジアのモンスーン地域の高床住居、中国東部の伝統的な中庭型住居である四合院住居、寒冷な地域の住居などの世界の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造や機能、文化的・歴史的背景を考えさせるとともに、現在の世界の住居様式等との関連について理解させる。

40 住生活文化については、玄関で靴を脱ぐ上下足の区別がある地域とない地域、床座といす座などの起居様式や置き家具と造りつけ収納、床や寝台に布団を敷くなどの就寝方法、浴槽やサウナやシャワーなど、文化や歴史、気候風土により住生活様式が異なることを理解させる。また、北欧のグループホームやコレクティブハウジングなどの共同住宅による住生活など、今後の住生活と住居の在り方の展望について関心をもたせる。

(2) 住空間の構成と計画

- 45
- ア 住生活と住空間
 - イ 住空間の構造と材料
 - ウ 住空間の環境と設備

エ 住空間の平面計画実習

(内容の範囲や程度)

- 5 イ 内容の(2)のアについては、人体寸法、動作寸法、作業寸法などを扱うとともに、間取りの基本であるゾーニング、動線、各室の配置と位置関係などについて扱うこと。イについては、住居の構造と材料に関する基礎的な事項を扱うこと。ウについては、健康で安全な室内環境の条件、室内環境整備のための設備について扱うこと。エについては、平面計画を検討し、平面表示記号などを用いて平面図を作成させること。

10

ここでは、住居の設計のための基礎的な学習である物や空間の寸法、住空間の立体的、総合的な把握ができるようにする。また、住居の計画のために必要な住空間の構造と材料、環境と設備に関する基礎的な事項についても理解させ、それらの知識を活用して住空間の平面計画ができるようにする。

15 ア 住生活と住空間

家族の生活とライフステージごとの住意識や住要求の変遷に関する知識や、それに伴う住空間の構成や計画の変更の必要性について理解させる。また、生活行為と寸法について理解させ、必要な住空間の計画ができるようにする。住空間の多くの寸法は、人体の寸法をもとに作られたものであることについても理解させる。さらに、生活行為に伴う動作寸法、作業寸法、動作空間など、基準となる空間の広さや高さの寸法を、実測するなどして具体的にとらえることができるようにする。

20

また、間取りの基本として、ゾーニング、動線、各室の配置と位置関係について理解させる。生活行為が行われている住空間の性格や内容によって、例えば、私的、公的、衛生、家事空間などに分けて、その関係を整理するゾーニングについて理解させる。各室の機能的な構成や配置のためには、例えば、浴室、洗面、便所などの水まわりをまとめて配置するなどのゾーニングの工夫や、動線を短くする必要があることなどを理解させる。

25

イ 住空間の構造と材料

安全な住生活を営むために必要な住空間の構造について理解させる。また、健康を害するおそれのある建築材料を使用しないなど、住空間を構成する建築材料の種類についても理解させる。

30

例えば、建物の構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造などを取り上げ、使用する材料と構造の特徴、工法による構造の違いなどについて扱う。また、構造材料、仕上げ材料については、住居の構造物や内装、外装に適切な材料を選択することの重要性、材料の構成と人間の心理や生理との関係について理解させる。さらに、住居の維持管理を定期的に行うことにより、住居の構造や材料の耐用年数に影響を与えることも理解させる。

35

ウ 住空間の環境と設備

快適な住生活を営むために必要な室内環境の在り方と住宅設備に関する知識について理解させる。

室内環境と設備については、室内空気、室内照度、住居の保温性、安全性などを取り上げ、健康で安全であるための条件について理解させる。室内空気の清浄については、室の広さと居住人数との関係、換気の重要性と方法について理解させるとともに、シックハウス症候群などの化学物質による影響についても触れる。室内照度については、適正值である照度基準を理解させ、照明方式の種類と特徴、照明器具の手入れなどについて取り扱う。住居の保温性については、住居の構造、壁材・床材、断熱材、開口部構造などのかかわりについて理解させる。安全性については、特に、幼児や高齢者に対する事故防止や防災への配慮を取り扱う。また、冷暖房機器、給湯機器などの住宅設備機器の健康、安全、環境に配慮した使い方についても理解させる。

45

エ 住空間の平面計画実習

家族構成、敷地条件、経済性、安全性、住要求などに配慮して、住居の平面計画の検討を行い、平面表示記号を用いて平面図を作成できるようにする。

平面計画に当たっては、家族構成、敷地条件、経済性、安全性、住要求とともに、食寝分離、適正就寝、プライバシー保持、動線などにも配慮する必要があることを理解させる。また、各室の広さ、位置、相互の連絡、玄関や窓など開口部との関係、働きやすい家事労働の場、収納設備や地震災害への備えなども含めた安全性に配慮した家具の配置など、家族の生活条件、幼児や高齢者への建築的配慮などについても考えさせる。

その際、個人又はグループで適切な課題を設定させるようにする。また、実習に当たっては、情報機器等を積極的に活用して取り組ませるようにする。

(3) インテリアデザイン

10

ア インテリアデザインの構成要素
イ インテリアデザインの表現技法
ウ インテリアデザイン実習

15 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、色彩、形態、材質感などを扱うとともに、各室の床、壁、天井、家具、カーテンなどについて扱うこと。イについては、インテリア計画の手順と表現技法を扱うこと。

20

ここでは、インテリアデザインに必要な知識と技術として、インテリアデザインの構成要素、インテリアデザインの表現技法について習得させ、調和のとれたインテリアコーディネートとデザイン表現ができるようにする。

ア インテリアデザインの構成要素

25 インテリアのデザイン要素として、色彩、形態、材質感などを取り上げ、基礎的な事項を理解させる。色彩については、色彩の基本、配色と調和、色彩効果などについて理解させる。形態については、点、線、面等の形の要素、それらの組合せによるバリエーション、形態から受ける印象、造形美などについて理解させる。材質感については、柔らかさ、硬さなど素材のテクスチャーによって表現される素朴さ、やさしさ、豪華さなどの感性について理解させる。

30 インテリアの構成要素として、床、壁、天井のように固定された要素と家具、カーテン、照明等のように移動できる要素があり、各要素の特質と総合的な調和の重要性を理解させる。また、床、壁、天井は、大きな面積を占めており、簡単に置き換えにくいので、仕上げ材や内装材の色彩、材質感などへの配慮が重要であることに気付かせる。家具については、種類、性能、規格、デザインなど、カーテンについては生地、デザイン、吊り方による効果などを取り扱う。

35 イ インテリアデザインの表現技法

インテリア計画の手順として、住まい方のイメージや生活スタイルの把握、単位空間の規模決定と相互間の位置付けを行うゾーニング、部屋の形やプロポーション、寸法などを決定するインテリアプランニング、室内の色彩、材料などを決定するファニッシングデザイン、生活エレメントを選択し、配置するエレメントレイアウトなどができるようにする。

40 考案したデザインを表現する方法の種類としては、例えば、プレゼンテーションボード、室内透視図（パース）、模型、コンピュータグラフィックスなどが考えられる。

ウ インテリアデザイン実習

住居全体、子ども室、寝室、リビングルーム、台所など、適切な住空間を取り上げて、全体に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現ができるようにする。個人又はグループで取

45 り組ませるなどして、主体的な学習活動ができるようにする。

(4) 生活環境と福祉

- ア 住生活と環境
- イ 住生活と福祉
- ウ 住空間のリフォーム計画実習

5

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)のアについては、庭などの外部空間や住居と自然環境や社会環境とのかかわりなどについて扱うこと。イについては、子どもや高齢者などが安全に生活するための住空間の構成や維持管理などについて扱うこと。また、ウについては、家族の構成や状況の変化に応じた住居の間取りの変更やバリアフリーな住空間へのリフォームを扱うこと。

10

ここでは、住宅内部のみならず、縁側やテラス、庭や玄関まわりを整えることを通して住居の近隣の環境を整えることが、ひいては街の環境を整えることにつながることを理解させる。また、住空間におけるバリアフリーを実現するための知識を習得させ、そのためのリフォーム計画実習を通して、福祉の視点を踏まえたインテリアデザインができるようにする。

15

ア 住生活と環境

住空間の計画は、室内にだけとどまるのではなく、縁側やテラスを介して近隣にも及ぶものであり、住生活と環境とのかかわりについては、敷地の位置や地形、地盤、道路、日照、騒音や防犯などを取り上げ、住居の周囲の整備や近隣とのかかわりについて理解させる。街の景観に配慮したガーデニングや街並みづくりなどについても考えさせる。

20

イ 住生活と福祉

高齢者や障害者など、誰にでも使いやすく、訪れやすい住居にするというユニバーサルデザインの視点から、住空間におけるバリアフリーにかかわる知識を習得させ、住居をリフォームする上で必要となる基本的な事項を理解させる。その際、室内で車椅子を使用する場合など的高齢者や障害者に配慮した寸法計画についても扱う。

25

道路から玄関に到達するまでの経路や、玄関、風呂場や洗面所、階段などの高低差や廊下の幅などについて、実測するなどして高齢者や障害者、幼児や妊婦などにとって住みやすい住居であるか否かの判断ができるようにする。

30

高齢者や障害者が快適な住生活を送ることができるような住空間の平面計画、住宅用エレベーターや階段昇降機などの設備、車椅子や椅子を使うことができる台所や洗面所の工夫など、住生活と福祉にかかわる様々な要素についても扱う。

ウ 住空間のリフォーム計画実習

家族の構成や子どもの成長などの状況の変化に応じた部屋の用途変更、あるいはバリアフリー化するための台所や洗面所、風呂場や便所のリフォームなど、具体的な課題を設定し、問題点を見だし、解決方法の設定、リフォーム計画について理解させる。例えば、リフォーム前とリフォーム後の平面図やインテリアデザインの工夫などにかかわる実習などについて、個人又はグループで取り組ませるなどして、主体的な学習活動ができるようにする。

35

40 (5) 住生活関連法規

(内容の範囲や程度)

オ 内容の(5)については、(2)から(4)までの各項目に関連する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

45

ここでは、住生活関連法規として、安全、健康、財産の保護などの面から、建築基準法や消防法、住生活基本法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）などについて取り上げ、それらの趣旨と概要について理解させ

る。

建築基準法は、単体規定として個々の建物の安全性、衛生環境確保のための居室の採光、換気、階段の寸法などが定められていること、集団規定として街の中でそれぞれの建物が満たすべき条件として、用途地域、容積率、建ぺい率、高さの制限、日影規制などが定められていることなどを扱

5 う。消防法については、カーテン、じゅうたんなどの防災規制などを扱う。

また、住宅取得に関わる売買契約、集合住宅の維持管理のための管理規約、地域のまちづくり条例などについても触れる。

指導に当たっては、内容の(2)から(4)までとかかわらせて取り扱い、具体的な事例を通して理解させる。

第9節 服飾文化

この科目は、日本や世界の服飾の変遷と文化、着装などについて理解させ、服飾文化の伝承と創造に寄与することができるようにすることをねらいとしている。

- 5 今回の改訂においては、従前の「服飾文化」の内容のうち、服飾と流行に関する内容を「ファッションデザイン」に移行するとともに、着装に関する内容を充実するなどの改善を図った。

第1 目 標

- 10 服飾の変遷と文化、着装などに関する知識と技術を習得させ、服飾文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる。

この科目は、被服と文化とのかかわり、着装などに関する知識と技術を習得させ、服飾文化の伝承と創造に寄与することができる能力と態度を育てることを目標としている。

- 15 「被服の変遷と文化、着装などに関する知識と技術を習得させ」とは、服飾文化に関する知識と技術の内容を例示したものであり、被服がその土地の気候、風土、生活スタイル等の文化や各時代の歴史的背景とのかかわりながらどのように変遷してきたかを理解させるとともに、洋服や和服の基本的な着装の知識と技術を身に付けさせることを示したものである。

- 20 「服飾文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる」とは、服飾文化に関する基礎的な知識と技術を基に、服飾文化を伝承するとともに、新たな発想で服飾文化を創造する能力と実践的な態度を育てることを示したものである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- 25 この科目は、(1)服飾の変遷と文化、(2)着装、(3)服飾文化の伝承と創造の3項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

2 内 容

(1) 服飾の変遷と文化

- 30 ア 被服の起源と基本型
イ 日本の服飾
ウ 世界の服飾

- 35 (内容の範囲や程度)

- 40 ア 内容の(1)のイについては、歴史的背景、気候、風土、文化などのかかわりを扱うこと。
ウについては、西洋の服飾を中心に引き上げ、歴史的背景、気候、風土、文化などのかかわりを扱うこと。

ここでは、被服の起源、服飾の変遷について、歴史的背景、気候、風土、生活スタイルなどに関連付けて取り扱い、被服と文化の関係及び人間の生活と被服とのかかわりを理解させる。

また、20世紀に現れたファッションデザイナーが現在の服飾文化の形成に果たした役割や影響についても触れ、服飾文化を創造することへの意欲をもたせる。

- 45 ア 被服の起源と基本型

身体保護説等に代表される被服の起源や被服の基本型の代表的なものを取り上げ、装身具類を加えた着装形式の特徴、気候、風土、文化などのかかわりについて理解させる。

イ 日本の服飾

和服を中心に上げ、古代においては中国の影響による「十二単」、中世においては武家の服装の基本形である「上下形式」等、近世、近代、現代の各時代における服飾の特徴とそれらの変遷について、歴史的背景、気候、風土、文化などとかかわらせて、その概要を理解させる。

5 ウ 世界の服飾

洋服を中心に上げ、古代においては古代ローマの「トーガ」、中世においては身体の一部を強調するために女性の胴部を極端に細め下体部を誇張した「ファージンゲール」など、近世、近代、現代の各時代における西洋の服飾を中心に、その特徴と変遷について、歴史的背景、気候、風土、文化などとかかわらせて、その概要を理解させる。

10

(2) 着装

- ア 着装の基本
- イ 洋服の着装
- ウ 和服の着装

15

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、トータルコーディネートと社会生活上の着装のマナーについても扱うこと。

20

ここでは、着用目的と場所等に応じた着装の基本について理解させ、洋服と和服の基本的な着装ができるようにするとともに、トータルコーディネートを楽しみながら工夫できるようにする。その際、社会生活上の着装のマナーについても扱う。

25 ア 着装の基本

着装の基本は、保健衛生的機能と社会的機能を踏まえた装いととも、服装や場所、雰囲気、ふさわしい起居動作が重要であることを理解させる。また、衣服だけでなく履き物やバッグ、アクセサリなども含めて全体的に統一のとれた装いをすることが基本であることを理解させる。

イ 洋服の着装

30 洋服の着装については、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装ができるようにする。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解させる。さらに、トータルコーディネートについて扱い、自ら着こなしの工夫をしながらファッションショーなどで表現できるようにする。

ウ 和服の着装

35 和服の着装では、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装ができるようにする。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解させる。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるようにする。

(3) 服飾文化の伝承と創造

40 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(3)については、(1)と(2)の学習と関連付けて個人又はグループで適切な課題を設定させること。

45 ここでは、内容の(1)から(2)までの学習とかかわらせて個人又はグループで適切な課題を設定させる。例えば、世界の民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などを調査・研究させたり、伝統的な手法を用いた被服の製作、伝統的な衣装の着付け、創意工夫した和服の着付けなどの課題に取り組みせたりして、服飾文化の伝承と創造への意欲を高めさせる。

第10節 ファッション造形基礎

この科目は、ファッションを造形するための基礎的・基本的な内容として、被服の構成、被服材料の選択、洋服や和服の製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることをねらいとして

5 ている。
今回の改訂においては、被服製作の基礎から応用までを体系的に学ぶことにより被服製作に対する関心高めるとともに、繊維産業やファッション産業の技術の進展と価値観の多様化などによる被服の個性化に対応して、従前の「被服製作」を、基礎的・基本的な内容の「ファッション造形基礎」と発展的な内容の「ファッション造形」の2科目に整理分類するなどの改善を図った。

10

第1 目 標

被服の構成、被服材料の種類や特徴など被服製作に関する知識と技術を習得させ、ファッション造形の基礎的な能力と態度を育てる。

15

この科目は、ファッション造形に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、デザインや用途に適した被服材料を選択して、被服を計画的に製作することができる能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「被服の構成、被服材料の種類や特徴など被服製作に関する知識と技術を習得させ」とは、被服

20 の構成、被服材料の種類や特徴を代表的な内容として例示し、被服製作に必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させることを示している。

被服の構成については、人体と被服とのかかわり、人体を覆う被服の形や動作に適した被服のゆるみなどについて理解させるとともに、立体構成と平面構成の特徴について理解させる。

被服材料の種類や特徴については、繊維、糸、布の代表的な種類とそれらの特徴についての基礎

25 的な知識に基づいて、被服の用途やデザインに適した材料性能を理解させるとともに、適切な被服材料の選択と取扱いができるようにする。

「ファッション造形の基礎的な能力と態度を育てる」とは、ファッション造形の基礎として、洋服や和服を計画に従って能率的に製作する能力と実践的な態度を育てることを示している。

30

第2 内容とその取扱い
1 内容の構成及び取扱い
この科目は、(1)被服の構成、(2)被服材料、(3)洋服製作の基礎、(4)和服製作の基礎の4項目で構成しており、4～6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

35

(内容の構成及び取扱い)
ア 内容の(3)及び(4)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

指導に当たっては、生徒の実態や学科の特色等に応じて、内容の(3)及び(4)のいずれかを選択して

40 て扱うことができる。また、内容の(3)及び(4)については、実習を中心として扱うこととし、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるようにするとともに、意欲をもって取り組ませるように配慮する。

2 内 容

45

(1) 被服の構成

ア 人体と被服

イ 立体構成と平面構成

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)のアについては、人体と被服とのかかわり、人体を覆う被服の形、動作に適応した被服のゆるみなどについて扱うこと。イについては、立体構成と平面構成の特徴について扱うこと。

ここでは、被服の構成として、人体の構造や機能、寸法や体型などと被服とのかかわりについて
10 理解させるとともに、洋服と和服を取り上げて、立体構成と平面構成の特徴について理解させる。

ア 人体と被服

着心地のよい被服をつくるために、人体の構造や機能、動作時の人体寸法の変化、性別や年齢による体型の変化などについて理解させる。

また、平面的な布で立体的な人体を覆うための被服の形と動作に適応した被服のゆるみなどに
15 ついて理解させる。

さらに、既製衣料品のサイズ表示について、日本工業規格（J I S）による服種別サイズ表示と体型区分、適応人体寸法との関係を取り扱い、輸入衣料品のサイズ表示についても理解させる。

イ 立体構成と平面構成

被服の構成には、立体構成と平面構成があること、またそれぞれの特徴などについて理解させ
20 る。

立体構成については、代表的なものとして洋服を取り上げ、布を身体各部の形や寸法に基づいて裁断した後、縫合することによって製作することを理解させる。また、平面的な布を部分的に曲面化する方法として、いせこみやダーツなどがあることについても理解させる。

平面構成については、代表的なものとして和服を取り上げ、布を直線的に裁断して縫合することによって製作することや、ひもや帯などを用いて着用することによって布が立体化することを理解させる。
25

(2) 被服材料

- 30 ア 被服材料の特徴と性能
イ 用途に応じた被服材料の選択

(内容の範囲や程度)

- 35 イ 内容の(2)のアについては、繊維、糸、布を中心に扱うこと。イについては、布を中心に扱うこと。

ここでは、被服材料として繊維、糸、布の種類とその特徴、性能について実験・実習などを通して具体的に理解させ、製作する被服の用途に適した材料性能を考えさせるとともに、用途やデザインに応じた被服材料の適切な選択と取扱いができるようにする。
40

ア 被服材料の特徴と性能

被服を構成している繊維、糸、布の代表的な種類について、それらの特徴と性能を実験・実習を通して体験的に理解させる。

イ 用途に応じた被服材料の選択

45 製作する被服の用途やデザインに適した被服性能を考慮し、適切な被服材料を選択できるようにする。被服性能としては保健衛生的性能、外観・形態安定性、耐久性、風合いなどがあげられ、色や柄にも配慮した被服材料の選択ができるようにする。

(3) 洋服製作の基礎

- | | |
|----|--------------|
| | ア 採寸 |
| | イ 型紙の基本 |
| 5 | ウ デザインと材料の選択 |
| | エ 裁断 |
| | オ 仮縫いと補正 |
| | カ 縫製 |
| | キ 仕上げ |
| 10 | ク 着装 |

ここでは、洋服の製作に関する基礎的・基本的な理論と技術を取り扱い、計画に従って、洋服を能率的に製作できるようにする。実習題材については、地域や生徒の実態に応じて適切に選定する。

- ア 採寸
- 15 製作する作品に必要な身体寸法と採寸方法について理解させる。
- イ 型紙の基本
- 平面上で型紙をつくる平面製図を用いて、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン原型があることを理解させ、基礎的な理論や技法を習得させる。
- ウ デザインと材料の選択
- 20 デザインについては、着用目的や季節、着用者の個性や好み、流行などを考慮して選択できるようにする。また、デザインにふさわしい被服材料の特徴と性能を考えるとともに、色や柄にも配慮した材料の選択ができるようにする。また、布に適したボタンやファスナーなどの付属品、服飾材料、作品によっては裏地やしん地についても適切に選択できるようにする。
- エ 裁断
- 25 用布の見積り、布地の表裏と布目方向の見分け方、布地に適した地直し、布地の方向の特徴や布目を通した裁ち方などが能率的、経済的にできるようにする。また、布地に適したしるし付けができるようにする。
- オ 仮縫いと補正
- 着心地のよい洋服を製作するために、仮縫いと体型に合わせた補正ができるようにする。
- 30 カ 縫製
- 布地に適合した糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など縫製に関する基礎的な事項を理解させ、縫製できるようにする。また、用具を適切に活用できるようにする。
- 製作例としては、基本的なデザインのシャツ、ブラウス、ワンピースドレス、ベスト、スカート、ズボンなどが考えられる。
- 35 キ 仕上げ
- 布地や作品に応じた適切な仕上げができるようにする。
- ク 着装
- 製作した作品を用いて、用途と社会生活上のマナーを考慮し、他の被服や小物類とのコーディネート考えた着装ができるようにする。また、作品の発表等を通して、製作への意欲を高めるようにする。
- 40

(4) 和服製作の基礎

- | | |
|----|-------------|
| | ア 和服の構成と名称 |
| 45 | イ 材料の選択 |
| | ウ 寸法の見積りと裁断 |
| | エ 縫製 |
| | オ 仕上げ |

カ 着 装

ここでは、和服の製作に関する基礎的な理論と技術を取り扱い、計画に従って、和服を能率的に製作できるようにする。実習題材については、地域や生徒の実態に応じて適切に設定する。例えば、

5 ひとえ長着、甚平、はっぴなどが考えられる。

ア 和服の構成と名称

和服の構成と各部の名称について理解させる。

イ 材料の選択

10 実習題材に応じて、着用目的、着用者の個性と好み、季節にふさわしい材質、色、柄などを考慮した材料の選択ができるようにする。

ウ 寸法の見積りと裁断

15 布目を正し、布地に適した地直しが必要であることを理解させるとともに、人体寸法からでき上がり寸法を割り出す方法と裁ち切り寸法の決め方を理解させ、適切な見積りと能率的な裁ち方ができるようにする。その際、柄合せが和服の美しさの重要な要因であることを理解させる。また、布地に適したしるし付けができるようにする。

エ 縫製

布地に応じた糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する基礎的な事項を理解させ、適切に縫製できるようにする。また、用具を適切に活用できるようにする。

オ 仕上げ

20 布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方ができるようにする。

カ 着 装

製作した作品を用いて、用途と社会生活上のマナーを考慮し、帯や小物類とのコーディネート考えた基本的な着装ができるようにする。また、作品の発表等を通して、製作への意欲を高めるようにする。

25

第11節 ファッション造形

この科目は、「ファッション造形基礎」の内容を発展させ、高度な被服の構成を理解させ、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、ファッション製品を製作できる人材を育成するため
5 に、応用性のある知識と技術を習得させることをねらいとしている。

今回の改訂においては、ファッション製品を製作するスペシャリストを育成する視点を明確にして内容の改善を図り、従前の「被服製作」の発展的な内容を充実させ、科目の名称を「ファッション造形」と改めた。

10 第1 目 標

デザインや着用目的に応じたファッション造形の知識や技術を習得させ、ファッション製品を創造的に製作する能力と態度を育てる。

15 この科目は、「ファッション造形基礎」の内容を踏まえ、被服構成のより高度な技法を習得させ、「ファッションデザイン」で表現された創造的なデザインを基に作品を製作したり、アパレル産業の生産システムに基づいた方法でファッション製品を創造的に製作できる能力と態度を育てることを目標としている。

「デザインや着用目的に応じたファッション造形の知識や技術を習得させ」とは、「服飾手芸」
20 及び「ファッション造形基礎」で習得した基礎的な知識や技術を基に、被服材料を選択又は創作して、デザインや着用目的に適したファッション製品を製作するために必要な知識と技術を習得させることを示している。

「ファッション製品を創造的に製作する能力と態度を育てる」とは、洋服や和服についての製作に関する基礎を踏まえ、計画に従って能率的かつ美的に製作できるとともに、創意工夫やアイディアを生かして適切な表現技法により、ファッション製品を製作することができる能力と実践的な態度を育てることを意味している。
25

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

30 この科目は、(1)ファッション造形の要素、(2)洋服製作、(3)和服製作、(4)総合実習の4項目で構成しており、8～10単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

35 ア 内容の(2)及び(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、内容の(2)及び(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができる。さらに、「服飾文化」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」などの科目
40 との関連を図るようにする。

2 内 容

(1) ファッション造形の要素

45 ア デザイン
イ 構成技法
ウ 材料

エ 縫製

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)のイについては、立体裁断と平面製図の特徴や方法について、具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、ファッション造形の要素として、デザイン、構成技法、材料及び縫製を取り上げ、ファッションを表現する過程を具体的な事例を通して理解させる。

10 ア デザイン

ファッション造形の要素としてのデザインとは、与えられたテーマに対してアイデアやイメージをまとめ、ファッション画等で表現したもので、デザインをファッション製品にするためには、構成技法、材料及び縫製の総合的な知識と技術が必要であることを理解させる。

イ 構成技法

- 15 被服の構成には、立体裁断と平面製図があり、それぞれの特徴や方法について理解させる。

立体裁断は、人体や人台に直接布を当てて裁断する方法であり、トワルを用いて裁断し、それを展開してパターンとする場合と、実物の布を用いて裁断する場合があることを理解させ、基礎的・基本的な理論や技法を習得させる。また、立体裁断の長所やそれに適するデザインなどについても考えさせる。平面製図は、身体寸法を採寸して平面上で型紙をつくり、布を裁断する方法
20 であり、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン原型があることを踏まえ、様々な被服のデザインに対応して、原型から展開、応用できる理論や技法を習得させる。

ウ 材料

- 25 「ファッション造形基礎」の被服材料の内容を踏まえ、デザイン、着用目的、着用者の個性、流行などにふさわしい材料について、性能、材質、色、柄などを考慮して選択し、適切な取扱いができるようにする。

エ 縫製

デザインを適切に表現するための縫製技術を習得させ、付属品などの選択や用具の活用が適切にできるようにする。

30 (2) 洋服製作

- 35 ア デザインの選定
イ 材料の選択と取扱い
ウ パターンメイキングとアパレルCADの活用
エ 裁断
オ 仮縫いと補正
カ 縫製
キ 仕上げ
ク 着装

40 (内容の範囲や程度)

- 45 イ 内容の(2)のイについては、デザインに応じた材料の選択や取扱いについて扱うこと。ウについては、デザインに応じたパターンメイキングやアパレルCADシステムなどを扱うこと。

ここでは、洋服の製作に関する理論と技術を取り扱い、計画に従って、洋服を能率的かつ美的に製作できるとともに、創意工夫やアイデアを生かし、適切な表現技法でファッション製品を製作

できるようにする。また、その製作過程を通して、ものづくりの楽しさや創造することへの意欲を高めさせる。なお、実習題材については、地域や生徒の実態等に応じ、適切に選定する。

ア デザインの選定

5 デザインの選定については、着用目的、着用者の個性、流行などを考慮することができるようにする。

イ 材料の選択と取扱い

デザインや着用目的、着用者の個性などに応じた材料について、性能、材質、色、柄などを考慮して選択し、取り扱うことができるようにする。また、布に適したボタンやファスナーなどの付属品、服飾材料、裏地やしん地などについても適切に選択できるようにする。

10 ウ パターンメイキングとアパレルCADの活用

ファッション画のイメージやデザインに応じて、適切にパターンを展開し、型紙が作成できるようにする。また、必要に応じて、立体裁断や平面製図の特徴を生かした表現ができるようにする。さらに、アパレルメーカーの生産システムに対応し、アパレルCADシステムなどの機器を活用して生産の能率化を図ることができるようにする。

15 エ 裁断

能率的、経済的な用布の見積り、布地に適した地直し、布地の方向の特徴や布目を通した裁ち方などができるようにする。また、布地に適したしるし付けができるようにする。

オ 仮縫いと補正

着心地のよい洋服を製作するための仮縫いと補正ができるようにする。

20 カ 縫製

布地に適した糸、針、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する事項を理解させ、適切に縫製できるようにする。また、用具を適切に活用できるようにする。

製作例としては、ワンピースドレス、ジャケット、ツーピースドレス、フォーマルドレスなどの婦人服、シャツ、ジャケット、ズボン、ベストなどの紳士服、幼児服が考えられる。

25 キ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げができるようにする。

ク 着装

着用目的と場所にふさわしい着装ができるようにする。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解させる。さらに、トータルコーディネートについて扱い、フ

30 アクションショーなどで表現できるようにする。

(3) 和服製作

- | | |
|----|---------|
| 35 | ア 材料の選択 |
| | イ 裁断 |
| | ウ 縫製 |
| | エ 仕上げ |
| | オ 着装 |

40 ここでは、和服の製作に関する理論と技術を取り扱い、和服を能率的かつ美的に製作できるようにする。その製作過程を通してもの作りの楽しさや創造する喜びを感じさせる。実習題材については、地域や生徒の実態に応じ、適切に設定する。例えば、ひとえ長着、あわせ長着、羽織などが考えられる。

ア 材料の選択

45 実習題材に応じて、着用目的、着用者の個性、季節にふさわしい材質、色、柄などを考慮して材料の選択ができるようにする。また、布に適した胴裏、八掛などについても適切に選択できるようにする。

イ 裁断

布目を正し、布地に適した地直しが必要であることを理解させるとともに、でき上がり寸法と裁ち切り寸法との関係を理解させ、適切な見積りと能率的な裁ち方ができるようにする。その際、柄合せが和服のデザインの重要な要素になることを理解させる。また、布地に適したしるし付けができるようにする。

5 ウ 縫製

布地に応じた糸、針、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する事項を理解させ、適切に縫製できるようにする。また、用具を適切に活用できるようにする。

エ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方などができるようにする。

10 オ 着装

着用目的と場所にふさわしい着装ができるようにする。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解させる。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるようにする。

15 (4) 総合実習

(内容の構成及び取扱い)

イ 内容の(4)については、個人又はグループで適切な課題を設定させ、実習をさせること。

20 ここでは、ファッション造形に関する知識と技術を活用するとともに、さらにそれを発展させて個人又はグループで、デザインに適した素材を「服飾手芸」の内容と関連させて創作し、創造性豊かな作品製作ができるようにする。また、これらの実習に取り組みせることにより、ものづくりの喜びを感じさせるとともに、チームワークの重要性や職業観、責任感、成就感を体得させる。

第12節 ファッションデザイン

この科目は、ファッションデザインの基礎を理解させるとともに、ファッションデザインの発想や表現法などについて習得させ、ファッションを創造的にデザインできるようにすることをねらいとして

今回の改訂においては、将来のファッション産業のスペシャリストを育成することを重視するとともに、従前の「服飾文化」の内容のうち服飾と流行に関する内容を加えるなどの改善を図った。

第1 目 標

ファッションデザインの基礎、発想と表現法などに関する知識と技術を習得させ、ファッションを創造的にデザインする能力と態度を育てる。

この科目では、ファッションデザインに関する基礎的・基本的な学習の上に、発想と表現法やファッション産業における商品企画などの専門的な知識と技術を習得させ、美しくかつ創造的にファッションをデザインすることができる能力と実践的態度を育てることを目標としている。

「ファッションデザインの基礎、発想と表現法などに関する知識と技術を習得させ」とは、ファッションデザインの基礎、発想と表現法を代表的な内容として例示し、ファッションデザインに必要な知識と技術を習得させることを示している。

ファッションデザインの基礎については、ファッションデザインの造形的要素として、形態、色彩、文様、材質感などを取り上げ、それらをファッションイメージとかかわらせて、演習や実習を中心とした体験的な学習を通してファッションを創造的にデザインする能力と態度を育てる。ファッションデザインの発想と表現法では、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する手法を習得させる。

「ファッションを創造的にデザインする能力と態度を育てる」とは、ファッションに関心を持ち、デザイン感覚を養い、自分のイメージをファッション画等で表現したり、ファッションに関する情報などを収集して商品の企画から販売までを通して考えることができる能力と実践的態度を育てることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)ファッションデザインの基礎、(2)ファッションデザインの発想と表現法、(3)ファッションデザインと流行、(4)ファッション産業の4項目で構成しており、10～14単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

指導に当たっては、各項目については相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」及び「服飾手芸」との関連を図るようにする。

2 内 容

(1) ファッションデザインの基礎

- ア 形態
- イ 色彩
- ウ 文様
- エ 材質感
- オ 要素の統一

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、ファッションデザインの造形要素の基礎的な事項をファッションイメージと関連付けて扱うこと。

- 5 ここでは、ファッションデザインの造形的要素として、形態、色彩、文様、材質感を取り上げ、ファッションイメージとかがわらせて具体的な事例を通して理解させる。また、そのまとめ方として、演習や実習を通して体験的に理解させ、ファッションのデザイン感覚を養う。

ア 形態

- 10 点・線・面・立体などの形態の基礎的事項について理解させるとともに、ファッションの形の基本であるボリュームとシルエット、ディテールとアイテムなどの部分の形態について理解させる。

イ 色彩

- 15 色彩の三属性と色調、配色の基礎について理解させる。また、色彩のもつイメージや色に対する感情など、色彩心理も扱う。指導に当たっては、ファッションイメージと関連させ、感性を高めるようにする。

ウ 文様

文様の構図の種類や主題を取り上げ、それがファッションデザインの明確なイメージづくりにかかわることを理解させる。

エ 材質感

- 20 視覚的・触覚的材質感を取り上げ、ファッションとのかかわりの中で材料のもつ感覚や情緒的イメージについて理解させる。

オ 要素の統一

- 25 ファッションデザインの造形要素である形態、色彩、文様、材質感の総合として、ハーモニーとコントラスト、バランスとシンメトリー、リズムとプロポーションなどを取り上げ、各要素をファッションデザインに美しくまとめ上げることができるようにする。

(2) ファッションデザインの発想と表現法

ア デザインの発想

30 イ ファッションデザイン画

ウ 各種材料による表現

エ ファッションデザイン実習

(内容の範囲や程度)

- 35 イ 内容の(2)のイについては、基本プロポーションなど基礎的な表現手法から、素材表現などの発展的な表現手法へと段階的に扱うこと。ウについては、布などの材料を使ったピンワークやディスプレイなどを扱うこと。

- 40 ここでは、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する手法を習得させ、それぞれの表現方法を生かした演習や実習を通して、より美しく創造的にファッションデザインができるようにする。

ア デザインの発想

- 45 自分の発想をデザインへ展開する過程を体験的に理解させ、アイディアやイメージをファッションデザインに展開できるようにする。

イ ファッションデザイン画

ファッション画では基本プロポーション、変化ポーズ、基本的な着装表現、ディテールの描き方、素材表現、彩色方法などの表現方法について、実習を通して身に付けさせ、各手法を生か

して着装画として表現できるようにする。

ウ 各種材料による表現

紙や布などの様々な材料を使った表現方法を理解させ、ピンワーク、ディスプレイなどのテクニックを用いてデザイン表現ができるようにする。

5 エ ファッションデザイン実習

与えられたテーマに対するイメージをまとめ、ファッション画やピンワーク、ディスプレイ等の手法により、総合的に美しくファッション表現ができるようにする。

(3) ファッションデザインと流行

10

- ア 流行とブランド
- イ 個性とデザイン

ここでは、ファッションデザインにおける流行について、根源的な人間の心理的欲求とのかかわりや産業界とのかかわりを理解させるとともに、個性の表現とデザインとのかかわりについて、具体的に演習や実習を通して考えさせる。

ア 流行とブランド

流行の本質について理解し、流行には根源的な人間の心理的欲求がかかわっており、さらに流行の発生と成立には、社会制度的要因、経済的要因、伝達手段等がかかわっていることを理解させる。また、ブランドの成り立ちとデザイナーとの関係や流行とのかかわりについて考えさせる。

指導に当たっては、ファッション雑誌やデパート、ブティックなどの実態調査等を通して、関心を高めるようにする。

イ 個性とデザイン

個性のとらえ方について理解し、個性の表現とファッションのかかわりについて具体的に考えさせ、個性を生かした創造的なデザイン表現ができるようにする。また、ファッションは着る人の個性が加わって完成することに気付かせ、総合的に考えたデザインができるようにする。その際、コンピュータを活用したり、ファッションマップを作成させたりすることなどが考えられる。

(4) ファッション産業

30

- ア ファッション産業の仕組み
- イ 消費者ニーズとファッション産業
- ウ 商品企画

35 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(4)については、生徒の実態や学科の特色に応じて選択して扱うことができること。

(内容の範囲や程度)

40

ウ 内容の(4)のウについては、ファッションに関する情報収集から商品の企画及び販売までの活動を段階的に扱うこと。

ここでは、ファッション産業の仕組みや動向の概要、業務内容及び職種等について、主にアパレルメーカーなどの見学や就業体験などを通して理解させる。また、ファッション産業の中核として、アパレルメーカーにおける商品企画を取り上げ、その過程や商品を生産するために必要な条件について理解させる。その際、実際の企画のシステムに従って実習を行い、各々の企画書やファッションマップを作成させて、商品企画及び販売の基礎・基本が習得できるようにする。

指導に当たっては、学科の特色、履修単位数や生徒の実態等に応じて選択して扱うようにする。

ア ファッション産業の仕組み

ファッション産業として、主にアパレルメーカーを中心として取り上げ、商品企画、生産、流通、販売の過程とそれにかかわる職種と役割について理解させる。

5 イ 消費者ニーズとファッション産業

消費者のライフスタイル、消費者ニーズ、消費行動などは、社会や経済状況を背景として変化することを理解させ、それに応じたファッション産業の在り方について考えさせる。

ウ 商品企画

- 10 実際のファッション産業での企画システムに従って、ターゲット企画、情報企画、コンセプト企画、コーディネート企画、アイテム企画及びプロモーション企画などの実習を行い、各々の企画書やファッションマップを作成させることなどを通して商品企画ができるようにする。また、消費者の購買意欲を高める販売については、ファッション商品の販売企画、商品構成と仕入れ計画、販売活動、商品管理などの実習を通してその効果的な進め方を考えさせる。

第13節 服飾手芸

この科目は、手芸品を創造的に製作し、服飾に活用することができるようにすることをねらいとしている。

- 5 今回の改訂においては、「ファッションデザイン」及び「ファッション造形」の素材づくりに活用できる各種手芸の技法を習得させるために、服飾材料としての各種手芸の技法に関する内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目 標

- 10 手芸の種類、特徴及び変遷、各種手芸の技法などに関する知識と技術を習得させ、手芸品を創造的に製作し、服飾に活用する能力と態度を育てる。

この科目では、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりに必要な、刺しゅう、編物、染色、その他の手芸などに関する知識と技術を習得させ、作品を創造的に製作し、服飾に活用する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「手芸の種類、特徴及び変遷、各種手芸の技法などに関する知識と技術を習得させ」とは、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりの基礎として必要な内容を例示したものであり、実習を通して、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などに関する知識と技術を習得させることを意味している。

「手芸品を創造的に製作し、服飾に活用する能力と態度を育てる」とは、各種手芸の技法を活用して、生徒が創造力を働かせて手芸品を製作し、ファッションデザインやファッション造形に実際に生かすことができるような能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

25 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)手芸の種類と特徴、(2)手芸の変遷、(3)服飾材料としての各種手芸の技法、(4)手芸品の製作の4項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

30 2 内 容

(1) 手芸の種類と特徴

(内容の範囲や程度)

- 35 ア 内容の(1)については、地域の伝統文化などとも関連付けて扱うこと。

ここでは、刺しゅう、編物、染色、織物、その他の手芸などについて、作品を実際に見たり触れたりして、手芸の技法や特徴を理解させる。

40 (2) 手芸の変遷

(内容の範囲や程度)

- 45 イ 内容の(2)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の起源から現在に至るまでの変遷を扱うこと。

ここでは、刺しゅう、編物、染色、織物、その他の手芸などの変遷について理解させ、それぞれの手法がどのような移り変わりを経て、現在の生活に活用されているのかなどについて地域の伝統

文化などとかかわらせて考えさせる。

(3) 服飾材料としての各種手芸の技法

(内容の範囲や程度)

5

ウ 内容の(3)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中から選択して、基礎的な技法について扱うこと。

10 ここでは、服飾材料としての各種手芸の技法である刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中からいずれかを選択して、基礎的な技法を習得させる。

刺しゅうでは、例えば、フランス刺しゅう、日本刺しゅう、スウェーデン刺しゅう、ビーズ刺しゅうなどを取り上げ、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基礎的な刺し方の技法、仕上げなどを扱う。このほか、カットワークなどを取り上げることも考えられる。

15 編物では、例えば、棒針編み、かぎ針編み、アフガン編み、機械編みなどを取り上げ、種類とその特徴、材料と用具、デザインとサイズの取り方、基礎的な編み方の技法、仕上げなどを扱う。

染色では、例えば、しぼり染め、ろうけつ染め、型染めの手法や、化学染料以外に、天然染料を使用した草木染めなどを取り上げ、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基礎的な染色の技法、仕上げなどを扱う。

20 織物では、例えば、手織りや各地の伝統的な機織りなどを取り上げ、種類とその特徴、材料と用具、基礎的な織りの技法、仕上げなどを扱う。

その他の手芸については、パッチワーク、刺し子、組紐、革細工などが考えられ、材料と用具、デザイン、基礎的な技法、仕上げなどについて扱う。

(4) 手芸品の製作

25 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(4)については、安全に十分留意して用具や器具、薬品、染料などを取り扱うこと。

(内容の範囲や程度)

30

エ 内容の(4)については、服飾への活用を想定した手芸品の製作について扱うこと。

35 ここでは、(3)で学習した知識や技術を生かして、「ファッションデザイン」や「ファッション造形」で表現されたデザイン画などを基に、個人又はグループで、服飾への活用を想定した創造的な素材づくりや服飾表現ができるようにする。その際、生徒の主体的な学習を重視し、製作計画を立て、目的に応じた作品ができるようにする。なお、特に、染色などの指導に当たっては、薬品の取扱いやその処理など、安全に十分留意する。

第14節 フードデザイン

この科目は、食生活の現状を理解させ、食生活を総合的にデザインする能力と態度を育てるとともに、学習した内容を生かして、家庭や地域において進んで食育の推進に寄与することをねらいとして

5 している。

今回の改訂においては、我が国の食を取り巻く環境の変化や食生活の多様化、国民の健康増進の重要性から、食育基本法が制定され、食育の推進が図られていることに対応して、従前の「フードデザイン」の内容に食育の意義と食育推進活動を加えるなどの内容の改善を図った。

10 第1 目 標

栄養，食品，献立，調理，テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させ、食生活を総合的にデザインするとともに食育の推進に寄与する能力と態度を育てる。

15 この科目では、健康と食生活のかかわりについて理解させるとともに、豊かな食事を構成する要素として栄養，食品，献立，調理，テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させ、実習を通して食生活を総合的にデザインする能力と実践的な態度を育てる。さらに、それらの学習を生かして、家庭や地域において、食育の推進に寄与する能力と態度を育てることを目標としている。

20 「**栄養，食品，献立，調理，テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させ**」とは、栄養，食品，献立，調理，テーブルコーディネートを代表的な内容として例示し、フードデザインに必要な知識と技術を習得させることを示している。

栄養や食品については、調理と関連させて取り扱うこととし、栄養や食品の知識が献立作成や調理に役立つようにする。また、テーブルコーディネートは、サービスの基礎、楽しい食卓作り、食

25 事空間のデザインなどの学習を通して、食の文化的な意義を学ぶとともに、もてなしの心を育てることをねらいとしている。

「**食生活を総合的にデザインするとともに食育の推進に寄与する能力と態度を育てる**」とは、食生活を栄養の面に加えて、文化的な意義や精神的な満足と合わせて学習することにより、食材を適切に選択し、作るところから食べるところまでを総合的にとらえて計画・実践できるようにすることを示している。さらに、健康の保持増進と健全な食生活を実践するために、食育の意義を踏まえ、

第2 内容とその取扱い

35 1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)健康と食生活、(2)フードデザインの構成要素、(3)フードデザイン実習、(4)食育と食育推進活動の4項目で構成しており、4～6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるように配慮

2 内 容

(1) 健康と食生活

45 ア 食を取り巻く現状
イ 食事の意義と役割

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)のアについては、健康、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境とのかかわりなどを扱うこと。イについては、食事の意義とおいしさ及び望ましい食習慣の形成並びに地域の食文化などを関連付けて扱うこと。

ここでは、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境とのかかわりなどの視点で、我が国の食を取り巻く現状について把握させるとともに、望ましい食習慣の形成や地域の食文化と関連させて、食事の意義と役割について理解させる。

10 ア 食を取り巻く現状

- 我が国の健康や栄養状態の現状については、例えば、国民健康・栄養調査などを基に、朝食の欠食、栄養の偏り、食習慣の乱れ、脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足などの実態や生活習慣病が増加していることなどを把握できるようにする。また、肥満と同時に、特に思春期の女子に、過度の痩身志向がみられることにも気付かせ、健康な食生活についての課題を考えることができるようにする。さらに、我が国の食生活が、ライフスタイルの多様化や食品産業の発展などにより、外部化し社会化していることや、食料事情について、食料自給率や食のグローバル化などとも関連させて扱い、食の安全や地球環境に配慮した食の在り方を考えさせる。

15 イ 食事の意義と役割

- 食事は基本的には栄養を供給し、生命の維持や健康の保持増進を図るものであるが、同時に、嗜好を満たし人間関係の円滑化など精神的な役割や文化的な役割を果たしていることを理解させる。その際、食事のおいしさには、素材の工夫に加えて食事をする人の心身の状態などが複雑にかかわっていることを理解させる。また、望ましい食習慣形成に果たす日常の食生活の重要性に気付かせるとともに、地域の伝統食や郷土食などの食文化とも関連付けて、食事の意義と役割について考えさせる。

25

(2) フードデザインの構成要素

- 30 ア 栄養
イ 食品
ウ 料理形式と献立
エ 調理
オ テーブルコーディネート

(内容の範囲や程度)

- 35 イ 内容の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理と中国料理のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方及び方法を扱うとともに、食事のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方及び方法を扱うこと。

- 40 ここでは、食生活を総合的に計画・実践できるようにするために、栄養、食品、料理様式と献立、調理、テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させる。特に、栄養と食品については、調理の学習と相互に関連を図って理解させるようにする。テーブルコーディネートについては、日常の食卓の工夫をはじめ、代表的な料理様式を取り上げて、基本的な事項を理解させるようにする。

45 ア 栄養

生命の営みや健康の保持増進を図る観点から、基本となる栄養素の炭水化物、脂質、たんぱく質、ビタミン、無機質などの機能と代謝及び水の生理的機能について理解させるとともに、それらの栄養素の消化、吸収、排泄についてその仕組みの概要を理解させる。また、日本人の食事撰

取基準を理解させ、食生活と生活習慣病などのかかわりや各栄養素を多く含む食品、効率的に利用するための調理法などを取り上げ、食事計画や献立作成に活用できるようにする。さらに、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの栄養の特徴、食生活上の留意事項、調理法の工夫などについて理解させる。

5 イ 食品

「日本食品標準成分表」に示された食品の中から、日常よく使用される食品を取り上げ、食品の特徴、調理上の性質及び調理による成分の変化などについて理解させる。調理上の性質については、食品の成分が、洗う、浸す、加熱するなどの調理操作によって変化し、食味に影響することを理解させ、調理による成分の変化としては、無機質やビタミンの損失、色素の変化、酵素による褐変について理解させる。また、食品の生産、流通などの現状について理解させ、日本の食料自給率の向上や地産地消について地域の実態と関連させて考えさせる。さらに、食品の性質と目的に応じた加工、貯蔵の方法や食品の表示について関連する各種制度を食品の安全性や食品産業の取組などの点から理解させ、目的に応じて適切な選択ができるようにする。

ウ 料理様式と献立

15 日本料理、西洋料理、中国料理など代表的な料理様式について、それぞれの料理の特徴や献立構成を理解させ、献立作成の要点や手順などを踏まえて、目的や条件に応じた献立作成ができるようにする。また、様式別の食卓構成や食卓作法、供応に伴うマナーについても取り扱う。

エ 調理

20 調理の目的について、安全性、栄養、嗜好、心身の健康、文化の伝承などの面から理解させ、日常食、行事食、供応食などの調理に必要な知識と技術を習得させる。食物のおいしさは、味、香り、色、外観、テクスチャー、温度などかかわっており、切り方、調味、加熱やその他の調理操作が料理のでき上がりに大きく影響することを理解させ、適切な調理操作ができるようにする。

25 調理操作については、主な加熱操作と非加熱操作について、食品の調理性や栄養的特徴、食品衛生などかかわらせて取り扱う。

オ テーブルコーディネート

30 食事を心豊かにおいしく食べるためには、目で見えて楽しく、食べる人の五感を満足させ、会話のはずむ食卓づくりが大切であり、各季節や行事など、もてなしの時だけでなく普段の食卓づくりにも食卓を演出する必要があることを理解させる。テーブルセッティングについては、日本料理、西洋料理、中国料理など主なものを取り上げ、食器の種類や特徴、盛り付け方など料理に応じた適切な選択ができるようにする。

また、食卓の装飾については、食事のテーマに応じた色彩や照明、クロスや小物類、食卓花など、食事空間の演出方法についても工夫できるようにする。

35 (3) フードデザイン実習

ア 食事テーマの設定と献立作成 イ 食品の選択と調理 ウ テーブルコーディネートとサービスの実習
--

40

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理と中国料理のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方及び方法を扱うとともに、食事のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方及び方法を扱うこと。

45

ここでは、食事のテーマに応じた献立作成、食材の選択と調理、テーブルコーディネートと各料理のサービスの方法について、一連の実習を通して実践できるようにする。特に、テーブルコーデ

ィネートとサービスの実習においては、日本料理、西洋料理、中国料理の基本的なテーブルセッティングやテーマに合ったテーブルコーディネートとサービスの方法を実習させるようにする。また、サービスの実習を通して、コミュニケーションを円滑に図るよう心がけ、もてなしの心や食べる人の心身の状態などにも配慮し、食卓環境を整える方法を理解させる。

5 ア 食事テーマの設定と献立作成

日本料理、西洋料理、中国料理など様式別に季節、行事、料理様式、対象などの条件を考慮し、それにふさわしいテーマを個人やグループで考えさせ、具体的な食事テーマを設定する。また、栄養、嗜好、季節感、経済、調理時間などに配慮して、目的に応じた献立作成ができるようにする。

10 イ 食品の選択と調理

作成した献立に適した食品を選択し、食品の調理性を踏まえた適切な調理ができるようにする。食品の選択については、主として調理実習に用いる農産物、水産物、畜産物及びそれらの加工品の鑑別方法についても取り扱う。

調理実習に際しては、食品衛生と安全に十分配慮して、食品を適切に取り扱い、主な調理操作を習得することにより、能率よく、おいしく、きれいに作ることができるようにする。

15 ウ テーブルコーディネートとサービスの実習

テーブルコーディネートの基本的な事項を踏まえ、食事のテーマにふさわしい食卓の整え方や周囲の環境づくりができるようにし、食卓空間を演出する感性や表現力を養う。また、サービスの実習を通して、コミュニケーションを円滑に図り、もてなしの心や食べる人の心身の状態などにも配慮し、食卓環境を整える方法を理解させ、日常の食生活に応用できるようにする。

(4) 食育と食育推進活動

- 25 ア 食育の意義
イ 家庭や地域における食育推進活動

(内容の構成及び取扱い)

- 30 ア 内容の(4)のイについては、地域の関係機関等との連携を図ること。

(内容の範囲や程度)

- 35 ウ 内容の(4)のアについては、食育を推進することの重要性について扱うこと。イについては、学校家庭クラブ活動などを通して食育を推進する活動を行うこと。

ここでは、食育基本法及び食育推進基本計画の趣旨を十分に理解し、内容の(1)から(3)の学習を生かして、家庭や地域における食育推進活動を行うことができるようにする。

特に、食育を推進するために、保育所や幼稚園等、小学校・中学校、特別支援学校、地域における社会教育団体やNPO（特定非営利活動法人）、企業や事業所などの各種団体等と積極的に連携して活動できるようにする。また、その際、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動とも関連させて生徒が主体的に活動できるように配慮し、グループで適切な課題を設定して活動させるなどの工夫をする。

ア 食育の意義

内容の(1)とかかわらせて食育基本法の趣旨を理解させ、食育の重要性について認識させる。また、地域の食育推進計画や行政、事業者などが行っている食育を推進する活動について調査することなどを通して、食育に関心をもたせる。

イ 家庭や地域における食育推進活動

家庭や学校及び地域における食生活上の問題点や課題を把握し、それらの課題を解決するため

に内容の(1)から(3)までの学習を生かして、食育に関する実践活動に積極的に取り組むことができるようにする。

- 実施に当たっては、各学校、各地域に応じた内容やテーマを選択し綿密な計画を立て、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して、各地域の食育推進にかかわる各種関連機関や
- 5 食品関連企業等との連携を図るなど工夫し、食育推進活動を積極的に進めるよう配慮する。

第15節 食文化

この科目は、国際化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、異なる食文化に対して寛容で受容的な姿勢を有するとともに、伝承された食文化をよりよく発展・創造する態度を養うことをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、食育の推進の視点を重視して内容の改善を図った。

10 第1 目 標

食文化の成り立ち、日本と世界の食文化などに関する知識と技術を習得させ、食文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる。

15 この科目では、食文化の成り立ち、日本と世界の食生活の特徴について学ぶことを通して、食文化に関する専門的な知識と技術を習得させるとともに、食生活の多様性について理解させ、日本の食文化を伝承するとともに、新たな食文化の創造に寄与する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「食文化の成り立ち、日本と世界の食文化などに関する知識と技術を習得させ」とは、食文化の成り立ち、日本と世界の食文化の中から代表的な内容を例示し、食文化の伝承と創造に必要な知識と技術を習得させることを示している。

食文化の成り立ちでは、食文化は、気候風土などの自然環境や宗教、風俗・習慣などがかかわって成り立ち、伝承・発展してきたことを理解させる。

日本の食文化では、日本の食生活の変遷について、各時代の特徴を理解させる。また、日常食、行事食、郷土料理の文化的、歴史的な側面を考えさせるとともに、伝統的な料理様式の発展について理解させる。

世界の食文化では、主な食文化圏の地域的な特徴や料理様式について理解させる。

「食文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、日本や世界の食文化に関心を持ち、食文化を伝承したり創造したりすることのできる能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)食文化の成り立ち、(2)日本の食文化、(3)世界の食文化、(4)食文化の伝承と創造、(5)調理師の業務と社会的役割の5項目で構成しており、1～2単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り、実習等を通して総合的に展開できるように配慮する。

40 2 内 容

(1) 食文化の成り立ち

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、食文化の形成要因について扱うこと。

45 ここでは、日本及び諸外国の食文化の成り立ちの要因について、代表的な食文化を取り上げ、気候風土、宗教、風俗・習慣とのかかわりについて考えさせる。

(2) 日本の食文化

- 5 ア 食生活の変遷
イ 日常食，行事食，郷土料理
ウ 料理様式の発展

(内容の範囲や程度)

- 10 イ 内容の(2)のアについては，日本の食生活の変遷について各時代ごとの特徴を概観させ，食生活の文化的な側面に着目させること。イについては，日常の食事と地域に伝わる行事食や郷土料理を取り上げ，食のもつ文化的，歴史的な側面について扱うこと。ウについては，伝統的な料理様式を取り上げ，その特徴や食卓作法を扱うこと。

- 15 ここでは，日本の食生活の変遷について，各時代の特徴を概観させるとともに，食習慣や食生活の在り方に関心をもたせる。さらに，日本の食文化として，日常食，行事食，郷土料理について，具体的な料理や食事の内容を取り上げ，先人の知恵や食のもつ文化的，歴史的な側面を考えさせる。また，伝統的な料理様式を取り上げ，時代背景とともにその特徴や食卓作法について理解させる。

ア 食生活の変遷

- 20 日本の食生活について，各時代の特徴を概観させ，食生活の変遷の要因を考えさせるとともに，食習慣や食生活の在り方に関心をもたせる。

イ 日常食，行事食，郷土料理

行事食については，伝統的な行事に伴う料理や食材料などを取り上げ，その由来や託された意味などを理解させるとともに，日常食との違いについて触れ，生活の節目としての役割について

- 25 理解させる。また，地域に伝わる郷土料理を取り上げ，食の地域性についても理解させる。

ウ 料理様式の発展

本膳料理，懐石料理，会席料理などの様式について，その流れや特徴を理解させるとともに，基本的な食事の作法を身に付けさせる。

30 (3) 世界の食文化

- ア 世界の料理の特徴と文化
イ 食生活の国際化

- 35 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては，世界の主な食文化圏とその料理の特徴の概要について扱うこと。

- 40 ここでは，世界の主な食文化圏とその料理の特徴を理解させ，歴史と食文化圏とのかかわり，国際化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもたせる。

ア 世界の料理の特徴と文化

世界の主な食文化圏について，主食，調理方法，宗教と食物禁忌などの視点から分類し，地域的な特徴を理解させる。また，食文化圏や料理様式は，歴史とかかわって変化していることを理

- 45 解させるとともに，西洋料理，中国料理，その他の料理を取り上げ，食材料，料理・料理様式，食事作法などの特徴について理解させる。

イ 食生活の国際化

国際化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもたせ，食材料の流通や食文化の交流が

加速度的に進み、地域や民族ごとに特徴のある伝統的な食生活は、互いに影響を受けながら変容していることを理解させる。

また、伝統的な食生活の変容に伴う問題点についても触れる。

5 (4) 食文化の伝承と創造

(内容の構成及び取扱い)

10 ア 内容の(4)については、内容の(2)のイ及び(3)のアと関連付け、実習を中心として扱うこと。

(内容の範囲や程度)

15 エ 内容の(4)については、食文化の伝承の重要性や新しい食文化を創造することの意義について扱うこと。

ここでは、内容の(2)のイ及び(3)のアとかかわらせて実習を中心として扱い、食文化の伝承の重要性や新しい食文化を創造することの意義について考えさせる。

日本の食文化を踏まえて先人の知恵を受け継ぐ日常食、行事食、郷土料理などを調理することができるようにするとともに、各自の工夫を生かした料理を作ることができるようにする。

20 また、世界の食文化を踏まえた伝統的な料理様式の調理ができるようにするとともに、各自の工夫を生かした料理を作ることができるようにする。

(5) 調理師の業務と社会的役割

(内容の構成及び取扱い)

25 イ 内容の(5)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

(内容の範囲や程度)

30 オ 内容の(5)については、食育の推進に果たす調理師の役割についても扱うこと。

ここでは、調理師制度の概要を通して、調理師の業務と社会的役割について理解させる。調理師は、給食等の集団の調理や外食産業において、国民の健康増進の一端を担っていることを理解させる。また、食育基本法を踏まえ、食育の推進における調理師の社会的役割を理解させる。

35 なお、この項目は、調理師養成を目的とする学科等で扱うこととし、それ以外の学科等においては扱わないことができる。

第16節 調理

この科目は、近年の食環境の変化や外食産業などの進展に対応し、国民の健康を担う調理に携わる職業人を育成するために、調理理論と調理の基礎技術を習得させることをねらいとしている。

- 5 この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、国民の健康の維持・増進を支援する観点から内容の改善を図るとともに、健康増進法の施行により変更された給食管理分野における用語について、統一を図った。

第1 目 標

10

様式別調理、大量調理などに関する知識と技術を習得させ、健康の維持・増進に寄与する食生活の充実向上を図るとともに、創造的に調理する能力と態度を育てる。

- 15 この科目では、調理の基礎について理解させ、様式別調理と目的別・対象別の調理について献立を作成して調理ができるようにするとともに、大量調理の管理と運営、食事環境とサービスなどに関する専門的な知識と技術を習得させ、国民の健康の維持・増進に寄与する食生活の充実向上を図るとともに、創造的に調理する能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

- 「様式別調理、大量調理などに関する知識と技術を習得させ」とは、様式別調理と大量調理を代表的な内容として例示し、食生活の充実向上と調理に必要な知識と技術を習得させることを示して
20 いる。

調理の基礎では、調理の目的、食品の調理上の性質、加熱操作、非加熱操作及び調味の方法と特徴などの調理理論について理解させる。また、様式別調理では、日本料理、西洋料理、中国料理、その他の料理の代表的な料理について献立作成と調理ができるようにする。

- 大量調理については、大量調理の社会的な意義と責任、その運営に必要な管理の在り方を理解さ
25 せるとともに、管理方法や大量調理の技術を習得させる。

「健康の維持・増進に寄与する食生活の充実向上を図るとともに」とは、調理を通して、健康の維持・増進に寄与する食生活の充実向上を図る能力の育成を目指すことを意味している。

- 「創造的に調理する能力と態度を育てる」とは、調理の理論と基礎的技術を踏まえて、能率的・合理的に調理できるとともに、創意工夫やアイデアを生かして調理ができる能力と実践的な態度
30 を育てることをねらいとすることを示している。特に、食文化を伝承しつつ創造していく能力の育成を重視して、「創造的に調理する能力」としていることに留意する必要がある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- 35 この科目は、(1)調理の基礎、(2)調理用施設・設備、熱源及び調理機器、(3)献立作成、(4)様式別の献立と調理、(5)目的別・対象別の献立と調理、(6)大量調理、(7)食事環境とサービスの7項目で構成しており、14単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

- 40 ア 内容の(2)から(6)までについては、調理理論と関連付けて、実験・実習を中心として扱うこと。

- 指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。また、「栄養」、「食品」及び「食品衛生」との関連を図るようにする。さらに、内容の(6)について
45 は、できるだけ就業体験とかかわらせて学習させることが望ましい。

調理師養成を目的とする学科等においては、14単位の履修が必要であり、特に、調理理論に5単位、調理実習に9単位を配当するよう留意する。実習には集団調理を含み、校外実習は2単位以内

とする。

2 内 容

(1) 調理の基礎

5

- ア 調理の目的
- イ 食品の性質
- ウ 調理の種類と基本操作

10 (内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のイについては、代表的な食品の調理上の性質について扱うこと。ウについては、加熱操作、非加熱操作及び調味の方法と特徴について扱うこと。

15 ここでは、調理の基礎的な理論として、調理の目的を理解させるとともに、代表的な食品の調理上の性質、加熱操作、非加熱操作などの調理操作の方法と特徴を理解させる。

ア 調理の目的

調理の目的について、食品、栄養、安全、嗜好の面から理解させ、調理を科学的にとらえ、調理技術の向上・発展を図る態度を育てる。おいしさについては、味、香りなどの化学的要因、外観、色、テクスチャー、温度などの物理的要因、心理的・生理的状态、環境、習慣などの人的要因があることを理解させる。味については、甘味、酸味、塩味、苦味、うま味などを取り上げ、味覚や調味と関連させて理解させる。

イ 食品の性質

食品の性質については、調理による食品成分の変化、食味への影響などを理解させる。主な食品としては、米、小麦粉、いも類、豆類、野菜類などの植物性食品、獣鳥肉類、魚介類、鶏卵、牛乳などの動物性食品を扱う。

ウ 調理の種類と基本操作

加熱操作については、煮る、ゆでる、蒸す、焼く、炒める、揚げるなどを取り上げ、加熱による食品の変化、加熱温度、加熱速度などから、それぞれの特徴を理解させる。

30 非加熱操作については、洗浄、浸漬、切碎・成形、混合・攪拌、冷却などを取り上げ、それぞれの操作の目的、食品成分や味などの変化、操作上の留意点について触れ、適切な取扱いができるようにする。

調味については、味の対比効果・相乗効果・抑制効果、味の浸透・拡散、温度と味覚との関係について取り上げ、調味料などの組合せ、量、入れる時期、順序などと味やテクスチャーとの関係について理解させる。

(2) 調理用施設・設備、熱源及び調理機器

(内容の範囲や程度)

40 イ 内容の(2)については、家庭や特定給食施設などの厨房設備と調理機器の安全で衛生的な取扱いに重点を置くこと。

ここでは、調理用施設・設備として、家庭や特定給食施設などの厨房設備を扱い、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理ができるようにする。特に、厨房設備の消毒や清掃、点検など日常の管理の重要性を理解させる。また、調理場の構造、食品取扱い設備、給水及び汚水処理設備についても扱う。熱源及び調理機器では、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴について理解させる。さらに、主な調理機器の原理及び基本構造についても触れ、適切な取扱いができるようにするとともに特定給食施設で用いられている調理機器や調理システムについても扱う。

(3) 献立作成

- 5 ア 献立作成の意義
イ 栄養計算

(内容の範囲や程度)

- 10 ウ 内容の(3)については、献立作成の意義を理解させるとともに、性別、年齢、生活活動などに応じた適切な献立の作成について扱うこと。

ここでは、献立作成の意義を十分理解させるとともに、性別、年齢、生活活動などに応じた適切な献立の作成ができるようにする。

- 15 ア 献立作成の意義
献立作成の重要性を理解させた上で、栄養、嗜好、経済、衛生、施設・設備、作業能率などの制約事項を踏まえ、目的や対象に応じた献立が作成できるようにする。また、調理方法に変化をもたせることや季節感のある食品の使い方にも配慮することができるようにする。
- イ 栄養計算
20 栄養的に適切な献立が作成できたかを評価するとともに、栄養価を表示するために栄養計算ができるようにする。

(4) 様式別の献立と調理

- 25 ア 日本料理
イ 西洋料理
ウ 中国料理
エ その他の料理

(内容の範囲や程度)

- 30 エ 内容の(4)については、代表的な献立を取り上げ、様式別の食器、食卓構成、食卓作法なども扱うこと。

ここでは、日本料理、西洋料理、中国料理、その他の料理について、代表的な料理の特徴と献立構成の基本を理解させ、実習を通して、目的や条件に応じた献立作成と調理ができるようにする。また、様式別の食器、食卓構成、食卓作法などについても扱い、適切に供することができるようにする。

- 35 ア 日本料理
本膳料理、懐石料理、会席料理について扱う。
- 40 イ 西洋料理
フランス料理を中心に扱い、他の国の料理についても触れる。
- ウ 中国料理
北京、四川、上海、広東料理のいずれかを扱い、それぞれの特徴についても触れる。
- エ その他の料理
45 その他の特色ある料理について扱う。

(5) 目的別・対象別の献立と調理

- 5 ア 日常食
イ 行事食・供応食
ウ 病気時の食事
エ 幼児と高齢者の食事

(内容の範囲や程度)

- 10 エ 内容の(5)のアについては、健康の維持・増進を考慮した日常食の献立と調理を扱うこと。
イについては、代表的な行事を取り上げ、供応の目的に合った献立と調理を扱うこと。ウについては、流動食、軟食及び常食を扱うこと。エについては、幼児と高齢者の食事に関する留意事項を扱うこと。

ここでは、日常食、行事食・供応食、病気時の食事、幼児と高齢者の食事など、目的や対象に応じた献立を作成し、適切な調理ができるようにする。

- 15 ア 日常食
健康の維持・増進を考慮した日常食の献立作成と調理ができるようにする。対象者の年齢・性別・嗜好などに応じて、主食、主菜、副菜、汁物などを組み合わせて栄養バランスの整った献立作成と調理ができるようにする。
- 20 イ 行事食・供応食
行事食では、正月料理などの代表的なものを取り上げ、その行事にかかわる食品や献立を扱い、供応食では、もてなしや慶弔などの目的に合った献立を扱い、適切な調理ができるようにする。また、食卓構成、盛り付けの方法などを理解させる。
- ウ 病気時の食事
25 流動食、軟食、常食の献立と調理ができるようにする。また、病状に応じて、たんぱく質、脂質などの各種栄養素とエネルギーを増減する食事の献立作成と調理ができるようにする。
特に、治療食については、医師や栄養士の指示に従って食事を調製する必要があることを理解させる。
- エ 幼児と高齢者の食事
30 幼児の食事は、食習慣を形成する上でも重要であることを理解させ、発達の段階を踏まえて栄養や嗜好に留意した献立作成と調理ができるようにする。高齢者の食事では、高齢者の心身の特徴を踏まえ、栄養、嗜好、咀嚼・嚥下などに留意した献立と調理ができるようにする。

(6) 大量調理

- 35 ア 大量調理の種類と特徴
イ 大量調理の組織と管理
ウ 献立作成と調理

40 (内容の範囲や程度)

- 45 カ 内容の(6)のアについては、各種給食を扱うこと。イについては、大量調理の組織と運営、食品の保管、調理作業管理、衛生管理などについて扱うこと。また、大量調理を担当する者の自覚と責任についても扱うこと。ウについては、学校や事業所などにおける給食の留意事項に重点を置いて扱うこと。

ここでは、各種給食など大量調理の種類と特徴、大量調理に当たっての留意事項を理解させ、大量調理の献立作成と技術を習得させる。また、調理実習ともかかわらせて、大量調理の組織と運営、

食品の保管，調理作業管理，衛生管理などを扱うとともに，大量調理を担当する者の自覚と責任をもたせるようにする。

ア 大量調理の種類と特徴

学校，病院，事業所，福祉施設などにおける各種給食の目的とその特徴について理解させる。

5 また，外食産業との違いについても触れる。

イ 大量調理の組織と管理

大量調理は，目的に沿って組織的に運営されるものであるため，円滑な運営に当たっては，栄養，経済，衛生，作業，施設・設備などの適切な管理が重要であることを理解させる。また，大量調理を担当する者として，安全及び衛生に十分配慮する責任があることを自覚させる。

10 ウ 献立作成と調理

学校や事業所などにおける給食の留意事項に重点を置き，栄養，嗜好，経済，衛生，施設・設備，作業能率などの制約事項を踏まえ，献立作成ができるようにする。調理実習では，大量調理上の留意点を理解した上で，適切な調理ができるようにする。

15 (7) 食事環境とサービス

(内容の構成及び取扱い)

イ 内容の(7)については，内容の(2)から(6)までとの関連を図って，サービス実習をさせること。

20

ここでは，料理を提供する上で食事環境とサービスが重要であることを理解させ，サービスの向上を図る態度を養う。食事環境については，客席の形式，照明，テーブルセッティング，食卓花，音楽などがかかわることを理解させる。サービスについては，席次や食卓作法の基本を踏まえて行い，身だしなみ，気配り，接客態度などが重要であることを理解させる。

25 指導に当たっては，内容の(2)や(3)との関連を図るとともに，内容の(4)から(6)までの実習及び校外実習とかかわらせてサービス実習を行うようにする。

第17節 栄 養

この科目は、近年の生活習慣病の増加など、国民の栄養上の課題に対応して、栄養に関する専門的な知識を習得させることをねらいとしている。

- 5 この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、人体と栄養との関係を理解させることを重視し、栄養に関する知識を健康の維持・増進に結び付けた献立と調理に生かすことができるように内容の改善を図った。

第 1 目 標

- 10 栄養素の機能と代謝，各ライフステージにおける栄養，労働・スポーツと栄養などに関する知識を習得させ，健康の維持・増進を図る能力と態度を育てる。

この科目では、栄養素の機能と代謝，各ライフステージにおける栄養や労働，スポーツと栄養な
15 どに関する専門的な知識を習得させるとともに，国民の健康の維持・増進を図る能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

我が国の食生活は豊かになった反面，食の外部化や簡便化などによって個々の栄養素摂取には偏りがみられ，生活習慣病等の問題が生じている。

- 20 「**栄養素の機能と代謝，各ライフステージにおける栄養，労働・スポーツと栄養などに関する知識を習得させ**」とは，栄養素の機能と代謝，各ライフステージにおける栄養，労働・スポーツと栄養を代表的な内容として例示し，栄養上の問題点を解決するとともに，健康の維持・増進を図るために必要な知識を習得させることを示している。

- 25 「**健康の維持・増進を図る能力と態度を育てる**」とは，この学習を通して，食事や栄養に関して関心をもち，栄養に関する知識を献立作成や調理に役立てることにより，健康の維持・増進を図る能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

第 2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- この科目は，(1)人体と栄養，(2)栄養素の機能と代謝，(3)食事摂取基準と栄養状態の評価，(4)
30 ライフステージと栄養，(5)生理と栄養，(6)病態と栄養の6項目で構成しており，3単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

指導に当たっては，各項目について相互に有機的な関連を図るとともに総合的に展開できるよう配慮する。また，「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

35 2 内 容

(1) 人体と栄養

- 40 ア 栄養と栄養素
イ 人体の構成成分と栄養素
ウ 食物の消化と吸収

(内容の範囲や程度)

- 45 ア 内容の(1)のウについては，食物の物理的消化，栄養素の化学的消化，吸収及び排泄^{せつ}などの仕組みの概要について扱うこと。

ここでは，栄養の概念と栄養素の機能について理解させるとともに，人体の構成成分と栄養素と

のかかわりについて理解させる。また、食物の物理的消化、栄養素の化学的消化、吸収及び排泄などの仕組みの概要についても理解させる。

ア 栄養と栄養素

栄養の概念と栄養素の機能を理解させる。

5 イ 人体の構成成分と栄養素

人体の構成成分の組成について理解させるとともに、栄養素とのかかわりについて理解させる。

ウ 食物の消化と吸収

10 食物が消化され吸収される仕組みについて、咀嚼及び胃や腸のぜん動運動などによる食物の物理的消化、消化液に含まれる酵素による栄養素の化学的消化、吸収及び排泄などの基礎的事項を理解させる。また、食欲や消化吸収率の概要についても触れる。

(2) 栄養素の機能と代謝

- 15 ア 炭水化物
イ 脂質
ウ たんぱく質
エ 無機質
オ ビタミン
カ その他の成分

20

(内容の範囲や程度)

25 イ 内容の(2)のアについては、食物繊維の栄養的意義についても触れること。オについては、炭水化物、脂質及びたんぱく質の代謝と関連させて扱うこと。カについては、アからオ以外の生体調節機能成分について扱うこと。

ここでは、炭水化物、脂質、たんぱく質、無機質、ビタミンの各栄養素の種類及び栄養素の機能と代謝の概要を理解させ、各種栄養素を過不足なく摂取することの重要性を認識させる。

ア 炭水化物

30 炭水化物の種類と生理機能、糖質代謝について理解させる。また、難消化性の食物繊維については、栄養的意義を理解させるとともに、咀嚼回数の増加と唾液の分泌の促進、胃内滞留時間の変化、小腸及び大腸における作用についても理解させる。

イ 脂質

脂質の種類と生理機能、グリセリンと脂肪酸の代謝について理解させる。

35 ウ たんぱく質

たんぱく質の種類と特徴、生理機能、代謝について理解させる。また、たんぱく質の栄養的評価法について理解させる。

エ 無機質

無機質の種類とそれらの主な給源、生理機能と体構成成分としての機能について理解させる。

40 また、不足しがちな無機質や摂取量のバランスを保つことの重要性についても理解させる。

オ ビタミン

ビタミンの種類とそれらの主な給源、主な生理機能、調理による変化について理解させる。また、近年問題となっている過剰摂取についても扱う。

カ その他の成分

45 栄養素ではないが、免疫系、神経系、内分泌系、循環系などの生体を調節する系に作用する生体調節機能を有する成分として、例えば、ポリフェノールやカロテノイドなどを取り上げて理解させる。さらに、水の生理機能及びその出入りについても理解させる。

(3) 食事摂取基準と栄養状態の評価

- ア エネルギー代謝
- イ 食事摂取基準
- ウ 栄養状態の評価

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、エネルギー代謝の基礎的な内容を扱うこと。イについては、食事摂取基準におけるエネルギーと代表的な栄養素を扱うこと。ウについては、個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法について扱うこと。

ここでは、体内におけるエネルギーの出納や食品のエネルギー値の算定方法、日本人の食事摂取基準及び栄養状態の評価の意義と方法について理解させる。

ア エネルギー代謝

人体エネルギー代謝の概要や食品のもつエネルギー、基礎代謝、生活活動に伴うエネルギー代謝などについて理解させる。

イ 食事摂取基準

厚生労働省策定の「日本人の食事摂取基準」は、健康な個人又は集団を対象として、国民の健康の維持・増進、エネルギー・栄養素欠乏症の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康障害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものであり、5年ごとに改定されていることを理解させる。また、策定方針の基本的な考え方及び設定指標についても理解させる。

ウ 栄養状態の評価

個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法について理解させる。個人については異常の発見と治療に有効であり、集団については健康の維持・増進のための栄養指導や食料政策のために必要であることを認識させる。ここでは、食事調査、臨床症状診断、身体計測、生化学的検査などによる直接評価法や食料需給表などから推定する間接評価法を取り扱い、国民健康・栄養調査の概要をもとに栄養状態の評価について理解させる。

(4) ライフステージと栄養

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)については、乳幼児期、青少年期、成年期及び高齢期を取り上げ、各期の栄養の特徴とそれを満たす食事構成の概要を扱うこと。

ここでは、各ライフステージにおける身体的・生理的特徴を理解させ、それに応じた栄養と食事構成の概要について考えさせる。

乳幼児期については、乳汁栄養、離乳栄養、偏食予防、間食の意義など、成長のための栄養と食事構成について理解させる。青少年期については、成長や活動に必要な栄養と食事構成について理解させる。また、学校給食、欠食や過食の防止などについても触れる。成年期については、生活活動に応じた栄養を中心に、生活習慣病予防の見地から栄養と食事構成について理解させる。高齢期については、老化抑制、健康維持の見地から栄養と食事構成について理解させる。

(5) 生理と栄養

- ア 労働、スポーツと栄養
- イ 妊娠、授乳期の栄養

(内容の範囲や程度)

5 オ 内容の(5)のアについては、生活活動強度や活動時間の差による生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。イについては、妊娠、授乳期の生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。

ここでは、労働と栄養、スポーツと栄養、妊娠、授乳期の栄養について、それぞれの生理的特徴、栄養上の配慮事項、食事構成の概要について理解させる。

ア 労働、スポーツと栄養

10 生活活動強度の軽重や活動時間の長短による生理的特徴を理解させ、それに応じた栄養と食事構成を考えさせる。特に、スポーツなどによる消費エネルギー過剰と運動不足などによる摂取エネルギー過剰の両面について、事例を通して理解させる。

イ 妊娠、授乳期の栄養

15 妊娠可能な年齢の女性、妊娠、授乳期の生理的特徴を理解させ、それに応じた栄養と食事構成を考えさせる。

(6) 病態と栄養

20 ア 栄養障害と食事
イ 病態時の栄養

(内容の範囲や程度)

25 カ 内容の(6)については、栄養の過不足による病気と食事療法及び病態に応じた栄養と食事構成の概要を扱うこと。

ここでは、エネルギーや栄養素の過不足による主な病気と食事療法、病態に応じた栄養と食事構成についてその概要を理解させ、適切な栄養摂取ができるようにする。

ア 栄養障害と食事

30 エネルギーや栄養素の過不足によって生じる病気について原因と症状の概要を取り上げ、健康と栄養とのかかわりを理解させるとともに、栄養障害の治療を目指す食事療法として、栄養量、調理法、食品選択における留意点などについて理解させる。

イ 病態時の栄養

35 病態に応じた栄養の特徴と食事構成の概要について理解させる。

第18節 食 品

この科目は、多様化する食品や食生活に対応し、食品に関する専門的な知識を習得させ、各種食品を適切に選択して活用できるようにすることをねらいとしている。

- 5 この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、食品の安全性確保や食品加工技術の発展及び食品の多様化に対応して内容の改善を図った。

第 1 目 標

- 10 食品の分類とその特徴、食品の表示、食品の加工と貯蔵などに関する知識と技術を習得させ、食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を図る能力と態度を育てる。

- 15 この科目では、食品の分類とその特徴、食品の表示、食品の加工と貯蔵、食品の生産と流通などに関する専門的な知識と技術を習得させ、多様化する食品や食生活に対応して、食品の選択と活用を適切に行い、食生活を充実、向上させる能力と実践的な態度を育てることを目標としている。

「食品の分類とその特徴、食品の表示、食品の加工と貯蔵などに関する知識と技術を習得させ」とは、食品の分類とその特徴、食品の表示、食品の加工と貯蔵を代表的な内容として例示し、食品を適切に活用するために必要な知識と技術を習得させることを示している。

- 20 食品の分類については、「日本食品標準成分表」を用いて分類させ、栄養的な特徴や調理上の性質について理解させる。

食品の表示については、法規や制度とかかわらせて理解させた上で、各種食品の具体的な表示方法を理解させる。

- 25 食品の加工については、物理的加工、化学的加工及び微生物や酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を理解させる。

食品の貯蔵については、代表的な貯蔵の方法についてその原理と特徴の概要を理解させる。

食品の生産と流通については、多様化する食品の生産と食料需給の概要を理解させるとともに、代表的な食品の流通機構の概要を理解させる。

- 30 「食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を図る能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、食品に関する知識を献立作成や食品の購入、調理に役立てることにより、食生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

第 2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- 35 この科目は、(1)食品の分類とその特徴、(2)食品の表示、(3)食品の加工と貯蔵、(4)食品の生産と流通の4項目で構成しており、2単位程度履修させることを想定して内容を構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに、総合的に展開できるよう配慮する。また、「調理」、「栄養」及び「食品衛生」との関連を図るようにする。

40 2 内 容

(1) 食品の分類とその特徴

- 45 ア 食品の成分と分類
イ 植物性食品とその加工品
ウ 動物性食品とその加工品
エ 油脂
オ 調味料、甘味料、香辛料及び嗜好品

(内容の範囲や程度)

5 ア 内容の(1)のアについては、食品の成分の特徴による分類方法である食品群と、「日本食品標準成分表」を扱うこと。イ及びウについては、代表的な食品を扱うこと。エについては、加工油脂を含めて代表的な食品を扱うこと。オについては、代表的な食品の使用目的とその役割、性質、利用法などを扱うこと。

ここでは、食品の構成成分と分類方法について理解させるとともに、植物性食品とその加工品、動物性食品とその加工品、油脂、調味料、甘味料、香辛料及び嗜好品について、代表的な食品を取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

ア 食品の成分と分類

食品の分類について、食品の栄養的特徴により分類した食品群と、「日本食品標準成分表」で用いられている食品の分類方法を理解させる。

イ 植物性食品とその加工品

15 穀類、いも及びでん粉類、豆類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類とその加工品について、代表的な食品を取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

穀類については、穀類の構造上から、胚乳の取得の方法には搗精と製粉の別があることを理解させる。例えば、米、小麦、とうもろこし、そば、穀類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

20 いも及びでん粉類については、例えば、じゃがいも、さつまいも、さといも、いも類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

豆類については、豆類は、たんぱく質と脂質に富み糖質の少ないものと、糖質とたんぱく質が多く、脂質の少ないものとに大別されることを理解させるとともに、野菜的な性状をもつものは野菜類として取り扱うことを理解させる。例えば、大豆、あずき、豆類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

25 野菜類については、葉菜類、茎菜類、根菜類、果菜類、花菜類などに分けて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。特に、緑黄色野菜、その他の野菜の別による栄養的特徴について理解させ、野菜のあくについては、調理と関連させて理解させる。

30 果実類については、果実の栄養的特徴、特有の成分である糖分、有機酸、ペクチン、色素、芳香、渋味及び利用法などを理解させる。

きのこ類については、食用としてのきのこの栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

藻類については、緑藻類、褐藻類、紅藻類、藻類の加工品などに分けて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

35 ウ 動物性食品とその加工品

魚介類、肉類、卵類、乳類とその加工品について、代表的な食品を取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

40 魚介類については、魚介類の栄養的特徴及び調理上の性質について、特に、たんぱく質、脂質の性状、季節による栄養的価値と呈味の変化、自己消化と腐敗現象などを取り上げるとともに、利用法などを理解させる。また、加工品や加工方法についても取り扱い、魚卵にも触れる。

肉類については、例えば、牛肉、豚肉、鶏肉などを取り上げ、栄養的特徴について、特に、たんぱく質や脂質の種類、熟成、部位による成分や性状の違いと調理上の性質、利用法などを理解させる。また、主な加工品を取り上げて、加工方法の概要を理解させる。

45 卵類については、例えば、鶏卵、うずら卵及びその加工品について、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解させる。

乳類については、牛乳、乳製品について、栄養的特徴及び調理上の性質として、特に、たんぱく質、脂質、糖質の特性を取り上げるとともに、利用法、加工方法などを理解させる。

エ 油脂

植物性油脂，動物性油脂，加工油脂について，代表的な食品を取り上げて，栄養的特徴，調理上の性質，利用法などを理解させる。

植物性油脂については，主な植物性油脂について，脂肪酸組成と特質，製法，利用法などを理解させる。また，主な物理的性質と化学的性質や製造工程についても触れる。

5 動物性油脂については，例えば，バター，ラード，牛脂などについて，脂肪酸組成と特質，製法，利用法などを取り扱う。

加工油脂については，例えば，硬化油，マーガリン，ショートニング，粉末油脂などについて，脂肪酸組成と特質，製法，利用法などを理解させる。また，ショートニング性，クリーミー性，脂肪の融点などについても触れる。

10 オ 調味料，甘味料，香辛料及び嗜好品

調味料，甘味料，香辛料及び嗜好品について，使用目的とその役割，利用法などを理解させる。

調味料については，例えば，食塩，みそ，しょうゆ，食酢，みりん，うま味調味料などを取り上げて，使用目的とその役割，利用法などを理解させる。

15 甘味料については，例えば，砂糖，あめ類，ぶどう糖，はちみつ，人工甘味料などを取り上げて，使用目的とその役割，利用法などを理解させる。

香辛料については，辛味を主とするもの，芳香を主とするもの，色と香味を主とするものについて，それぞれ代表的なものを取り上げて，使用目的とその役割，利用法などを理解させる。

嗜好品については，例えば，菓子類，茶・コーヒー・ココア・清涼飲料などの嗜好飲料，アルコール飲料などを取り上げて，使用目的とその役割，利用法などを理解させる。

20

(2) 食品の表示

ア 食品の表示制度

イ 各種食品の表示

25

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては，食品の表示にかかわる基本的な法規や制度の目的と概要を扱うこと。イについては，加工食品などの表示を具体的に扱うこと。

30

ここでは，食品の表示と法規や制度とのかかわりについて理解させるとともに，各種食品の具体的な表示方法について理解させる。

ア 食品の表示制度

食品衛生法，健康増進法，農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

35 などの法規に基づく食品の表示方法について理解させる。

イ 各種食品の表示

生鮮食品，加工食品などの各種食品の具体的な表示方法について理解させる。

(3) 食品の加工と貯蔵

40

ア 食品の加工

イ 食品の貯蔵

(内容の範囲や程度)

45

ウ 内容の(3)のアについては，物理的加工，化学的加工及び微生物や酵素による加工の目的，方法及び成分の変化を扱うこと。イについては，代表的な貯蔵の方法についてその原理と特徴の概要を扱うこと。

ここでは、食品の加工について、物理的加工、化学的加工及び微生物や酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を理解させる。食品の貯蔵については、代表的な貯蔵の方法の原理と特徴の概要を理解させる。

ア 食品の加工

- 5 食品加工の目的は、食味、消化、栄養、貯蔵性、流通性、利便性の向上にあることを理解させる。穀類の一次加工、でん粉の製法などの物理的な加工、酸、アルカリ又は塩類を加えて行う化学的な加工、微生物や酵素による加工について、その目的、方法、成分の変化などを理解させる。また、消費者の多様なニーズに応じて開発されるインスタント食品や、特別用途食品などの様々な加工食品についても扱う。

10 イ 食品の貯蔵

貯蔵の目的は変質や腐敗の防止、品質の維持にあることを理解させ、例えば、乾燥、塩蔵、糖蔵、酢漬け、冷蔵、冷凍、缶詰、びん詰、くん製、殺菌、ガス置換、放射線などによる貯蔵方法について、その原理と特徴を理解させる。

15 (4) 食品の生産と流通

ア 食品の流通と食料需給

イ 食品の流通機構

20 (内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)のアについては、多様化する食品の生産と食料需給の概要を扱うこと。イについては、代表的な食品の流通機構の概要や食品の安全な流通を図るための仕組みを扱うこと。

- 25 ここでは、食品の生産の多様化、食料自給率や食料需給の問題、代表的な食品の流通機構の概要について理解させ、食品の生産と流通の在り方や課題を考えさせる。

ア 食品の流通と食料需給

科学技術の進歩、高度な生産技術や加工技術の開発により、食品の生産が多様化している現状、食料生産と消費の推移、輸入状況、食料自給率などについて理解させ、食料需給などの食料問題

- 30 について考えさせる。

イ 食品の流通機構

主な食品の流通機構の概要や安全な食品の流通を図るための仕組み、食品のトレーサビリティシステムなどについて理解させ、その機能や課題などについて考えさせる。また消費者ニーズに対応した流通についても関心をもたせる。

35

第19節 食品衛生

この科目は、食生活の安全と食品衛生に関する専門的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

- 5 この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、食生活の安全の重要性と食品安全行政の取組を踏まえ、食中毒や食品の汚染、食品衛生対策などを重視して内容を再編成し、衛生管理が適切にできるよう改善を図った。

第1 目 標

- 10 食生活の安全と食品衛生対策など食品衛生に関する知識と技術を習得させ、安全で衛生的な食生活に寄与する能力と態度を育てる。

この科目では、食生活の安全と食品安全行政、食中毒とその予防、食品の汚染、食品の変質とその防止、食品添加物、食品衛生対策などの食品衛生に関する専門的な知識と技術を、食品衛生関係法規とかかわらせて習得させ、食にかかわる職業人として、食生活を安全で衛生的に管理できる能力と実践的態度を育てることを目標としている。

「食生活の安全と食品衛生対策など食品衛生に関する知識と技術を習得させ」とは、食生活の安全と食品衛生対策を代表的な内容として例示し、食品衛生に必要な知識と技術を習得させることを示している。

食品衛生に関する知識と技術として、食生活の安全と食品安全行政の取組、食中毒とその予防、食品の汚染、食品の変質とその防止、食品添加物、食品衛生対策などがあり、これらの項目を具体的な事例や実験・実習を通して理解させる。また、食品衛生法と関連する法規については、その目的と内容を理解させ、食にかかわる職業人としての意識をもたせる。

25 「安全で衛生的な食生活に寄与する能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、食品衛生に関する知識と技術を調理や食生活の場で活用することにより、食生活を安全で衛生的にするために寄与できる能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

第2 内容とその取扱い

30 1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)食生活の安全と食品安全行政、(2)食中毒とその予防、(3)食品の汚染、寄生虫、(4)食品の変質とその防止、(5)食品添加物、(6)食品衛生対策の6項目で構成しており、4単位程度履修させることを想定して内容を構成している。

35 指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに、総合的に展開できるように配慮する。また、「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

2 内 容

(1) 食生活の安全と食品安全行政

(内容の範囲や程度)

- 40 ア 内容の(1)については、食生活の安全を確保することの重要性やそのための食品安全行政の取組などについて扱うこと。

ここでは、食生活の安全を確保することの重要性を理解させる。また、食生活の安全が食品安全基本法や食品衛生法をはじめとする法規や食品安全行政によって守られており、食品の安全確保のためのリスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションから構成されることを理解させる。さらに、食品の生産、加工、流通、消費における衛生対策についても取り扱う。

(2) 食中毒とその予防

- 5 ア 細菌性食中毒とその予防
- イ ウィルス性食中毒とその予防
- ウ 化学物質による食中毒とその予防
- エ 自然毒による食中毒とその予防

(内容の範囲や程度)

- 10 イ 内容の(2)については、具体的な事例を取り上げ、食中毒の特徴、症状、発生状況と汚染源、予防などを扱うこと。

ここでは、食中毒統計の分類に準じ、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒、化学物質による食中毒、
15 自然毒による食中毒について、代表的な事例を取り上げ、食中毒の特徴、症状、発生状況と汚染源、
それらの予防法などについて理解させ、衛生管理の重要性を認識させる。

ア 細菌性食中毒とその予防

細菌性食中毒には感染型と毒素型があることを取り上げ、それぞれの特徴、症状、発生状況と
汚染源、予防法などについて理解させる。特に、サルモネラ、カンピロバクター、病原性大腸菌
20 O-157等をはじめとする近年の食中毒の発生状況については、具体的な事例を取り上げ、その原因
と予防法を理解させる。

イ ウィルス性食中毒とその予防

ウィルス性食中毒には、小型球形ウィルスをはじめとするウィルスによるものがあることを取
り上げ、それぞれの特徴、症状、発生状況と汚染源、予防法などについて理解させる。ノロウィ
25 ルスによる食中毒の発生状況については、具体的な事例を取り上げ、その原因と予防法を理解さ
せる。

ウ 化学物質による食中毒とその予防

化学物質による食中毒には、食品の製造工程や容器から混入した場合や過失により誤認して使
用した場合などがあることを取り上げ、それらの発生状況、症状、予防法などについて理解させ
30 る。

エ 自然毒による食中毒とその予防

自然毒による食中毒には、動物性と植物性があることを取り上げ、それらによる食中毒の種類、
症状、予防法などについて理解させる。また、食品加工や調理の過程で毒を除去する方法につい
ても理解させる。地域によって起こりやすい食中毒については、重点を置いて取り扱うようにす
35 る。

(3) 食品の汚染、寄生虫

- 40 ア 有害物質による食品の汚染とその予防
- イ 寄生虫病とその予防

ここでは、環境汚染における食品への濃縮汚染や、食品を介して感染する寄生虫病について、事
例を通して理解させるとともに、食品や環境の衛生などに関心をもたせる。

ア 有害物質による食品の汚染とその予防

45 科学技術や産業の進展の一方で、重金属、化学物質、農薬、放射能などの有害物質が環境を汚
染し、食品や人体に影響を及ぼしていることを認識させる。環境汚染物質による直接的汚染のほ
か、食物連鎖及び生物濃縮の過程を経て発生することを事例を通して理解させ、汚染防止につい
ても取り上げる。

イ 寄生虫病とその予防

食品を通して感染する寄生虫を感染経路によって大別し、主な寄生虫病のそれぞれの特徴、感染経路、症状、予防法などについて、具体的な事例を通して理解させる。

5 (4) 食品の変質とその防止

- ア 微生物による変質とその防止
- イ 化学的作用による変質とその防止

10 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(4)については、食品の変質とその防止に関する基礎的な内容を扱うこと。

ここでは、微生物や化学的作用による食品の変質について、それらの現象と害及び防止法を理解させ、食品の鑑別や保管が適切にできるようにする。

ア 微生物による変質とその防止

食品が微生物などの生物的因子によって劣化し、食用に適さなくなる腐敗や変敗について、食品に付着する微生物の種類や性状、食品の保存状態とのかかわりを理解させるとともに、その防止法についても理解させる。また、腐敗食品の鑑別についても取り扱う。

20 イ 化学的作用による変質とその防止

油脂の変敗、食品の褐変など、食品が酸素、光線、酵素などの化学的作用により変質することを理解させるとともに、その防止法についても理解させる。

(5) 食品添加物

25

- ア 食品添加物の使用目的と用途
- イ 食品添加物の使用基準と表示

(内容の範囲や程度)

30

エ 内容の(5)については、食品添加物に関する法規と関連させて扱うこと。

ここでは、食品添加物の使用目的、種類、性質、使用基準などについて、食品衛生法による規定と実際の加工食品の表示を取り上げて理解させる。また、食品添加物の使用と食生活とのかかわりについても考えさせる。

ア 食品添加物の使用目的と用途

食品衛生法に規定されている食品添加物の定義及び規制について理解させるとともに、合成及び既存添加物の用途別分類、使用目的、種類、性質などについて理解させる。

イ 食品添加物の使用基準と表示

我が国の食品添加物の指定制度、指定に至るまでの安全性の評価、指定基準について理解させる。また、食品添加物の中には安全性の見地から対象食品、添加量、使用目的、使用方法など使用基準が定められているものがあることや食品添加物の表示方法についても理解させる。

(6) 食品衛生対策

45

- ア 衛生管理の方法
- イ 食品衛生関係法規

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(6)のアについては、食品の衛生管理の方法を具体的に理解させるよう実験・実習を通して扱うこと。

5

(内容の範囲や程度)

オ 内容の(6)のアについては、食品の生産、加工、流通及び消費における衛生対策を扱うこと。イについては、食品衛生に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

10

ここでは、食品を衛生的に取り扱い、飲食物に起因する健康障害を予防するための衛生管理が適切にできるようにするとともに、食品衛生法と関連する法規の趣旨と概要を理解させる。

指導に当たっては、衛生管理の方法については、具体的な事例を取り上げ、実験・実習を通して理解させるようにする。

15 ア 衛生管理の方法

食品製造・調理施設における衛生管理の方法を、例えば、空中細菌検査、手指の消毒効果検査、食品の腐敗に関する実験・実習などにより理解させ、食品衛生に関する衛生意識を高め、人、物、場所に対する衛生監視・指導の内容とその必要性を認識させる。

20 また、食品の安全性と品質を確保し、対象食品の危害因子を確認して制御するための管理方法としてのHACCP（危害分析重要管理点）方式の概念と、その概念に基づいた我が国の総合衛生管理製造過程承認制度について理解させる。

さらに、食品の安全を目的とした「食品安全マネジメントシステム」（ISO22000）などにも触れる。

イ 食品衛生関係法規

25 食品衛生法、同施行令、同施行規則、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、食品及び添加物等の規格基準、器具及び容器包装の規格基準について、その目的及び内容とともに、食品の製造、販売などにおける衛生面の規制と重要性を理解させる。また、関係のある法規として、食品安全基本法、健康増進法、消費者基本法、調理師法、栄養士法、学校給食法などにも触れる。

30

第20節 公衆衛生

この科目は、集団の健康を守り、さらに発展させるための公衆衛生に関する専門的な知識を習得させることをねらいとしている。

- 5 この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、保健行政の分類に準じて内容を再構成し、環境問題などの環境衛生、疾病予防、健康づくり対策などを重視するなどの内容の改善を図った。

第1 目 標

- 10 環境衛生、母子保健、学校保健など、集団の健康と公衆衛生に関する知識を習得させ、疾病の予防と健康づくりに寄与する能力と態度を育てる。

- 15 この科目では、集団の健康や環境問題などの現状を理解させるとともに、我が国の公衆衛生を発展させるための専門的な知識を習得させ、食にかかわる職業人として、疾病の予防と健康づくりに寄与する能力と態度を育てることを目標としている。

「環境衛生、母子保健、学校保健など、集団の健康と公衆衛生に関する知識を習得させ」とは、環境衛生、母子保健、学校保健を代表的な内容として例示し、集団の健康と公衆衛生に必要な知識を習得させることを示している。

- 20 集団の健康と公衆衛生に関する知識としては、集団の健康と公衆衛生、環境衛生、疾病の予防と健康管理、母子保健、学校保健、産業保健、高齢者保健などがあり、関連する法規や制度と関連付けて理解させる。

- 25 「疾病の予防と健康づくりに寄与する能力と態度を育てる」とは、この学習を通して、集団の健康と公衆衛生に関する知識を調理や食生活の場で活用することにより、疾病の予防と健康づくりに寄与できる能力と実践的な態度を育てることをねらいとすることを示している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

- 30 この科目は、(1)集団の健康と公衆衛生、(2)公衆衛生関係法規、(3)環境衛生、(4)疾病の予防と健康管理、(5)母子保健、(6)学校保健、(7)産業保健、(8)高齢者保健の8項目で構成しており、4単位程度履修させることを想定して内容を構成している。

(内容の構成及び取扱い)

- 35 ア 内容の(5)から(8)までについては、内容の(2)と関連付けて扱うこと。

指導に当たっては、内容の(5)から(8)までについては、内容の(2)の公衆衛生関係法規と関連付けて扱うこととし、各項目について相互に有機的な関連を図って理解させるようにする。

2 内 容

- 40 (1) 集団の健康と公衆衛生

- ア 公衆衛生の意義
イ 保健衛生統計

- 45 (内容の範囲や程度)

- ア 内容の(1)のイについては、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・栄養調査などを取り上げ、集団の健康状態について扱うこと。

ここでは、我が国の公衆衛生の発展の状況などから、集団の健康を管理し保持増進する公衆衛生の意義について理解させるとともに、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・栄養調査などを取り上げ、集団の健康の現状と課題について理解させる。

ア 公衆衛生の意義

- 5 我が国の公衆衛生の発展の状況を取り上げ、集団の健康を管理し保持増進を図るためには、地域社会や職場、学校等の保健衛生状態の向上が必要であり、組織的な公衆衛生活動が重要であることを理解させる。

イ 保健衛生統計

- 10 集団の健康状態を把握するとともに、公衆衛生活動の指針として衛生統計が作成されていることを理解させる。また、人口動態統計、疾病統計、国民健康・栄養調査などを取り上げ、それぞれの目的や特徴を理解させ、我が国及び地域社会における現状と課題について理解させる。

(2) 公衆衛生関係法規

(内容の範囲や程度)

15

イ 内容の(2)については、公衆衛生に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

ここでは、衛生関係法規には、保健衛生関係、予防衛生関係、環境衛生関係、医事関係、薬事関係などがあることを知らせ、内容の(5)から(8)までの各項目にかかわる法規についての趣旨と概要
20 について理解させる。

(3) 環境衛生

25

ア 現代の環境問題
イ 生活環境の保全

(内容の範囲や程度)

30

ウ 内容の(3)については、現代の生活と自然環境とのかかわりについて具体的な事例を通して扱い、生活環境の保全のための方策を扱うこと。

ここでは、健康に影響を及ぼす現代の環境問題について、具体的な事例を通して理解させ、生活環境の保全のための方策について考えさせる。

ア 現代の環境問題

- 35 科学技術と産業の発展により、地球規模の環境問題となっている現代の生活と自然環境とのかかわりについて、例えば、大気汚染、地球温暖化、水質汚濁、ごみ問題、ダイオキシン、内分泌かく乱化学物質などの具体的な事例を通して理解させる。

イ 生活環境の保全

- 40 生活環境の悪化が人々の活動を制約し、健康に悪影響を与えていることを理解させ、生活環境の保全のための国、地域、産業界、個人などの各レベルでの方策について考えさせる。環境保全の取組については、諸外国の例などを取り上げるとともに、国際的な取組についても触れる。

(4) 疾病の予防と健康管理

45

ア 生活習慣病と健康管理
イ 感染症の予防
ウ 精神保健

(内容の範囲や程度)

- 5 エ 内容の(4)のアについては、生活習慣病の実態とその予防について具体的な事例を通して扱うこと。イについては、感染症の発生要因、予防対策、消毒法などの基礎的事項を扱うこと。ウについては、精神の健康を左右する要因と精神保健活動に関する基礎的事項を扱うこと。

ここでは、生活習慣病の実態とその予防及び健康管理、感染症の発生要因と予防対策など、精神の健康を左右する要因と精神保健活動などについて取り扱い、疾病予防と健康管理に関する公衆衛生活動について理解させる。

10 ア 生活習慣病と健康管理

生活習慣病の種類と実態を取り上げ、国民の健康の維持・増進、寿命の延長などのためには、生活習慣病の予防が重要な問題であることを認識させ、疾病の早期発見と生活に基盤を置いた治療及び予防に対する栄養の役割を理解させる。また、健康管理の在り方について考えさせる。

15 イ 感染症の予防

主な感染症について、原因、種類と病状、予防法・消毒法などを取り上げ、エイズや結核などの感染症発生の事例を通して、感染症の予防に関する公衆衛生活動の重要性について理解させる。

ウ 精神保健

- 20 精神の健康を左右する要因とその健康を高めるための精神保健活動について理解させる。現代社会の複雑多岐にわたる様々な要因が精神面に与える影響の大きいことを各種の事例を通して考えさせ、精神保健の重要性を理解させる。また、地域精神保健活動についても理解させる。

(5) 母子保健

- 25 ア 母性の保護と保健指導
イ 乳幼児の保健指導

(内容の範囲や程度)

- 30 オ 内容の(5)については、母性保健指導及び乳幼児保健指導について具体的な事例を扱うこと。

ここでは、母性保健指導及び乳幼児保健指導について、具体的な事例を通して理解させる。

ア 母性の保護と保健指導

- 35 妊娠・分娩の生理について理解させ、母性保護の立場から、母性保健指導が行われていることや生活や労働について留意すべき事項を理解させる。また、妊娠、出産とともに、安心して子育てができる環境を確保することなど、生涯を通じての総合的な対策が必要であることについて理解させる。

イ 乳幼児の保健指導

- 40 新生児及び乳児の健康管理が重要であることや乳幼児の健康診査等の保健指導の意義、目的、内容について理解させる。また、保健所や医療機関などの保健指導の機関についても扱う。

(6) 学校保健

- 45 ア 学校保健管理
イ 健康教育

(内容の範囲や程度)

カ 内容の(6)については、学校における保健管理及び健康教育の意義と目的を扱うこと。

5 ここでは、学校生活の健康環境づくりとして、学校保健管理と健康教育を扱い、その意義と目的を理解させる。

ア 学校保健管理

総合的な健康環境づくりとして、児童、生徒、教職員の健康の保持・増進、教育環境の整備、学校生活管理が重要であり、健康診断、安全管理などの学校保健管理の意義と目的を理解させる。

イ 健康教育

10 自らの健康保持能力を身に付けさせるための健康教育の意義と目的を理解させる。

(7) 産業保健

ア 労働環境の整備

15 イ 労働者の健康管理

(内容の範囲や程度)

キ 内容の(7)については、職場の環境や作業条件と健康とのかかわりを扱うこと。

20 ここでは、職場の環境や作業条件が健康に影響を及ぼすことを理解させ、産業保健の重要性について認識させる。

ア 労働環境の整備

25 作業環境や作業条件に問題があるために発生する健康障害や労働災害の実態などの事例を通して、職場の衛生環境や作業条件が作業者の健康に影響を及ぼすことを理解させ、産業保健の重要性について認識させる。

イ 労働者の健康管理

健康診断、職場における健康の増進活動、安全管理などの労働者の健康管理の意義と目的を理解させる。

30

(8) 高齢者保健

ア 高齢者保健の現状

イ 健康管理

35

(内容の範囲や程度)

ク 内容の(8)については、高齢者の医療、福祉などと関連付けて扱うこと。

40 ここでは、高齢者保健の現状を高齢者の医療、福祉などと関連付けて理解させるとともに、高齢者保健の重要性について認識させる。

ア 高齢者保健の現状

高齢者保健の現状を高齢者の医療、福祉などと関連付けて理解させる。高齢者に対する保健医療対策、福祉対策、介護保険制度による基本的な介護サービスなどについても扱う。

45 イ 健康管理

高齢期の生理的特徴を理解させ、健康管理の在り方について考えさせる。

第3章 教育課程の編成と指導計画の作成

第1節 教育課程の編成

5 ここでは、学校において専門教科「家庭」に関する科目を取り入れた教育課程を編成する場合の主な留意点について、高等学校学習指導要領総則に定められている事項を中心に述べることとする。

1 教育課程編成の一般方針（総則第1款）

10 高等学校学習指導要領第1章総則第1款の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示している。

15 教育課程編成の基本的な原則については、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従って、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成することを示している。特に、今回の改訂においては、学校の教育活動を進めるに当たっては、「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立するよう配慮しなければならない。」ことが示されている。これは、教育基本法等で明確にされた教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成することや知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視するという今回の改訂の基本的な考え方を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

25 家庭に関する学科においては、これまでも家庭に関する各科目の履修を通して家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識・技術を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を重視してそれらの知識・技術を実際に活用できる実践力の育成に努めてきている。また、「課題研究」などの学習を通して、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度の育成に努めてきている。家庭に関する学科では、今回の改訂を踏まえ、これらの教育の一層の充実を図っていくことが求められており、その際、例えば、実習の成果や課題をまとめた報告書の作成や発表、「課題研究」の成果の発表など言語活動の充実にも努める必要がある。

30 道徳教育については、今回の改訂において、道徳教育を充実する観点から、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確化している。また、「自他の生命を尊重する精神」に関して適切な指導を行うとの配慮事項を追加している。

35 専門教科「家庭」では、今回の改訂において、教科の目標に「生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、生活産業に従事する者としての規範意識や倫理観の育成を重視しており、各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

40 体育・健康に関する指導については、生徒の発達の段階を考慮すべき旨を規定するとともに新たに食育の推進や安全に関する指導について規定している。

45 さらに、望ましい勤労観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するよう就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように求めている。

各学校においては、これらの教育課程編成の一般方針として示された事項や基本理念に基づき、

創意工夫を生かした教育課程を編成・実施していく必要がある。

2 各教科・科目及び単位数等（総則第2款）

(1) 卒業までに履修させる単位数等（総則第2款の1）

5 各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数，総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、総則第3款の1，2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

10 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

高等学校の教育課程は、各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動によって構成することとしている。また、卒業までに履修させる総単位数は、従前と同様に74単位以上で変更はない。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数（総則第2款の2）

15 各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの単位数について、表1に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

表1 各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数（○印が必修科目）

教科等	科 目	標準単位数	すべての生徒に履修させる科目
25 国 語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
30 地 理 歴 史	世界史A	2	} ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
40 公 民	現代社会	2	「現代社会」 又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
45 数 学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
50	科学と人間生活	2	} 「科学と人間生活」
	物理基礎	2	
	物理	4	

5	理 科	化学基礎	2		を含む2科目 又は 基礎を付した科目 を3科目
		化学	4		
		生物基礎	2		
		生物	4		
		地学基礎	2		
		地学	4		
		理科課題研究	1		
10	保 健 体 育	体育	7～8	○	
		保健	2	○	
15 20	芸 術	音楽Ⅰ	2		○
		音楽Ⅱ	2		
		音楽Ⅲ	2		
		美術Ⅰ	2		
		美術Ⅱ	2		
		美術Ⅲ	2		
		工芸Ⅰ	2		
		工芸Ⅱ	2		
		工芸Ⅲ	2		
		書道Ⅰ	2		
		書道Ⅱ	2		
		書道Ⅲ	2		
		25	外国語		
コミュニケーション英語Ⅰ	3				
コミュニケーション英語Ⅱ	4				
コミュニケーション英語Ⅲ	4				
英語表現Ⅰ	2				
英語表現Ⅱ	4				
英語会話	2				
30	家 庭	家庭基礎	2		○
		家庭総合	4		
		生活デザイン	4		
35	情 報	社会と情報	2		○
		情報の科学	2		
総合的な学習の時間			3～6	2単位まで減可	

(注： }○は、それらの科目のうち、1科目が必修であることを示す。)

(3) 主として専門学科において開設される各教科・科目（総則第2款の3）

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる主として専門学科において開設される各教科・科目（以下「専門教科・科目」）及びその単位数について、総則第2款の3の表に掲げる各教科・科目及び設置者の定める標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

専門教科「家庭」に属する科目については、学科の目標や性格によってその履修単位数が異なると思われるので、設置者は本書の第2章の解説を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、学科の目標、生徒の必要などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

(4) 学校設定科目（総則第2款の4）

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に示す教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目を設ける場合には、従前は、その名称、目標、内容、単位数等は、設置者が定めることとされており、「その他の科目」と称してきた。平成11年の改訂において、各学校における特色ある教育課程の編成に資するようこれらの科目の名称、目標、内容、単位数等は、各学校で定めることとし、「学校設定科目」と改めており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。

専門教科「家庭」に属する科目については、生活産業に関する各分野に対応して、通常履修される教育内容などを想定して、20科目が示されている。しかしながら、生活産業の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、「学校設定科目」を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

「学校設定科目」を設ける場合には、各学校は教科の目標に基づき、その科目の名称、目標、内容、単位数などを定めることとされている。「学校設定科目」を設置する場合には、教科の目標に基づき設置するという要件があること、科目の内容構成については、関係する各科目の内容との整合性を図るよう十分配慮する必要がある。

3 各教科・科目の履修等（総則第3款）

(1) 必履修教科・科目等（総則第3款の1）

① 必履修教科・科目の種類及びその単位数（総則第3款の1の(1)）

すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」）とその単位数は、表1（145ページ参照）のとおりである。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については、3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

今回の改訂において、すべての生徒に履修させる必履修教科・科目については、高等学校の生徒として最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。ただし、教科としての共通性を高める必要がある場合や生徒の選択肢の拡大につながる場合については各学校の一定の裁量を確保した上で単位数を増加させることとした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学、外国語の各教科の必履修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての生徒が共通して履修する科目（共通必履修科目）を設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目について2単位まで単位を減じることができるようにしている。国語、数学及び外国語を除く各教科については、体育を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目から選択的に履修できるようにしている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上は学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目の中から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とした。

ただし書きの規定は、生徒の特性、進路等が多様になっているという実態や専門科目を履修しなければならない専門学科において、教育課程編成を一層弾力的に行うことができるようにするためのものである。なお、標準単位数が2単位である必履修科目は減じることがで

きないことに注意する必要がある。

以上のような必履修教科・科目の設定により、その最低合計単位数は、従前と同様、各課程・学科とも31単位となっている。

② 総合的な学習の時間の履修

5 5 すべての生徒に履修させる必要がある総合的な学習の時間の標準単位数については、総則
第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な学習の時間の単
位数を定める場合については、原則として3単位を下らないことが求められる。ただし、特
に必要がある場合にはその単位数を2単位とすることができる。これは、総合的な学習の時
間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であ
10 ることを前提とした上で、各教科・科目（学校設定科目及び学校設定教科を含む）において、
横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の
単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、
かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間を3単位履修させることが困難であるなど、特
に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とするこ
15 ができるという趣旨である。

(2) 専門教科・科目の履修（総則第3款の2）

① 専門教科の最低必修単位数（総則第3款の2の(1)）

20 家庭など専門教育を主とする学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に
履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、家庭に関する学科においては、
各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科
目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科
目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

25 家庭などの専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様に25単位以上と
している。これは、平成11年の改訂で30単位から25単位に改められたが、今回の改訂におい
て、卒業に必要な修得総単位数や必履修教科・科目の最低合計単位数が変更されていないこ
となどを踏まえ、専門学科については、一定の専門性を確保する観点から引き続き専門科目
を25単位以上履修させることが適当であるとされたことによる。

② 専門科目による必履修科目の代替（総則第3款の2の(2)）

30 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合におい
ては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替える
ことができる。

35 これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするもので
あり、専門科目と必履修科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて
十分な調整を行い、より弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。家庭に関する学
科では、例えば、「生活産業情報」の履修により「社会と情報」の履修に代替することなど
が可能である。なお、全部代替する場合、「生活産業情報」の履修単位数は、2単位以上必
要であることは言うまでもない。

③ 職業学科における総合的な学習の時間の特例（総則第3款の2の(3)）

40 家庭に関する学科においては、総合的な学習の時間の履修により「課題研究」の履修と同
様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって「課題研究」の
履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究」の履修により、総合的な学
習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって総
45 合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付
け、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力など生きる力を育成するとともに、学び方やも
のの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を
育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることを目標としている。

また、この時間の学習活動については、各学校が創意工夫を生かして展開することが期待されているが、学習指導要領では、横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動の三つの活動が例示されている。

5 家庭に関する学科においては、生活産業の各分野に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的な学習態度を育てることを目標とした「課題研究」が原則履修科目とされており、これは、総合的な学習の時間が目標としているものと軌を一にしているといえる。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができることとし、逆に、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に変えることができることとしている。

10 ただし、相互の代替ができるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「課題研究」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標からみても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な学習の時間の履修によって「課題研究」の履修に代替する場合には、総合的な学習の時間の履修の成果が「課題研究」の目標、内容等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。

4 各教科・科目等の授業時数等（総則第4款）

20 (1) 全日制の課程における年間授業週数（総則第4款の1）

全日制の課程における各教科・科目、ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む）に行うことができる。

25 学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目、総合的な学習の時間並びにホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが、このうち全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

30 今回の改訂で「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し、各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

(2) 全日制及び定時制の課程における週当たり授業時数（総則第4款の2及び3）

35 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

40 全日制の課程における週当たりの標準授業時数については、従前と同様30単位時間としている。さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合など、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

(3) 特別活動の授業時数（総則第4款の4、5及び6）

45 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

特別活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成しており、その授業時数については、ホームルーム活動について、年間35単位時間以上行うことを規定したものである。なお、ホームルーム活動は、各教科・科目と異なり、特定の学期又は期間に行うことはできず、毎週行わなければならないが、授業の1単位時間の弾力化を図っているため、年間の合計として35単位時間以上の授業時数を確保する必要がある。

(4) 授業の1単位時間の運用（総則第4款の7）

各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等について責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

授業の1単位時間については、従前と同様に、各教科・科目等の授業時間を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において適切に定めることとしている。

なお、授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準としているので、それによって計算された単位数に見合う授業時数は確保しなければならない。

今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」との規定が設けられている。これは、教科担任制である高等学校では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。

(5) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（総則第4款の8）

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

この規定は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要がある。

5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（総則第5款）

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（総則第5款の1）

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

教育課程の編成に当たっては、「多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮する」ことに加え、「生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるように」することを示している。これは、単に生徒の自由選択に委ねるだけではなく、各学校において、学校や生徒の実態を踏まえ、特に生徒の進路を十分に考慮に入れた適切な教科・科目の履修ができるようにすることを求めたものである。

(2) 各教科・科目等の内容等の取扱い（総則第5款の2）

① 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（総則第5款の2の(1)）

学校においては、学習指導要領に示していない事項を加えて指導することができる。また、学習指導要領に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、学習指導要領に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これに加えて教育課程を編成、実施することができる。このように、学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

② 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序（総則第5款の2の(2)）

学習指導要領に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校において、その取扱いについて適切な工夫を加える。

③ 各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項（総則第5款の2の(3)）

学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

従前から、各教科・科目の内容を1単位ごとに分割指導できることを示していたが、単位制高校の増加などを踏まえ、弾力的な教育課程編成を可能とする観点から、例えば、4単位科目を2単位ごとに分割するなどの指導ができることを明示している。

④ 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（総則第5款の2の(4)）

学校においては、特に必要がある場合には、学習指導要領に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

(3) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（総則第5款の3）

① 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導（総則第5款の3の(1)）

指導計画の作成に当たっては、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要があり、各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。

② 指導内容のまとめ方及び重点の置き方（総則第5款の3の(2)）

各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにする。

③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（総則第5款の3の(3)）

学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して
5 配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

④ 道徳教育の全体計画の作成（総則第5款の3の(4)）

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、
10 指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する。

(4) 職業教育に関して配慮すべき事項（総則第5款の4）

① 実験・実習に配当する授業時数の確保（総則第5款の4の(2)のア）

15 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分に確保するようにする。

専門科目の内容を確実に身に付けさせるためにも実験・実習などの体験的な学習を一層重視することとして、これに充てる授業時数を確保するよう示したものである。

② 生徒の実態に応じた配慮（総則第5款の4の(2)のイ）

20 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにする。

③ 就業体験の機会の確保等（総則第5款の4の(3)及び(4)のア）

25 学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができることとしてしている。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要する。

30 職業に関する学科では、従来から「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、平成20年1月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべであると提言されている。

35 就業体験は、生徒が实际的知識や技能・技術に触れることによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

40 このため、今回の改訂においては、すべての学科において、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを明示するとともに、特に、職業に関する各教科・科目については、就業体験を積極的に取り入れることとし、就
45

業体験をもって実習に替えることができることとしている。

④ ホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動（総則第5款の4の(4)のイ）

5 ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動を利用して、学習の効果を上げるように留意する。家庭科においては、従前からホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動が効果的な学習法として定着している。専門教科「家庭」の各科目の実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることができること、学校家庭クラブ活動については、「課題研究」に位置付けていることは、従前と同様である。生徒の自発的な学習活動を進めるためにこれらの活動を促進するように配慮することが必要である。

10 また、ホームプロジェクトの実施時間数については、専門教科「家庭」における科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

⑤ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替（総則第5款の4の(4)のウ）

15 定時制及び通信制の課程においては、生徒の職業における実務経験を科目の履修の一部に替えることができる。

ただし、その科目の一部を履修したと同様の成果があると認められるときに限られる。

第2節 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

学習指導要領では、第3章の第3節第3款に専門教科「家庭」の各科目についての配慮事項を示している。各学校において、具体的な指導目標、指導内容及び指導方法などを定めた指導計画を作成する際には、これらの事項に十分配慮する必要がある。

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

10 (1) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。

今回の改訂においては、従前と同様に「生活産業基礎」及び「課題研究」の2科目を家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

15 「生活産業基礎」は、生活と産業とのかかわりや生活産業と職業についての基礎的な内容など、専門的な学習への動機付けとなるように内容を構成している。

「課題研究」は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探究して知識・技術の深化・総合化を図るとともに、問題解決の能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

20 なお、「生活産業基礎」は、科目の性格やねらいなどからみて低学年で、また、「課題研究」は高学年で履修させるようにする。

25 (2) 家庭に関する各学科においては、原則として家庭に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。

家庭に関する各学科においては、従前から実験・実習を主要な学習方法としてきており、技術の進展等に対応し、今後、創造性や問題解決能力の育成などを一層重視して、実験・実習を充実することが必要である。各学科においては、従前から専門教科「家庭」の各科目の担当時間の合計の10分の5以上を実験・実習に充てることとしているが、時数の確保とともに内容の一層の充実に努める必要がある。なお、ここでいう実験・実習とは、実験、調査、観察、見学、現場実習及びプロジェクト学習などの実際の、体験的な学習が含まれる。

30 実験・実習にホームプロジェクトを取り入れることができることは従前と同様であり、専門教科「家庭」の各科目の授業時数の10分の2以内をホームプロジェクトとして実施させることができる。

35 (3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

家庭に関する各学科の教育の改善・充実を図っていく上で、地域や産業界との双方向の連携、協力関係を確立していくことは、極めて重要である。また、単に地域や産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や産業界との協力関係を築くことも求められる。

40 今回の改訂においては、地域産業や地域社会との連携や交流を促進し、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる観点から、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れることとしている。
45 また、職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができることが示されている。したがって、家庭に関する各学科においても、これまで以上により実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れていくことが求められている。

また、生徒が生活産業に関する各分野の最新の知識や技術を身に付けたり、望ましい勤労観・職業観を育成するために、第一線で活躍する学校外の職業人等を学校に招き、学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するように努める必要がある。

- 5 また、地域や産業界等との協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、学校の施設・設備等を地域に開放したり、生徒が自らの学習の成果によって身に付けた専門性を生かした活動を行うことなどが考えられる。

- 従前から、家庭に関する各学科においては、学校家庭クラブ活動として、例えば、保育所や高齢者福祉施設等への訪問、地域の高齢者との交流など、各科目の学習を生かした活動に取り組んで成果を上げている。学校家庭クラブ活動については、「課題研究」の中で取り組むなど、なお一層の内容の充実が求められる。

2 各科目の指導に当たっての配慮事項

- 15 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

- 専門教科「家庭」の各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに学習意欲を喚起させ、情報の検索・収集、他の学校や地域との情報の交流、学習成果の発表を行うなど、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

- 25 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

- 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、被服実習室、食物実習室、保育実習室などの施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、情報通信機器、視聴覚機器、掲示資料、模型などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。特に、調理実習における電気、ガスなどの火気の扱い、実習室の換気、包丁などの刃物の安全な取扱いと管理、食中毒を防止するための食材の保管と取扱い、調理器具の衛生的な管理、被服製作や服飾手芸における針、縫製機器、薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し、事故や食中毒の防止を図り、安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようにする。

また、校外に出て調査・研究・実習などを行う際においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、生徒が高校生としての自覚と責任をもって行動し、所期の目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意する。